

広島市報

定期第1127号
令和6年4月30日

発行所
広島市役所
(企画総務局法務課)

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

目次

条 例

- 広島市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（第6号）……………6
- 広島市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例（第7号）……………6
- 広島市消防関係手数料条例の一部を改正する条例（第8号）……………8
- 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例（第9号）……………8
- 青少年と電子メディアとの健全な関係づくりに関する条例の一部を改正する条例（第10号）……………9
- 広島市安佐北コミュニティセンター条例（第11号）……………9
- 広島市養護老人ホーム設備等基準条例の一部を改正する条例（第12号）……………11
- 広島市軽費老人ホーム設備等基準条例の一部を改正する条例（第13号）……………11
- 広島市認定こども園設備等基準条例の一部を改正する条例（第14号）……………12
- 広島市児童福祉施設設備基準等条例の一部を改正する条例（第15号）……………12
- 広島市児童館条例の一部を改正する条例（第16号）……………13
- 広島市こども医療費補助条例の一部を改正する条例（第17号）……………13
- 広島市障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例の一部を改正する条例（第18号）……………14
- 広島市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例（第19号）……………14
- 広島市こども療育センター条例の一部を改正する条例（第20号）……………15
- 広島市中心身障害者福祉センター条例の一部を改正する条例（第21号）……………15
- 広島市障害者デイサービスセンター条例の一部を改正する条例（第22号）……………16
- 広島市介護保険条例の一部を改正する条例（第23号）……………16
- 広島市指定居宅サービス事業設備基準等条

- 例の一部を改正する条例（第24号）……………17
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例及び広島市精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例（第25号）……………21
- 広島市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（第26号）……………21
- 広島市市営駐車場条例の一部を改正する条例（第27号）……………23
- 広島市土砂堆積規制条例の一部を改正する条例（第28号）……………23
- 広島市市営住宅等条例の一部を改正する条例（第29号）……………23
- 広島市公園条例の一部を改正する条例（第30号）……………23
- 広島市火災予防条例の一部を改正する条例（第31号）……………24
- 広島市水道給水条例の一部を改正する条例（第32号）……………24
- 広島市国民健康保険条例の一部を改正する条例（第33号）……………24
- 広島市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（第34号）……………25
- 広島市市税条例の一部を改正する条例（第35号）……………25
- 広島市認定こども園設備等基準条例の一部を改正する条例（第36号）……………25
- 広島市児童福祉施設設備基準等条例の一部を改正する条例（第37号）……………26
- 広島市議会委員会条例の一部を改正する条例（第38号）……………26
- 広島市市税条例の一部を改正する条例（第39号）……………27

規 則

- 広島市職員席次規則の一部を改正する規則（第10号）……………31
- 広島市児童相談所長に対する事務委任規則等の一部を改正する規則（第11号）……………31
- 広島市衛生事務委任に関する規則の一部を改正する規則（第12号）……………31
- 広島市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規

則の一部を改正する規則（第 1 3 号）……………32

○広島市住民投票条例施行規則及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第 1 4 号）……………32

○職員の名義に関する規則の一部を改正する規則（第 1 5 号）……………32

○広島市証明等手数料条例施行規則の一部を改正する規則（第 1 6 号）……………33

○広島市議会の会派に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第 1 7 号）……………33

○広島市似島歓迎交流センター条例施行規則の一部を改正する規則（第 1 8 号）……………33

○広島市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則（第 1 9 号）……………34

○市長の消防服制に関する規則及び広島市消防吏員の服制に関する規則の一部を改正する規則（第 2 0 号）……………34

○広島市衛生事務委任に関する規則の一部を改正する規則（第 2 1 号）……………35

○広島市安佐北コミュニティセンター条例施行規則（第 2 2 号）……………35

○広島市子ども医療費補助条例施行規則の一部を改正する規則（第 2 3 号）……………36

○広島市重度心身障害者医療費補助条例施行規則及び広島市重度精神障害者通院医療費補助条例施行規則の一部を改正する規則（第 2 4 号）……………36

○広島市子ども療育センター条例施行規則の一部を改正する規則（第 2 5 号）……………36

○広島市旧宅地造成等規制法施行細則及び広島市建築基準法施行細則の一部を改正する規則（第 2 6 号）……………37

○広島市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則（第 2 7 号）……………37

○広島市事務組織規則の一部を改正する規則（第 2 8 号）……………37

○広島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則（第 2 9 号）……………41

○広島市住民投票条例施行規則の一部を改正する規則（第 3 0 号）……………42

○一般職の職員の給与に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（第 3 1 号）……………42

○職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（第 3 2 号）……………42

○広島市市税規則の一部を改正する規則（第 3 3 号）……………43

○広島市予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則（第 3 4 号）……………43

○広島市会計規則の一部を改正する規則（第 3 5 号）……………44

○広島市物品管理規則の一部を改正する規則（第 3 6 号）……………45

○広島市債権管理事務取扱規則の一部を改正する規則（第 3 7 号）……………47

○広島市安芸市民病院事業財務会計規則の一部を改正する規則（第 3 8 号）……………47

○広島市下水道事業財務会計規則の一部を改正する規則（第 3 9 号）……………48

○広島市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則（第 4 0 号）……………50

告 示

○介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定……………51

○介護保険法による指定地域密着型サービス事業者の指定……………51

○介護保険法による指定事業者の指定……………51

○広島市民球場の呼称の決定……………51

○災害対策基本法による指定緊急避難場所の指定の取り消し……………51

○災害対策基本法による指定避難所の指定……………51

○広島市固形状一般廃棄物処分手数料収納事務の委託……………52

○広島市大型ごみ収集運搬手数料の収納事務の委託……………52

○令和 6 年 2 月 2 7 日付け広島市告示第 7 3 号の訂正……………52

○令和 6 年 2 月 1 3 日付け広島市告示第 5 4 号の改正……………52

○地方自治施行令による「広島市民球場東バス駐車場の警備・運営及び利用料金収納業務（単価契約）」の委託……………52

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定……………53

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定の更新 2 件……………53

○路上駐車場の休止……………53

○広島市公共下水道築造事業計画の変更……………53

○地方税法による土地及び家屋に関する令和 6 年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格

等縦覧帳簿の縦覧……………54	○道路法による広島市の区域の境界に係る道路の管理方法の協議の成立……………59
○開発行為に関する工事の完了……………54	○公印の印影印刷の廃止……………60
○子ども・子育て支援法の確認……………54	○公印の印影印刷……………60
○路上駐車場の休止……………55	○母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の収納事務の委託……………60
○開発行為に関する工事の完了……………55	○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定……………60
○地域包括支援センターの所在地の変更の届出……………55	○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出……………61
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定……………55	○保育料及びこれに係る延滞金、保育園等副食費及びこれに係る遅延損害金の収納事務の委託……………61
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出……………55	○都市公園法による公募設置等計画の変更の認定……………61
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出……………56	○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出……………61
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の指定……………56	○開発行為に関する工事の完了……………62
○開発行為に関する工事の完了……………56	○公印の印影印刷……………62
○広島市市営的場町駐車場の休止を定めた令和6年3月8日付け広島市告示第102号の改正……………56	○広島市私道整備工事費補助金交付規則による私道整備工事に要する経費認定の上限額の決定……………62
○開発行為に関する工事の完了……………56	○市税の収納事務の委託……………63
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出……………56	○自転車等の所有権の取得……………64
○公印の印影印刷……………57	○町の区域の変更……………64
○土地区画整理法による広島市大塚中央土地区画整理組合の解散の認可……………57	○広島市市営住宅使用料等の収納事務の委託……………64
○公印の印影印刷の廃止……………57	○開発行為に関する工事の完了 2件……………64
○広島市市営住宅等条例による特賃住宅を除く市営住宅の令和6年4月から令和7年3月までの家賃……………57	○河川工事の施行……………65
○開発行為に関する工事の完了……………57	○広島広域公園第一球技場の呼称の決定……………65
○国民健康保険料及び国民健康保険税の収納事務の委託……………58	○公印の印影印刷……………65
○公共下水道の供用開始……………58	○広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に関する要綱による指定事業者の廃止の届出……………65
○公共下水道及び流域下水道の終末処理場による下水の処理開始……………58	○介護保険法による指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止の届出……………65
○公印の印影印刷の廃止……………59	○改正前の介護保険法による指定介護療養型医療施設の辞退の届出……………65
○後期高齢者医療保険料の収納事務の委託……………59	○地方自治法による広島市と次の町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結……………66
○開発行為に関する工事の完了……………59	○公共下水道の供用開始……………66
○都市公園法による都市公園と道路とが相互に効用を兼ねる区域についての協定の締結……………59	○公共下水道及び流域下水道の終末処理場による下水の処理開始……………66
	○農業集落排水処理施設の供用開始……………66
	○農業集落排水処理施設の供用変更……………66

○介護保険法による指定地域密着型サービス事業又は指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出……………66	○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）……………73
○広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に関する要綱による指定事業者の廃止の届出……………67	○放置自転車等の撤去（南区） 3件……………73
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区） 2件……………67	○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）……………73
○放置自転車等の撤去（中区）……………67	○建築基準法による告示対象区域における一の敷地とみなすこと等の認定の取消し（西区）……………73
○電線共同溝の整備等に関する特別措置法による電線共同溝を整備すべき道路の指定（中区）……………67	○放置自転車等の撤去（西区）……………74
○建築基準法による一の敷地とみなすこと等による制限の緩和の認定（中区）……………67	○建築基準法による道路の位置の指定（西区）……………74
○放置自転車等の撤去（中区）……………67	○放置自転車等の撤去（西区） 4件……………74
○区物品出納員事務の一部委任の解除（中区）……………68	○建築基準法による道路の位置の指定（西区）……………74
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）……………68	○放置自転車等の撤去（西区） 2件……………74
○放置自転車等の撤去（中区）……………68	○長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐南区）……………75
○道路の区域変更（中区）……………68	○道路の供用開始（安佐南区）……………75
○道路の供用開始（中区）……………68	○道路の区域変更（安佐南区）……………75
○放置自転車等の撤去（中区）……………68	○道路の供用開始（安佐南区）……………75
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）……………68	○区出納員事務の一部委任（安佐南区）……………75
○放置自転車等の撤去（中区）……………68	○長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐南区）……………75
○放置自転車の撤去（東区）……………69	○建築基準法による道路の位置の指定（安佐南区）……………76
○道路の区域変更（東区）……………69	○建築基準法による道路の位置の廃止（安佐南区）……………76
○道路の供用開始（東区）……………69	○建築基準法による道路の位置の指定（安佐南区）……………76
○放置自転車の撤去（東区）……………69	○道路の供用開始（安佐南区）……………76
○建築基準法による道路の位置の指定（東区）……………69	○道路の区域変更（安佐南区）……………76
○住居表示実施区域内の街区の区域の変更（東区）……………69	○道路の供用開始（安佐南区）……………76
○放置自転車の撤去（東区） 2件……………72	○道路の区域変更（安佐南区）……………77
○路線名等を定める法定外公共物の指定の変更（東区）……………72	○道路の供用開始（安佐南区）……………77
○放置自転車等の撤去（南区）……………72	○長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐北区）……………77
○電線共同溝の整備等に関する特別措置法による電線共同溝を整備すべき道路の指定（南区）……………72	○都市公園の設置（安佐北区）……………77
○放置自転車等の撤去（南区） 2件……………72	○路線名等を定める法定外公共物の指定の変更（安佐北区）……………77
○路線名等を定める法定外公共物の指定の廃止（南区）……………72	○路線名等を定める法定外公共物の指定（安佐北区）……………77
○路線名等を定める法定外公共物の指定（南区）……………72	○長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐北区）……………77
○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）……………73	○放置自転車等の撤去（安佐北区）……………78
○放置自転車等の撤去（南区） 2件……………73	○道路の区域変更（安佐北区）……………78
	○道路の供用開始（安佐北区）……………78
	○路線名等を定める法定外公共物の指定の変更（安芸区）……………78
	○路線名等を定める法定外公共物の指定の廃

止（安芸区） 2件……………78

○住居表示実施区域内の街区の区域の変更（安芸区）……………79

○道路の区域変更（安芸区）……………81

○道路の供用開始（安芸区）……………81

○放置自転車等の撤去（安芸区） 2件……………81

○長期間駐車されていた自転車等の移動（安芸区）……………81

○放置自転車等の撤去（安芸区）……………81

○長期間駐車されていた自転車等の移動（安芸区）……………81

○放置自転車等の撤去（佐伯区）……………81

○長期間駐車されていた自転車等の移動（佐伯区）……………81

○道路の区域変更（佐伯区）……………82

○道路の供用開始（佐伯区）……………82

○放置自転車等の撤去（佐伯区） 2件……………82

○建築基準法による道路の位置の指定（佐伯区）……………82

○放置自転車等の撤去（佐伯区）……………82

○長期間駐車されていた自転車等の移動（佐伯区）……………82

○道路の区域変更（佐伯区）……………82

○道路の供用開始（佐伯区）……………83

○放置自転車等の撤去（佐伯区）……………83

○長期間駐車されていた自転車等の移動（佐伯区）……………83

○放置自転車等の撤去（佐伯区）……………83

○道路の区域変更（佐伯区）……………83

○建築基準法による道路の位置の廃止（佐伯区）……………83

○建築基準法による道路の位置の指定（佐伯区）……………84

○放置自転車等の撤去（佐伯区） 2件……………84

○建築基準法による道路の位置の指定（佐伯区）……………84

区 告 示

○住民基本台帳法及び住民基本台帳法施行令による職権処理（中区）……………84

公 告

○広島農業振興地域整備計画の変更……………84

選 管 告 示

○令和6年3月1日現在における地方自治法及び市町村の合併の特例に関する法律による各種直接請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律による教育長又は委員の解職請求をするに必要な選挙人の数……………85

人事委員会規則

○職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一

部を改正する規則（第2号）……………85

○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（第3号）……………85

教育委員会規則

○広島市教育委員会公印規則の一部を改正する規則（第1号）……………86

○広島市立学校通学区域審議会規則の一部を改正する規則（第2号）……………86

○広島市教育委員会公印規則の一部を改正する規則（第3号）……………87

○広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則（第4号）……………87

○広島市青少年センター青年の家管理運営規則等の一部を改正する規則（第5号）……………87

教育委員会告示

○広島市教育委員会議（臨時会）の開催……………88

監 査 公 表

○包括外部監査の結果（指摘事項）に対する措置事項及び監査の意見に対する対応結果の公表……………88

条 例

広島市条例第 6 号
令和 6 年 3 月 28 日

広島市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

広島市個人番号の利用に関する条例（平成 2 7 年広島市条例第 5 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 2 号を加える。

- (5) 特定個人番号利用事務 法第 1 9 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (6) 利用特定個人情報 法第 1 9 条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。

第 3 条第 1 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第 3 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

別表第 2 の 1 の項中「医療保険給付関係情報（法別表第 2 の 1 の項第 4 欄に規定する医療保険給付関係情報をいう。以下同じ）」を「健康保険法

（大正 1 1 年法律第 7 0 号）、船員保険法（昭和 1 4 年法律第 7 3 号）、私立学校教職員共済法（昭和 2 8 年法律第 2 4 5 号）、国家公務員共済組合法（昭和 3 3 年法律第 1 2 8 号）、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）、地方公務員等共済組合法（昭和 3 7 年法律第 1 5 2 号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という）に、「生活保護関係情報（同表の 9 の項第 4 欄に規定する生活保護関係情報をいう。以下同じ。）、地方税関係情報（同表の 1 の項第 4 欄に規定する地方税関係情報をいう。以下同じ。）、介護保険給付等関係情報（同表の 1 の項第 4 欄に規定する介護保険給付等関係情報をいう。以下同じ）」を「生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という）に改め、同表の 2 の項中「障害者関係情報（法別表第 2 の 1 0 の項第 4 欄に規定する障害者関係情報をいう。以下同じ）」を「身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和 3 5 年法律第 3 7 号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という）に、「児童扶養手

当関係情報（同表の 1 3 の項第 4 欄に規定する児童扶養手当関係情報をいう。以下同じ。）、特別児童扶養手当関係情報（同表の 1 6 の項第 4 欄に規定する特別児童扶養手当関係情報をいう。以下同じ。）若しくは」を「児童扶養手当法（昭和 3 6 年法律第 2 3 8 号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）、」に改め、「昭和 3 9 年法律第 1 3 4 号」の右に「による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）」若しくは同法を加え、「中国残留邦人等支援給付等関係情報（同表の 9 の項第 4 欄に規定する中国残留邦人等支援給付等関係情報をいう。以下同じ）」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）による支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という）に、「障害者自立支援給付関係情報（同表の 8 の項第 4 欄に規定する障害者自立支援給付関係情報をいう。以下同じ）」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という）」に改め、同表の 4 の項中「（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）」を削り、同表の 6 の項中「（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）」を削り、同表の 8 の項中「（昭和 3 6 年法律第 2 3 8 号）」を削り、同表の 1 2 の項中「（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）」を削る。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 4 8 号）の施行の日から施行する。

広島市条例第 7 号
令和 6 年 3 月 28 日

広島市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例

広島市都市計画関係手数料条例（平成 1 2 年広島市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

別表中第 1 0 7 号を第 1 0 9 号とし、第 8 5 号から第 1 0 6 号までを 2 号ずつ繰り下げ、同表第 8 4 号ア中「第 8 2 号ア」を「第 8 4 号ア」に改め、同号イ中「第 8 2 号イ(ア)」を「第 8 4 号イ(ア)」に改め、同号を同表第 8 6 号とし、同表中第 8 3 号を第 8 5 号とし、第 8 0 号から第 8 2 号までを 2 号ずつ繰り下げ、同表第 7 9 号ア中「第 7 7 号ア(ア)」を「第 7 9 号ア(ア)」に改め、同号イ中「第 7 7 号ア(イ) b」を「第 7 9 号ア(イ) b」に改め、同号を同表第 8 1 号とし、同表第 7 8 号ウ中「第 6 5 号ウ(ウ)」を「第 6 7 号ウ(ウ)」に、「同号ウに」を「同号ウ(ウ)又は(イ)に」に改め、同号を同表第 8 0 号とし、同表第 7 7 号ウ中「第 6 5 号ウ(ウ)」を「第 6 7 号ウ(ウ)」に、「同号ウに」を「同号ウ(ウ)又は(イ)に」に改め、同号を同表第 7 9 号とし、同表中第 7 6 号を第 7 8 号とし、同表第 7 5 号ア中「第 7 2 号ア(ア) a」を

「第74号ア(イ)a」に改め、同号ア(イ)a中「第72号ア(イ)b(a)」を「第74号ア(イ)b(a)」に改め、同号ア(イ)b中「第72号ア(イ)b(b)」を「第74号ア(イ)b(b)」に改め、同号イ(イ)a中「第72号ア(イ)a」を「第74号ア(イ)a」に改め、同号イ(イ)a中「第72号ア(イ)b(a)」を「第74号ア(イ)b(a)」に改め、同号イ(イ)b(a)中「第72号ア(イ)b(b)(i)」を「第74号ア(イ)b(b)(i)」に改め、同号イ(イ)b(b)中「第72号ア(イ)b(b)(i)」を「第74号ア(イ)b(b)(i)」に改め、同号を同表第77号とし、同表第74号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改め、同号を同表第76号とし、同表第73号ウ中「第65号ウ(イ)」を「第67号ウ(イ)」に、「同号ウに」を「同号ウ(イ)又は(イ)に」に改め、同号を同表第75号とし、同表第72号ア(イ)a及びb中「第75号」を「第77号」に改め、同号ウ中「第65号ウ(イ)」を「第67号ウ(イ)」に、「同号ウに」を「同号ウ(イ)又は(イ)に」に改め、同号を同表第74号とし、同表第71号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改め、同号を同表第73号とし、同表中第70号を第72号とし、同表第69号ア(イ)中「第75号」を「第77号」に改め、同号ア(イ)a中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」に改め、同号ア(イ)中「第75号」を「第77号」に改め、同号を同表第71号とし、同表中第68号を第70号とし、第67号を第69号とし、同表第66号ウ中「同号ウに」を「同号ウ(イ)又は(イ)に」に改め、同号を同表第68号とし、同表第65号ア(イ)中「建築物のエネルギー消費性能の向上に關

する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同号ア(イ)c中「第72号」を「第74号」に改め、同号ア(イ)a(a)中「第69号、第72号及び第75号」を「第71号、第74号及び第77号」に改め、同号ウ(イ)中「187,000円」を「209,000円」に、「211,000円」を「238,000円」に、「329,000円」を「366,000円」に、「411,000円」を「471,000円」に、「577,000円」を「685,000円」に改め、同号ウ(イ)中「167,000円」を「187,000円」に、「189,000円」を「212,000円」に、「290,000円」を「321,000円」に、「361,000円」を「411,000円」に、「502,000円」を「591,000円」に改め、同号を同表第67号とし、同表第64号の次に次の2号を加える。

⑥ 建築基準法施行令第137条の12第6項の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係の建築物の大規模の修繕等に関する制限の適用除外に係る認定の申	既存の建築物について建築物の敷地と道路との関係の建築物の大規模の修繕等に関する	1件につき	27,000円
---	---	-------	---------

請に対する審査	制限の適用除外に係る認定申請手数料		
⑥ 建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく道路内における建築物の大規模の修繕等に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	既存の建築物についての道路内における建築物の大規模の修繕等に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件につき	27,000円

別表備考の4中「第65号ウ(イ)」を「第67号ウ(イ)」に改め、同表備考の5中「第72号ウ又は第73号ウ(第74号)」を「第74号ウ又は第75号ウ(第76号)」に、「第65号ウ(イ)」を「第67号ウ(イ)」に改め、同表備考の6中「第77号ウ又は第78号ウ」を「第79号ウ又は第80号

ウ」に、「第65号ウ(イ)」を「第67号ウ(イ)」に改め、同表備考の7中「第65号イ(イ)、第66号イ(イ)(第67号)」を「第67号イ(イ)、第68号イ(イ)(第69号)」に、「第72号イ(イ)、第73号イ(イ)(第74号)」を「第74号イ(イ)、第75号イ(イ)(第76号)」に、「第77号イ(イ)、第78号ア」を「第79号イ(イ)、第80号ア」に、「第80号」を「第82号」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

広島市条例第 8 号
令和 6 年 3 月 28 日

広島市消防関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市消防関係手数料条例の一部を改正する条例

広島市消防関係手数料条例（平成 1 2 年広島市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 号エ中「第 1 条の 2 で」を「第 1 条の 3 に」、「第 1 条の 3 で」を「第 1 条の 4 に」に改め、同号オ中「1, 1 8 0, 0 0 0 円」を「1, 4 5 0, 0 0 0 円」に、「1, 4 1 0, 0 0 0 円」を「1, 7 2 0, 0 0 0 円」に、「1, 5 9 0, 0 0 0 円」を「1, 9 2 0, 0 0 0 円」に、「1, 9 5 0, 0 0 0 円」を「2, 3 6 0, 0 0 0 円」に、「2, 2 7 0, 0 0 0 円」を「2, 7 4 0, 0 0 0 円」に、「4, 5 5 0, 0 0 0 円」を「5, 6 4 0, 0 0 0 円」に、「5, 8 2 0, 0 0 0 円」を「7, 2 4 0, 0 0 0 円」に、「7, 0 7 0, 0 0 0 円」を「8, 7 9 0, 0 0 0 円」に改め、同表第 3 2 号イ中「次号及び第 4 1 号において」を「以下」に改め、「7, 4 0 0 円」の右に「。ただし、当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 4 2 年法律第 1 4 9 号。以下「液化石油ガス法」という。）第 3 7 条の 4 第 1 項の許可を

受け手については、6, 0 0 0 円とする。」を加え、同号ウ中「同項第 2 号」を「高圧ガス保安法第 5 条第 1 項第 2 号」に改め、同表第 3 6 号中「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 4 2 年法律第 1 4 9 号。以下「液化石油ガス法」という。）」を「液化石油ガス法」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 3 号エの改正規定は、公布の日から施行する。

広島市条例第 9 号
令和 6 年 3 月 28 日

市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例

（市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正）

第 1 条 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和 2 年広島市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 4 3 条の 2 第 1 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 7 第 1 項」に改める。

第 3 条第 1 項中「第 2 4 3 条の 2 第 1 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 7 第 1 項」に、「第 1 7 3 条第 1 項第 1 号」を「第 1 7 3 条の 4 第 1 項第 1 号」に改める。

（広島市安芸市民病院事業の設置等に関する条例等の一部改正）

第 2 条 次に掲げる条例の規定中「第 2 4 3 条の 2 の 2 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。

(1) 広島市安芸市民病院事業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年広島市条例第 6 2 号）第 4 条

(2) 広島市下水道事業の設置等に関する条例（昭和 6 0 年広島市条例第 6 9 号）第 5 条

(3) 広島市水道事業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年広島市条例第 6 1 号）第 5 条

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

広島市条例第10号
令和6年3月28日

青少年と電子メディアとの健全な関係づくりに関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

青少年と電子メディアとの健全な関係づくりに関する条例の一部を改正する条例

青少年と電子メディアとの健全な関係づくりに関する条例（平成20年広島市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「（婚姻をしたことにより成年に達したとみなされる者を除く。）」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（使用の許可）

第4条 コミュニティセンターのホール及びその附属設備を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、コミュニティセンターの管理運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

3 市長は、第1条の目的以外の目的に使用する場合であっても、使用の利用途が適当であると認めるときは、第1項の許可をすることができる。

（使用の制限）

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしない。

- (1) 秩序又は風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) コミュニティセンターのホール又はその附属設備を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 会合の性質が騒じょうを起こすおそれがあるとき。
- (4) その他管理運営上支障があるとき。

2 コミュニティセンターのホール及びその附属設備は、引き続き3日を超えてはその使用を許可しない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（入館の制限）

第6条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

広島市条例第11号
令和6年3月28日

広島市安佐北コミュニティセンター条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市安佐北コミュニティセンター条例

（目的及び設置）

第1条 文化活動、健康づくりに関する活動その他の多様な活動の場を設けることにより、市民の交流を促進し、もって地域の活性化を図るため、広島市安佐北コミュニティセンター（以下「コミュニティセンター」という。）を設置する。

（位置）

第2条 コミュニティセンターは、広島市安佐北区可部南二丁目1番38号に置く。

（事業）

第3条 コミュニティセンターは、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域の活性化に関する多様な活動の場の提供
- (2) 地域の活性化に資する公演、交流会等の開催に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事業

- (1) 伝染性の病気にかかっていると認められる者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる物品又は動物の類を携帯する者
- (3) 秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められる者
- (4) その他管理運営上支障があると認められる者

（特別設備の設置の許可）

第7条 コミュニティセンターの施設を使用する場合において、特別の設備を設けようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の許可をする場合においては、第4条第2項の規定を準用する。

（目的外使用等の禁止）

第8条 第4条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、コミュニティセンターのホール及びその附属設備を許可を受けた目的以外に使用し、転貸し、又はその使用権を譲渡してはならない。

（使用許可の取消し等）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項若しくは第7条第1項の許可を取り消し、又は使用者に対し、使用の制限、使用の停止若しくは退去を命ずることができる。

- (1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは命令に違反したとき。
- (2) 使用者が使用条件に違反したとき。
- (3) 第5条第1項各号に掲げる事態が発生したとき。

（原状回復義務）

<p>第10条 使用者は、コミュニティセンターのホール及びその附属設備の使用を終了したとき、又はその使用許可を取り消されたときは、直ちにこれを原状に回復して返還しなければならない。</p> <p>(損害賠償義務)</p> <p>第11条 コミュニティセンターの施設又は設備を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。</p> <p>(市の損害賠償責任)</p> <p>第12条 本市は、第9条の規定による処分により、使用者が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第13条 コミュニティセンターの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定によりコミュニティセンターの管理を指定管理者に行わせる場合における第4条、第5条第2項、第7条第1項及び第9条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「第13条第1項の指定管理者」とする。</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第14条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>2 指定管理者の指定は、次に掲げる基準に適合するもの以外のもに対して行ってはならない。</p>	<p>定管理者において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内で指定管理者が市長の承認を受けて定める額とする。</p> <p>4 利用料金は、指定管理者の収入として取受させるものとする。</p> <p>5 指定管理者は、市長の承認を受けて定める基準により、利用料金を減免し、又は返還することができる。</p> <p>6 指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部(利用料金の取受を含む場合に限る。)の停止を命じた場合等で、市長がコミュニティセンターの管理を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、別表に定める額の範囲内において市長が定める額の使用料を徴収する。</p> <p>7 第1項、第2項及び第5項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「料金(以下「利用料金」という。)」とあるのは「使用料」と、第2項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第5項中「指定管理者は、市長の承認を受けて定める基準により、利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料」と、別表中「金額」とあるのは「使用料の額」と読み替えるものとする。</p> <p>(呼称)</p> <p>第18条 市長は、コミュニティセンターの呼称を定めることができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定により呼称を定めたときは、これを告示するものとする。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。</p>
<p>(1) 市民の平等なコミュニティセンターの利用が確保されること。</p> <p>(2) 事業計画書の内容が、コミュニティセンターの設置の目的を効果的に達成し、かつ、その管理に要する経費を縮減できるものであること。</p> <p>(3) 事業計画書に沿ったコミュニティセンターの管理を安定して行う能力を有していること。</p> <p>3 市長は、指定管理者を指定したときは、その旨を告示するものとする。指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。</p> <p>(指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第15条 指定管理者は、コミュニティセンターの管理を行うに当たっては、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に従わなければならない。</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第16条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) コミュニティセンターの事業の実施に関すること。</p> <p>(2) コミュニティセンターの使用の許可に関すること。</p> <p>(3) コミュニティセンターへの入館の制限に関すること。</p> <p>(4) コミュニティセンターの特別設備の設置の許可に関すること。</p> <p>(5) コミュニティセンターの施設及び設備の維持管理に関すること。</p> <p>(6) その他市長が定める業務</p> <p>(利用料金等)</p> <p>第17条 使用者は、指定管理者にコミュニティセンターの使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。</p> <p>2 利用料金は、使用の許可の際、支払わなければならない。ただし、指</p>	<p>(委任規定)</p> <p>第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>2 使用許可等の手続、指定管理者の指定に関し必要な行為その他必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。</p>

別表（第17条関係）

(1) ホール

1時間までごとに 4,720円

備考

- 1 ホールを区分してその2分の1を使用する場合の金額は、この表に定める額の2分の1の額とする。
- 2 商品の広告、宣伝又は販売その他の商業活動のために使用する場合の金額は、この表により算定した額の1.5倍の額とする。

(2) 附属設備 市長の定める額

し、同条第4項から第8項までを1項ずつ繰り上げる。

第3条第1項第1号中「（第5項を除く。）」、「（第7条第8号を除く。）」、「（第33条第3項及び第34条第9号を除く。）」及び「（第59条において同令第2条第5項及び第7条第8号の規定を準用する部分並びに第63条において同令第33条第3項及び第34条第9号の規定を準用する部分を除く。）」を削り、同項第3号を次のように改める。

(3) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）附則第6条第2項において読み替えて準用する同条第1項及び第7条（これらの規定中同令第11条の規定による改正後の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準に関する部分に限る。）

第3条第1項に次の1号を加える。

(4) 令和6年改正省令附則第4条及び第6条（これらの規定中令和6年改正省令第12条の規定による改正後の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準に関する部分に限る。）

第3条第3項中「第8項」を「第7項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

広島市条例第 **12** 号
令和6年3月 **28** 日

広島市養護老人ホーム設備等基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市養護老人ホーム設備等基準条例の一部を改正する条例

広島市養護老人ホーム設備等基準条例（平成24年広島市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第8項」を「第7項」に改め、同項第1号中「（第4項を除く。）」及び「（第7条第7号を除く。）」を削り、同項第4号を次のように改める。

(4) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第16号。以下「令和6年改正省令」という。）附則第6条（令和6年改正省令第9条の規定による改正後の養護老人ホームの設備及び運営に関する基準に関する部分に限る。）

第2条第2項を削り、同条第3項中「次に掲げる」を「入所者に対し緊急やむを得ない理由で身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行う場合の要件等に関する」に改め、同項各号を削り、同項を同条第2項と

広島市条例第 **13** 号
令和6年3月 **28** 日

広島市軽費老人ホーム設備等基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市軽費老人ホーム設備等基準条例の一部を改正する条例

広島市軽費老人ホーム設備等基準条例（平成24年広島市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第1条中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

第2条第1項中「第8項」を「第7項」に改め、同項第1号中「（第2条第4項及び第7条第7号並びに第39条において同号の規定を準用する部分を除く。）」、「（同号の規定を準用する部分を除く。）」及び「（附則第3条第4項を除く。）」を削り、同項第2号を次のように改める。

(2) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第16号）附則第2条（同令第13条の規定による改正後の軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（以下「令和6年新軽費老人ホーム基準省令」という。）第28条第3項（令和6年新軽費老人ホーム基準省令第39条及び附

則第 1 0 条において準用する場合を含む。)に係る部分に限る。)

第 2 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「次に掲げる」を「入所者に対し緊急やむを得ない理由で身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行う場合の要件等に関する」に改め、同項各号を削り、同項を同条第 2 項とし、第 4 項から第 8 項までを 1 項ずつ繰り上げる。

第 3 条の見出し中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同条第 1 項中「婦人保護施設に」を「女性自立支援施設に」に、「第 7 項」を「第 6 項」に、「婦人保護施設の設備及び運営に関する基準（平成 1 4 年厚生労働省令第 4 9 号）」を「女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準（令和 5 年厚生労働省令第 3 6 号）」に、「第 1 5 条まで」を「第 2 0 条まで並びに附則第 3 条及び第 4 条」に改め、同条第 2 項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同項第 4 号中「処遇」を「支援」に改め、同条第 3 項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「処遇」を「支援」に改め、同条第 4 項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同条第 5 項を次のように改める。

5 女性自立支援施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、その責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第 3 条第 6 項を削り、同条第 7 項中「前条第 2 項及び第 4 項から第 8 項」を「前条第 3 項から第 7 項」に、「婦人保護施設に」を「女性自立支援施設に」に、「婦人保護施設」と、同条第 4 項を「女性自立支援施設」と、同条第 3 項に、「婦人保護施設の設備及び運営に関する基準第 1 4 条の 2」を「女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準第 1 8 条」に、

「同条第 8 項」を「同条第 7 項」に、「処遇」を「支援」に改め、同項を同条第 6 項とする。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

広島市条例第 14 号

令和 6 年 3 月 28 日

広島市認定こども園設備等基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市認定こども園設備等基準条例の一部を改正する条例
広島市認定こども園設備等基準条例（平成 2 6 年広島市条例第 5 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 3 号を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

広島市条例第 15 号

令和 6 年 3 月 28 日

広島市児童福祉施設設備基準等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市児童福祉施設設備基準等条例の一部を改正する条例
広島市児童福祉施設設備基準等条例（平成 2 4 年広島市条例第 5 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「次に掲げる規定」を「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 2 4 年厚生労働省令第 1 5 号。以下「指定通所支援基準省令」という。）第 5 4 条の 6 から第 5 4 条の 1 2 まで、第 7 1 条の 3 から第 7 1 条の 6 まで及び第 8 3 条」に改め、同項各号を削る。

第 4 条第 1 項中「次に掲げる規定」を「指定通所支援基準省令第 3 条、第 5 4 条の 2 から第 5 4 条の 5 まで、第 7 1 条の 2 及び第 8 3 条」に改め、同項各号を削る。

第 5 条第 1 項第 1 号中「第 5 5 条」を「第 6 5 条」に改め、同項第 2 号を次のように改める。

(2) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に

関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第5号。以下「令和6年改正府令」という。）附則第2条から第6条まで第5条第1項第3号及び第4号を削る。

第7条第1項中「次に掲げる規定」を「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）第3条から第42条まで及び第44条から第58条まで並びに附則第2条及び第3条」に改め、同項各号を削る。

第8条第1項中「次に掲げる規定」を「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「放課後児童健全育成事業基準省令」という。）第2条から第21条まで（第10条第3項を除く。）」に改め、同項各号を削る。

第9条第1項中「次に掲げる規定」を「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「家庭的保育事業等基準省令」という。）第2条から第12条まで及び第14条から第49条まで並びに附則第2条第2項及び第3条」に改め、同項各号を削る。

第10条第1項第1号中「第37条」の右に「から第65条まで、第67条、第72条」を加え、「第88条の5」を「第88条の11」に改め、同項第7号を次のように改める。

(7) 令和6年改正府令附則第7条から第10条まで

第10条第1項第8号及び第9号を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

広島市条例第17号

令和6年3月28日

広島市子ども医療費補助条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市子ども医療費補助条例の一部を改正する条例

広島市子ども医療費補助条例（昭和48年広島市条例第102号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第5条第1項中「、乳幼児又は児童」を「、子ども」に改め、同項第1号中「乳幼児又は児童」を「子ども」に改め、同項第2号中「乳幼児（第4号に該当する乳幼児）」を「子どもであつて、6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの（第4号に掲げる医療に係る子どもに該当する者）」に改め、同項第3号中「児童（次号に該当する児童）」を「子ども（前号及び次号に掲げる医療に係る子どもに該当する者）」に改め、同項第4号中「乳幼児又は児童」を「子ども」に改める。

第8条第1項中「第4条第2項」を「第4条」に改める。

附 則

1 この条例は、令和7年1月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

広島市条例第16号

令和6年3月28日

広島市児童館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市児童館条例の一部を改正する条例

広島市児童館条例（昭和40年広島市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条の表広島市牛田新町児童館の項の次に次のように加える。

広島市早稲田児童館	広島市東区牛田早稲田四丁目9番2号
-----------	-------------------

附 則

この条例は、令和6年6月1日から施行する。

2 改正後の広島市子ども医療費補助条例（以下「新条例」という。）第5条第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる医療に係る子ども（この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において12歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した者であつて15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものに限る。）の保護者に対する新条例第6条第1項に規定する資格者証の交付に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

3 新条例第4条、第5条第1項及び第8条第1項の規定は、施行日以後に行われる診療等に係る医療費の補助について適用し、施行日前に行われた診療等に係る医療費の補助については、なお従前の例による。

広島市条例第 18 号
令和 6 年 3 月 28 日

広島市障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例の一部を改正する条例

広島市障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例（令和 2 年広島市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「するように努めなければ」を「しなれば」に改める。

第 9 条中「、必要な体制を整備する」を「人材の育成及び確保のための措置その他の必要な体制の整備をする」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

第 3 条、第 4 3 条の 2 から第 4 3 条の 4 まで、第 9 3 条の 2 から第 9 3 条の 5 まで、第 1 2 5 条の 2 から第 1 2 5 条の 4 まで、第 1 6 2 条の 2 から第 1 6 2 条の 5 まで、第 1 7 1 条の 2 から第 1 7 1 条の 4 まで及び第 2 2 4 条」に改め、同項各号を削る。

第 7 条第 1 項第 1 号中「第 2 0 6 条の 2 から」の右に「第 2 0 6 条の 1 6 まで、第 2 0 6 条の 1 8 から」を加え、同項第 4 号を次のように改める。

(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する命令（令和 6 年 ^{内閣府} _{厚生労働省} 令第 3 号）附則第 2 条

第 7 条第 4 項中「第 1 0 項まで」の右に「（就労定着支援又は自立生活援助に係る指定障害福祉サービスにあつては、第 6 項を除く。）」を加える。

第 8 条第 1 項第 1 号中「第 5 7 条まで及び」を「第 5 2 条まで及び第 5 4 条から第 5 7 条まで並びに」に改め、同項第 2 号を次のように改める。

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 1 7 号。以下「令和 6 年改正省令」という。）附則第 2 条第 1 項及び第 2 項

第 8 条第 1 項第 3 号を削る。

第 9 条第 1 項中「次に掲げる規定」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成 1 8 年厚生労働省令第 1 7 4 号）第 3 条から第 5

9 条まで及び第 6 1 条から第 9 2 条まで並びに附則第 3 条から第 8 条まで」に改め、同項各号を削る。

第 1 0 条第 1 項中「次に掲げる規定」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成 1 8 年厚生労働省令第 1 7 5 号）第 2 条から第 1 9 条まで」に改め、同項各号を削る。

第 1 1 条第 1 項中「次に掲げる規定」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成 1 8 年厚生労働省令第 1 7 6 号）第 2 条から第 1 8 条まで及び附則第 2 条」に改め、同項各号を削る。

第 1 2 条第 1 項第 1 号中「第 4 4 条まで及び」を「第 4 1 条まで及び第 4 3 条から第 4 4 条まで並びに」に改め、同項第 2 号を次のように改める。

(2) 令和 6 年改正省令附則第 2 条第 3 項及び第 4 項

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条第 4 項の改正規定は、公布の日から施行する。

広島市条例第 19 号
令和 6 年 3 月 28 日

広島市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例

広島市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成 1 8 年広島市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「次に掲げる規定」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 1 8 年厚生労働省令第 1 7 1 号。以下「指定障害福祉サービス基準省令」という。）第 4 4 条から第 4 8 条まで、第 9 4 条から第 9 5 条まで、第 1 2 5 条の 5、第 1 2 5 条の 6、第 1 6 3 条から第 1 6 4 条まで、第 1 7 2 条から第 1 7 3 条まで、第 2 0 3 条から第 2 0 6 条まで及び第 2 1 9 条から第 2 2 4 条まで」に改め、同項各号を削る。

第 6 条第 1 項中「次に掲げる規定」を「指定障害福祉サービス基準省令

広島市条例第20号
令和6年3月28日

広島市こども療育センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市こども療育センター条例の一部を改正する条例

広島市こども療育センター条例（昭和49年広島市条例第23号）の一部を次のように改正する。

目次中「第16条」を「第16条の2」に改める。

第8条第3号中「第6条の2の2第6項」を「第6条の2の2第5項」に改め、同条第4号中「第6条の2の2第7項」を「第6条の2の2第6項」に改める。

第11条中「第43条第1号」を「第43条」に、「障害児」を「主として知的障害のある児童」に、「日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練に係る支援」を「高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて当該児童の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助」に改める。

第14条を次のように改める。

（業務）

第14条 二葉園は、次の業務を行う。

- (1) 法第43条に掲げる施設として、主として上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童を保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて当該児童の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うこと。
- (2) 法第6条の2の2第4項に規定する居宅訪問型児童発達支援を行うこと。

第2章第3節中第16条の次に次の1条を加える。

（居宅訪問型児童発達支援に係る利用資格）

第16条の2 第14条第2号の業務に関し二葉園を利用することができる者は、法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定に係る障害児とする。

第17条中「第43条第1号」を「第43条」に、「障害児」を「主として難聴の児童」に、「日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練に係る支援」を「高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて当該児童の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助」に改める。

第26条中「第14条」の右に「（第1号に係る部分に限る。）」を加える。

第29条に後段として次のように加える。

この場合において、第11条中「知的障害」とあるのは、「知的障害又は上肢、下肢若しくは体幹の機能の障害」と読み替えるものとする。
第31条に次の2項を加える。

11 第14条第2号の業務に関し二葉園を利用する者に係る使用料は、法第21条の5の3第1項又は第21条の5の4第1項に規定する指定通所支援を行ったときに徴収する。

12 前項の使用料の額は、同項の指定通所支援に要する費用の額とする。
第32条第3項中「及び第9項」を「、第9項及び第11項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

広島市条例第21号
令和6年3月28日

広島市心身障害者福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市心身障害者福祉センター条例の一部を改正する条例

広島市心身障害者福祉センター条例（昭和58年広島市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条中第6号を削り、第7号を第6号とする。

第4条第3項を削り、同条第4項中「前3項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とする。

第18条第1項中「又は第3項」及び「又は第6号」を削り、同条第2項中「次項第3号」を「次項第2号」に改め、同条第3項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第5項中「第3項第3号」を「第3項第2号」に改め、同条第7項中「又は第3項」及び「又は第6号」を削り、「次項第3号」を「次項第2号」に、「第3項第3号」を「第3項第2号」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

広島市条例第 22 号
令和 6 年 3 月 28 日

広島市障害者デイサービスセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市障害者デイサービスセンター条例の一部を改正する条例
広島市障害者デイサービスセンター条例（平成元年広島市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とする。

第 8 条第 2 項中「次項第 3 号」を「次項第 2 号」に改め、同条第 3 項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、同条第 5 項中「第 3 項第 3 号」を「第 3 項第 2 号」に改め、同条第 7 項中「次項第 3 号」を「次項第 2 号」に改め、同条第 7 項中「次項第 3 号」を「次項第 2 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

「又は第 12 号イ」を「、第 12 号イ、第 13 号イ、第 14 号イ、第 15 号イ又は第 16 号イ」に改め、同項第 9 号中「12 万 7, 500 円」を「13 万 560 円」に改め、同号イ中「又は第 12 号イ」を「、第 12 号イ、第 13 号イ、第 14 号イ、第 15 号イ又は第 16 号イ」に改め、同項第 10 号中「13 万 8, 750 円」を「14 万 5, 920 円」に改め、同号ア中「600 万円」を「500 万円」に改め、同号イ中「又は第 12 号イ」を「、第 12 号イ、第 13 号イ、第 14 号イ、第 15 号イ又は第 16 号イ」に改め、同項第 13 号中「18 万 3, 750 円」を「21 万 5, 040 円」に改め、同号を同項第 17 号とし、同項第 12 号中「16 万 8, 750 円」を「19 万 2, 000 円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の右に「、次号イ又は第 16 号イ」を加え、同号を同項第 14 号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

㉔ 次のいずれかに該当する者 19 万 9, 680 円

ア 合計所得金額が 1, 000 万円以上 1, 500 万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

㉕ 次のいずれかに該当する者 20 万 7, 360 円

ア 合計所得金額が 1, 500 万円以上 2, 000 万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の

広島市条例第 23 号
令和 6 年 3 月 28 日

広島市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市介護保険条例の一部を改正する条例
広島市介護保険条例（平成 12 年広島市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に改め、同項第 1 号中「3 万 7, 500 円」を「3 万 4, 944 円」に改め、同項第 2 号中「5 万 6, 250 円」を「5 万 2, 608 円」に改め、同項第 3 号中「5 万 6, 250 円」を「5 万 2, 992 円」に改め、同項第 4 号中「6 万 3, 750 円」を「6 万 5, 280 円」に改め、同項第 5 号中「7 万 5, 000 円」を「7 万 6, 800 円」に改め、同項第 6 号中「8 万 2, 500 円」を「8 万 4, 480 円」に改め、同号イ中「又は第 12 号イ」を「、第 12 号イ、第 13 号イ、第 14 号イ、第 15 号イ又は第 16 号イ」に改め、同項第 7 号中「9 万 3, 750 円」を「9 万 6, 000 円」に改め、同号イ中「又は第 12 号イ」を「、第 12 号イ、第 13 号イ、第 14 号イ、第 15 号イ又は第 16 号イ」に改め、同項第 8 号中「11 万 2, 500 円」を「11 万 5, 200 円」に改め、同号イ中

区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第 4 条第 1 項第 11 号中「15 万 3, 750 円」を「17 万 6, 640 円」に改め、同号ア中「800 万円」を「700 万円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第 14 号イ、第 15 号イ又は第 16 号イ」に改め、同号を同項第 12 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

㉔ 次のいずれかに該当する者 18 万 4, 320 円

ア 合計所得金額が 700 万円以上 800 万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第 15 号イ又は第 16 号イに該当する者を除く。）

第 4 条第 1 項第 10 号の次に次の 1 号を加える。

㉕ 次のいずれかに該当する者 16 万 1, 280 円

ア 合計所得金額が 500 万円以上 600 万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第 13 号イ、第 14 号イ、第 15 号イ又は第 16 号イに該当する者を除く。）

第4条第2項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「2万2,500円」を「2万1,888円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「3万7,500円」を「3万7,248円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「5万2,500円」を「5万2,608円」に改める。

第7条第4項中「若しくは第12号イ」を「第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ若しくは第16号イ」に、「第12号まで」を「第16号まで」に改める。

附則第23項中「第12号」を「第16号」に改める。

別表第24号及び第25号を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条及び第7条第4項の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

省令第137条第9号の規定を準用する部分を除く。)及び「(指定居宅サービス等基準省令第200条第6号の規定を準用する部分を除く。)」を削り、同項第3号を次のように改める。

- (3) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第16号。以下「令和6年改正省令」という。)附則第2条(令和6年改正省令第1条の規定による改正後の指定居宅サービス等基準省令(以下「令和6年新指定居宅サービス等基準省令」という。))第43条、第58条、第109条及び第140条の32において準用する令和6年新指定居宅サービス等基準省令第32条に係る部分並びに令和6年新指定居宅サービス等基準省令第206条において準用する令和6年新指定居宅サービス等基準省令第204条に係る部分に限る。)、第3条(令和6年新指定居宅サービス等基準省令第140条の32において準用する令和6年新指定居宅サービス等基準省令第128条に係る部分に限る。))及び第4条(令和6年新指定居宅サービス等基準省令第140条の32において準用する令和6年新指定居宅サービス等基準省令第139条の2に係る部分に限る。))

第2条中第4項を削り、同条第5項を同条第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 5 基準該当短期入所生活介護事業者は、その運営規程に利用者に対し緊急やむを得ない理由で身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う場合の要件等に関する事項を定めなければならない。

第2条中第6項を削り、第7項を同条第6項とし、同条第8項から第1

2項までを1項ずつ繰り上げる。

第3条第1項中「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、同項第1号中「(指定居宅介護支援等基準省令第1条の2第5項及び第18条第6号の規定を準用する部分を除く。)」を削り、同項第2号を次のように改める。

- (2) 令和6年改正省令附則第2条(令和6年改正省令第3条の規定による改正後の指定居宅介護支援等基準省令(以下「令和6年新指定居宅介護支援等基準省令」という。))第30条において準用する令和6年新指定居宅介護支援等基準省令第22条に係る部分に限る。)

第3条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とし、同条第4項中「前条第4項及び第8項」を「前条第7項」に改め、「これらの規定中」を削り、同項を同条第3項とする。

第4条第1項第1号中「(指定介護予防サービス等基準省令第53条第8号の規定を準用する部分を除く。))」、「(指定介護予防サービス等基準省令第138条第9号の規定を準用する部分を除く。))」及び「(指定介護予防サービス等基準省令第270条第6号の規定を準用する部分を除く。))」を削り、同項第2号を次のように改める。

- (2) 令和6年改正省令附則第2条(令和6年改正省令第5条の規定による改正後の指定介護予防サービス等基準省令(以下「令和6年新指定介護予防サービス等基準省令」という。))第61条及び第185条において準用する令和6年新指定介護予防サービス等基準省令第53条の4に係る部分並びに令和6年新指定介護予防サービス等基準省令第280条において準用する令和6年新指定介護予防サービス等基準省

広島市条例第 ~~24~~ 号

令和6年3月 ~~28~~ 日

広島市指定居宅サービス事業設備基準等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市指定居宅サービス事業設備基準等条例の一部を改正する条例

広島市指定居宅サービス事業設備基準等条例(平成24年広島市条例第60号)の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法(以下「旧法」という。))第110条第1項及び第2項」を削る。

第2条第1項中「第12項」を「第11項」に改め、同項第1号中「(指定居宅サービス等基準省令第29条第7号の規定を準用する部分を除く。))」、「(指定居宅サービス等基準省令第53条第8号の規定を準用する部分を除く。))」、「(指定居宅サービス等基準省令第100条第10号の規定を準用する部分を除く。))」、「(指定居宅サービス等基準

令第 274 条に係る部分に限る。)、第 3 条(令和 6 年新指定介護予防サービス等基準省令第 185 条において準用する令和 6 年新指定介護予防サービス等基準省令第 136 条に係る部分に限る。)及び第 4 条(令和 6 年新指定介護予防サービス等基準省令第 185 条において準用する令和 6 年新指定介護予防サービス等基準省令第 140 条の 2 に係る部分に限る。)

第 4 条第 2 項中「第 12 項」を「第 11 項」に改め、「(「(基準該当短期入所生活介護事業者」とあるのは「(基準該当介護予防短期入所生活介護事業者」と、)」を削り、「同条第 7 項、第 9 項及び第 10 項」を「同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項」に、「同条第 11 項」を「同条第 10 項」に改める。

第 5 条第 1 項第 1 号中「(指定介護予防支援等基準省令第 1 条の 2 第 5 項及び第 17 条第 6 号の規定を準用する部分を除く。)」を削り、同項第 2 号を次のように改める。

(2) 令和 6 年改正省令附則第 2 条(令和 6 年改正省令第 7 条の規定による改正後の指定介護予防支援等基準省令(以下「令和 6 年新指定介護予防支援等基準省令」という。))第 3 2 条において準用する令和 6 年新指定介護予防支援等基準省令第 2 1 条に係る部分に限る。)

第 5 条第 2 項中「第 2 条第 4 項及び第 8 項並びに」を「第 2 条第 7 項及び」に改め、「及び第 3 項」を削る。

第 7 条第 1 項第 1 号中「(第 3 項を除く。))」、「(指定居宅サービス等基準省令第 29 条第 7 号の規定を準用する部分を除く。))」、「(指定居宅サービス等基準省令第 100 条第 10 号の規定を準用する部分を除

く。))及び「(指定居宅サービス等基準省令第 137 条第 9 号の規定を準用する部分を除く。))」を削り、同項第 2 号を次のように改める。

(2) 令和 6 年改正省令附則第 2 条(令和 6 年新指定居宅サービス等基準省令第 39 条の 3、第 105 条の 3 及び第 140 条の 15 において準用する令和 6 年新指定居宅サービス等基準省令第 32 条に係る部分に限る。)、第 3 条(令和 6 年新指定居宅サービス等基準省令第 140 条の 15 において準用する令和 6 年新指定居宅サービス等基準省令第 128 条に係る部分に限る。))及び第 4 条(令和 6 年新指定居宅サービス等基準省令第 140 条の 15 において準用する令和 6 年新指定居宅サービス等基準省令第 139 条の 2 に係る部分に限る。))

第 7 条第 2 項中「第 2 条第 4 項及び第 6 項から第 12 項」を「第 2 条第 5 項から第 11 項」に改める。

第 8 条第 1 項中「次項」の右に「から第 4 項まで」を加え、同項第 1 号中「(第 3 項を除く。))」、「(第 29 条第 7 号を除く。))」、「(第 53 条第 8 号を除く。))」、「(第 73 条第 7 号、第 82 条第 6 号、)」、「及び第 100 条第 10 号」、「(第 117 条第 9 号、第 137 条第 9 号及び第 140 条の 11 第 10 号を除く。))」、「(第 153 条第 7 号及び第 155 条の 10 第 7 号を除く。))」、「(第 189 条第 9 号、第 192 条の 9 第 10 号及び第 200 条第 6 号を除く。))」及び「(第 216 条において指定居宅サービス等基準省令第 200 条第 6 号の規定を準用する部分を除く。))」を削り、同項第 2 号中「。以下「平成 13 年改正省令」という。)」を削り、同項第 4 号中「令和 3 年改正省令」を「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令

和 3 年厚生労働省令第 9 号。以下「令和 3 年改正省令」という。))」に、

「第 2 条(令和 3 年新指定居宅サービス等基準省令)」を「第 2 条(令和 3 年改正省令第 1 条の規定による改正後の指定居宅サービス等基準省令(以下「令和 3 年新指定居宅サービス等基準省令」という。))」に改め、「第 54 条、第 74 条、第 83 条、)」、「第 105 条、第 119 条、第 140 条(令和 3 年新指定居宅サービス等基準省令第 140 条の 13 において準用する場合を含む。))、第 155 条(令和 3 年新指定居宅サービス等基準省令第 155 条の 12 において準用する場合を含む。))、第 192 条、第 192 条の 12、第 205 条及び第 216 条」及び「から第 5 条まで」を削り、同項に次の 1 号を加える。

(5) 令和 6 年改正省令附則第 2 条(令和 6 年新指定居宅サービス等基準省令第 32 条(令和 6 年新指定居宅サービス等基準省令第 54 条、第 74 条、第 83 条、第 91 条、第 105 条、第 119 条、第 140 条(令和 6 年新指定居宅サービス等基準省令第 140 条の 13 において準用する場合を含む。))、第 155 条(令和 6 年新指定居宅サービス等基準省令第 155 条の 12 において準用する場合を含む。))、第 192 条及び第 192 条の 12 において準用する場合を含む。))及び第 204 条(令和 6 年新指定居宅サービス等基準省令第 216 条において準用する場合を含む。))に係る部分に限る。)、第 3 条(令和 6 年新指定居宅サービス等基準省令第 128 条、第 140 条の 7、第 146 条及び第 155 条の 6 に係る部分に限る。))、第 4 条(令和 6 年新指定居宅サービス等基準省令第 139 条の 2 (令和 6 年新指定居宅サービス等基準省令第 140 条の 13、第 155 条(令和 6 年新指定居

宅サービス等基準省令第 155 条の 12 において準用する場合を含む。))及び第 192 条において準用する場合を含む。))に係る部分に限る。))及び第 5 条(令和 6 年新指定居宅サービス等基準省令第 185 条の 2 に係る部分に限る。))

第 8 条第 2 項中「第 2 条第 4 項及び第 6 項から第 12 項」を「第 2 条第 5 項から第 11 項」に改め、同条に次の 2 項を加える。

3 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、その責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者及び管理者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定居宅療養管理指導事業者は、その運営規程に次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 利用者の虐待の防止のための措置に関する事項
- (2) 利用者に対し緊急やむを得ない理由で身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う場合の要件等に関する事項

第 11 条第 1 項第 1 号中「(第 3 項を除く。))」及び「(指定地域密着型サービス基準省令第 29 条第 10 号の規定を準用する部分を除く。))」を削り、同項第 2 号を次のように改める。

(2) 令和 6 年改正省令附則第 2 条(令和 6 年改正省令第 4 条の規定による改正後の指定地域密着型サービス基準省令(以下「令和 6 年新指定地域密着型サービス基準省令」という。))第 37 条の 3 において準用する令和 6 年新指定地域密着型サービス基準省令第 3 条の 32 に係る部分に限る。))

第11条第2項中「第2条第4項、第6項（第1号に係る部分に限る。）、第8項、第11項及び第12項」を「第2条第7項、第10項及び第11項」に改め、「〔基準該当訪問介護事業者等（基準該当短期入所生活介護事業者を除く。）にあつては第1号に掲げる事項を、基準該当短期入所生活介護事業者にあつては次とあるのは「共生型地域密着型通所介護の事業を行う者は、第1号」と、〕を削る。

第12条第1項第1号中「（第3項を除く。）」、「（第3条の29第8号、第14条第8号及び第29条第10号を除く。）」、「（第40条の12第9号を除く。）」、「（第10号を除く。）」、「（第81条第10号を除く。）」、「（第102条第7号を除く。）」、「（第125条第9号、第148条第8号及び第166条第9号並びに第182条において指定地域密着型サービス基準省令第81条第10号の規定を準用する部分を除く。）」、「第2条、」及び「、第8条」を削り、同項第3号中「第2条（令和3年新指定地域密着型サービス基準省令第3条の38の2（令和3年新指定地域密着型サービス基準省令第18条、第37条、第40条の16、第61条、第88条、第108条、第129条、第157条、第169条及び第182条において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）並びに第3条から第5条まで、」を削り、「、第7条から第9条まで及び第11条」を「及び第7条」に、「令和3年新指定地域密着型サービス基準省令に」を「令和3年改正省令第3条の規定による改正後の指定地域密着型サービス基準省令に」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 令和6年改正省令附則第2条（令和6年新指定地域密着型サービス基準省令第3条の32（令和6年新指定地域密着型サービス基準省令

第18条、第37条、第40条の16、第61条、第88条、第108条、第129条、第157条、第169条及び第182条において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第3条（令和6年新指定地域密着型サービス基準省令第73条及び第177条に係る部分に限る。）、第4条（令和6年新指定地域密着型サービス基準省令第86条の2（令和6年新指定地域密着型サービス基準省令第108条、第129条、第157条、第169条及び第182条において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）及び第6条（令和6年新指定地域密着型サービス基準省令第152条（令和6年新指定地域密着型サービス基準省令第169条において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）

第12条第3項中「第2条第4項及び第6項から第12項」を「第2条第5項から第11項」に改める。

第15条第1項第1号中「（第5項を除く。）」及び「（第18条第6号を除く。）」を削り、同項第3号を次のように改める。

(3) 令和6年改正省令附則第2条（令和6年新指定居宅介護支援等基準省令第22条に係る部分に限る。）

第15条第2項中「第2条第4項及び第8項並びに第3条第2項及び第3項」を「第2条第7項及び第3条第2項」に改める。

第17条第1項第1号中「平成11年厚生省令第39号」の右に「。以下「指定介護老人福祉施設基準省令」という。」を加え、「（第4項を除く。）」及び「（第23条第8号、第39条第3項及び第46条第9号を除く。）」を削り、同項第4号中「第2条（令和3年改正省令第8条の規

定による改正後の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（以下「令和3年新指定介護老人福祉施設基準省令」という。）第35条の2（令和3年新指定介護老人福祉施設基準省令第49条において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）並びに第3条、第5条、」を削り、「、第7条から第9条まで及び第11条」を「及び第7条」に、「令和3年新指定介護老人福祉施設基準省令に」を「令和3年改正省令第8条の規定による改正後の指定介護老人福祉施設基準省令に」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 令和6年改正省令附則第2条（令和6年改正省令第10条の規定による改正後の指定介護老人福祉施設基準省令（以下「令和6年新指定介護老人福祉施設基準省令」という。）第29条（令和6年新指定介護老人福祉施設基準省令第49条において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第4条（令和6年新指定介護老人福祉施設基準省令第35条の3（令和6年新指定介護老人福祉施設基準省令第49条において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）及び第6条（令和6年新指定介護老人福祉施設基準省令第28条（令和6年新指定介護老人福祉施設基準省令第49条において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）

第17条第2項中「次に掲げる」を「入所者に対し緊急やむを得ない理由で身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行う場合の要件等に関する」に改め、同項各号を削り、同条第3項中「第2条第4項及び第7項から第12項まで並びに」を「第2条第6項から第11項まで及び」に、「第2条第7項、第9項及び第10項」を「第2条第6項、第8項及び第9項」に、「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

第18条第1項第1号中「平成11年厚生省令第40号」の右に「。以下「介護老人保健施設基準省令」という。」を加え、「（第4項を除く。）」及び「（第25条第7号、第40条第3項及び第47条第8号を除く。）」を削り、同項第4号中「第2条（令和3年改正省令第9条の規定による改正後の介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（以下「令和3年新介護老人保健施設基準省令」という。）第36条の2（令和3年新介護老人保健施設基準省令第50条において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）並びに第3条、第5条、」を削り、「、第7条から第9条まで及び第11条」を「及び第7条」に、「令和3年新介護老人保健施設基準省令に」を「令和3年改正省令第9条の規定による改正後の介護老人保健施設基準省令に」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 令和6年改正省令附則第2条（令和6年改正省令第11条の規定による改正後の介護老人保健施設基準省令（以下「令和6年新介護老人保健施設基準省令」という。）第31条（令和6年新介護老人保健施設基準省令第50条において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第4条（令和6年新介護老人保健施設基準省令第36条の3（令和6年新介護老人保健施設基準省令第50条において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）及び第6条（令和6年新介護老人保健施設基準省令第30条（令和6年新介護老人保健施設基準省令第50条において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）

第18条第2項中「第2条第4項及び第7項から第12項まで並びに」

を「第 2 条第 6 項から第 11 項まで及び」に、「第 2 条第 7 項、第 9 項及び第 10 項」を「第 2 条第 6 項、第 8 項及び第 9 項」に、「同条第 11 項」を「同条第 10 項」に改める。

第 19 条第 1 項第 1 号中「平成 30 年厚生労働省令第 5 号」の右に「。以下「介護医療院基準省令」という。」を加え、「(第 4 項を除く。)」及び「(第 29 条第 7 号、第 44 条第 3 項及び第 51 条第 8 号を除く。)」を削り、同項第 2 号中「第 2 条(令和 3 年改正省令第 13 条の規定による改正後の介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(以下「令和 3 年新介護医療院基準省令」という。))第 40 条の 2(令和 3 年新介護医療院基準省令第 54 条において準用する場合を含む。))に係る部分に限る。」並びに第 3 条、第 5 条、」を削り、「、第 7 条から第 9 条まで及び第 11 条」を「及び第 7 条」に、「令和 3 年新介護医療院基準省令」を「令和 3 年改正省令第 13 条の規定による改正後の介護医療院基準省令」に改め、同項に次の 1 号を加える。

- (3) 令和 6 年改正省令附則第 2 条(令和 6 年改正省令第 14 条の規定による改正後の介護医療院基準省令(以下「令和 6 年新介護医療院基準省令」という。))第 35 条(令和 6 年新介護医療院基準省令第 54 条において準用する場合を含む。))に係る部分に限る。)、第 4 条(令和 6 年新介護医療院基準省令第 40 条の 3(令和 6 年新介護医療院基準省令第 54 条において準用する場合を含む。))に係る部分に限る。))及び第 6 条(令和 6 年新介護医療院基準省令第 34 条(令和 6 年新介護医療院基準省令第 54 条において準用する場合を含む。))に係る部分に限る。))

第 19 条第 2 項中「第 2 条第 4 項及び第 7 項から第 12 項まで並びに」を「第 2 条第 6 項から第 11 項まで及び」に、「第 2 条第 7 項、第 9 項及び第 10 項」を「第 2 条第 6 項、第 8 項及び第 9 項」に、「同条第 11 項」を「同条第 10 項」に改める。

第 21 条第 1 項第 1 号中「(第 3 項を除く。)」及び「(指定介護予防サービス等基準省令第 138 条第 9 号の規定を準用する部分を除く。)」を削り、同項第 2 号を次のように改める。

- (2) 令和 6 年改正省令附則第 2 条(令和 6 年新指定介護予防サービス等基準省令第 166 条において準用する令和 6 年新指定介護予防サービス等基準省令第 53 条の 4 に係る部分に限る。)、第 3 条(令和 6 年新指定介護予防サービス等基準省令第 166 条において準用する令和 6 年新指定介護予防サービス等基準省令第 136 条に係る部分に限る。))及び第 4 条(令和 6 年新指定介護予防サービス等基準省令第 166 条において準用する令和 6 年新指定介護予防サービス等基準省令第 140 条の 2 に係る部分に限る。))

第 21 条第 2 項中「第 2 条第 4 項及び第 6 項から第 12 項」を「第 2 条第 5 項から第 11 項」に改め、「及び「基準該当訪問介護事業者等(基準該当短期入所生活介護事業者を除く。))」にあつては第 1 号に掲げる事項を、基準該当短期入所生活介護事業者にあつては」を削り、「同条第 7 項、第 9 項及び第 10 項」を「同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項」に、「同条第 11 項」を「同条第 10 項」に改める。

第 22 条第 1 項第 1 号中「(第 3 項を除く。))」、「(第 53 条第 8 号を除く。))」、「第 72 条第 7 号、第 82 条第 6 号及び」、「(第 120

条第 9 号、第 138 条第 9 号及び第 156 条第 10 号を除く。))」、「(第 192 条第 7 号及び第 207 条第 7 号を除く。))」、「(第 240 条第 9 号、第 259 条第 10 号及び第 270 条第 6 号を除く。))」及び「(第 289 条において指定介護予防サービス等基準省令第 270 条第 6 号の規定を準用する部分を除く。))」を削り、同項第 2 号中「第 2 条(令和 3 年新指定介護予防サービス等基準省令」を「第 2 条(令和 3 年改正省令第 4 条の規定による改正後の指定介護予防サービス等基準省令(以下「令和 3 年新指定介護予防サービス等基準省令」という。))」に改め、「第 74 条、第 84 条、」、「、第 123 条、第 142 条(令和 3 年新指定介護予防サービス等基準省令第 159 条において準用する場合を含む。))、第 195 条(令和 3 年新指定介護予防サービス等基準省令第 210 条において準用する場合を含む。))、第 245 条、第 262 条、第 276 条及び第 289 条」及び「から第 5 条まで」を削り、同項に次の 1 号を加える。

- (3) 令和 6 年改正省令附則第 2 条(令和 6 年新指定介護予防サービス等基準省令第 53 条の 4(令和 6 年新指定介護予防サービス等基準省令第 74 条、第 84 条、第 93 条、第 123 条、第 142 条(令和 6 年新指定介護予防サービス等基準省令第 159 条において準用する場合を含む。))、第 195 条(令和 6 年新指定介護予防サービス等基準省令第 210 条において準用する場合を含む。))、第 245 条及び第 262 条において準用する場合を含む。))及び第 274 条(令和 6 年新指定介護予防サービス等基準省令第 289 条において準用する場合を含む。))に係る部分に限る。))、第 3 条(令和 6 年新指定介護防

サービス等基準省令第 136 条(令和 6 年新指定介護予防サービス等基準省令第 159 条において準用する場合を含む。))及び第 191 条(令和 6 年新指定介護予防サービス等基準省令第 210 条において準用する場合を含む。))に係る部分に限る。))、第 4 条(令和 6 年新指定介護予防サービス等基準省令第 140 条の 2(令和 6 年新指定介護予防サービス等基準省令第 159 条、第 195 条(令和 6 年新指定介護予防サービス等基準省令第 210 条において準用する場合を含む。))及び第 245 条において準用する場合を含む。))に係る部分に限る。))及び第 5 条(令和 6 年新指定介護予防サービス等基準省令第 238 条の 2 に係る部分に限る。))

第 22 条第 2 項中「第 2 条第 4 項及び第 6 項から第 12 項まで」を「第 2 条第 5 項から第 11 項まで並びに第 8 条第 3 項及び第 4 項」に改め、「「指定介護予防サービスの」と」の右に「、「指定居宅療養管理指導事業者」とあるのは「指定介護予防居宅療養管理指導事業者」と」を加える。

第 24 条第 1 項第 1 号中「平成 18 年厚生労働省令第 36 号」の右に「。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準省令」という。」を加え、「(第 3 項を除く。))」、「(第 27 条第 10 号及び第 57 条第 10 号を除く。))」及び「(第 79 条第 7 号を除く。))」を削り、同項第 2 号を次のように改める。

- (2) 令和 6 年改正省令附則第 2 条(令和 6 年改正省令第 8 条の規定による改正後の指定地域密着型介護予防サービス基準省令(以下「令和 6 年新指定地域密着型介護予防サービス基準省令」という。))第 32 条(令和 6 年新指定地域密着型介護予防サービス基準省令第 64 条及び

第85条において準用する場合を含む。)に係る部分に限る。)」、第3条(令和6年新指定地域密着型介護予防サービス基準省令第53条に係る部分に限る。))及び第4条(令和6年新指定地域密着型介護予防サービス基準省令第62条の2(令和6年新指定地域密着型介護予防サービス基準省令第85条において準用する場合を含む。))に係る部分に限る。)

第24条第2項中「第2条第4項及び第6項から第12項」を「第2条第5項から第11項」に改め、「「基準該当訪問介護事業者等(基準該当短期入所生活介護事業者を除く。))」とあるのは「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」と、「基準該当短期入所生活介護事業者」とあるのは「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と、」を削り、「同条第7項、第9項及び第10項」を「同条第5項、第6項、第8項及び第9項」に、「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

第27条第1項第1号中「(第5項を除く。))」及び「(第17条第6号を除く。))」を削り、同項第2号を次のように改める。

(2) 令和6年改正省令附則第2条(令和6年新指定介護予防支援等基準省令第21条に係る部分に限る。))

第27条第2項中「第2条第4項及び第8項並びに第3条第2項及び第3項」を「第2条第7項及び第3条第2項」に改める。

第29条を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

広島市条例第25号
令和6年3月28日

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例及び広島市精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例及び広島市精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部改正)

第1条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例(平成18年広島市条例第82号)の一部を次のように改正する。

題名、第1条及び第2条第1項中「第38条の2第3項」を「第38条の2第2項」に改める。

(広島市精神保健福祉センター条例の一部改正)

第2条 広島市精神保健福祉センター条例(昭和58年広島市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「指導」を「援助」に改め、同条第3号中「指導及び」を削り、「指導等」を「自立援助」に改める。

第4条(見出しを含む。))及び第5条中「指導等」を「自立援助」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

広島市条例第26号
令和6年3月28日

広島市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

広島市道路占用料徴収条例(昭和49年広島市条例第27号)の一部を次のように改正する。

別表法第32条第1項第1号に掲げる工作物の項中

1,500	990	560
2,200	1,500	870
3,000	2,000	1,200
1,300	880	500
2,100	1,400	810
2,900	1,900	1,100
130	88	50
13	9	5
8	5	3
1,300	860	490
780	530	300

1,600	1,100	610
2,400	1,600	940
3,300	2,200	1,300
1,400	940	550
2,300	1,500	880
3,100	2,100	1,200
140	94	55
14	9	5
9	6	3
1,400	920	540
850	560	330

を に改

2,600	1,800	1,000
1,100	740	420
16,000	4,000	1,900
2,600	1,800	1,000

2,800	1,900	1,100
1,200	790	460
18,000	3,300	2,300
2,800	1,900	1,100

め、同表法第 3 2 条第 1 項第 2 号に掲げる物件の項中

55	37	21
78	53	30
120	79	45
160	110	60
230	160	91
310	210	120
550	370	210
780	530	300
1,600	1,100	600

60	39	23
85	56	33
130	84	49
170	110	66
260	170	99
340	230	130
600	390	230
850	560	330
1,700	1,100	660

を に改

め、同表法第 3 2 条第 1 項第 3 号に掲げる施設の項中

8	5	3
26	18	10
2,100	1,400	810
1,300	880	500
780	530	300
2,600	1,800	1,000

9	6	3
28	19	11
2,300	1,500	880
1,400	940	550
850	560	330
2,800	1,900	1,100

を に改

め、同表法第 3 2 条第 1 項第 4 号に掲げる施設の項中「2,600」を「2,800」に、「1,800」を「1,900」に、「1,000」を「1,100」に改め、同表法第 3 2 条第 1 項第 5 号に掲げる施設の項

Aに0.005を乗じて得た額		
Aに0.008を乗じて得た額		
Aに0.01を乗じて得た額		
7,600	2,000	1,200
4,600	1,200	620
2,600	1,800	1,000

Aに0.004を乗じて得た額		
Aに0.006を乗じて得た額		
Aに0.007を乗じて得た額		
8,900	1,700	1,100
5,300	1,000	690
2,800	1,900	1,100

を に改

改め、同表法第 3 2 条第 1 項第 6 号に掲げる施設の項中

160	40	19
1,600	400	190

180	33	23
1,800	330	230

を に改

め、同表道路法施行令（昭和 2 7 年政令第 4 7 9 号。以下「令」という。）第 7 条第 1 号に掲げる物件の項中

1,600	400	190
11,000	2,800	1,000
16,000	4,000	1,900
2,100	1,400	810

1,800	330	230
13,000	2,300	1,200
18,000	3,300	2,300
2,300	1,500	880

160	40	19
1,600	400	190
160	40	19
1,600	400	190
16,000	4,000	1,900
7,600	2,000	940

を

180	33	23
1,800	330	230
180	33	23
1,800	330	230
18,000	3,300	2,300
8,900	1,700	1,100

に改

め、同表令第 7 条第 2 号に掲げる工作物の項中「2,600」を「2,800」に、「1,800」を「1,900」に、「1,000」を「1,100」に改め、同表令第 7 条第 3 号に掲げる施設の項中「0.033」を「0.031」に改め、同表令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設及び同条第 5 号に掲げる工事用材料の項中「1,600」を「1,800」に、「400」を「330」に、「190」を「230」に改め、同表令第 7 条第 6 号に掲げる仮設建築物及び同条第 7 号に掲げる施設の項中「260」を「280」に、「180」を「190」に、「100」を「110」に改め、同表令第 7 条第 8 号に掲げる施設の項中「0.011」を「0.008」に、「0.014」を「0.009」に、「0.016」を「0.012」に、「0.023」を「0.017」に、「0.005」を「0.004」に、「0.008」を「0.006」に、「0.01」を「0.007」に、「0.033」を「0.025」に改め、同表令第 7 条第 9 号に掲げる施設の項中「0.011」を「0.01」に、「0.014」を「0.012」に、「0.016」を「0.015」に、「0.008」を「0.007」に、「0.01」を「0.009」に、「0.012」を「0.011」に改め、同表令第 7 条第 10 号に掲げる施設及び自

動車駐車場の項中「0.023」を「0.022」に、「0.008」を「0.007」に、「0.01」を「0.009」に、「0.012」を「0.011」に改め、同表令第 7 条第 11 号に掲げる応急仮設建築物の項中「0.011」を「0.01」に、「0.014」を「0.012」に、「0.016」を「0.015」に、「0.023」を「0.022」に、「0.033」を「0.031」に改め、同表令第 7 条第 12 号に掲げる器具の項中「0.033」を「0.025」に改め、同表令第 7 条第 13 号に掲げる施設の項中「0.011」を「0.01」に、「0.014」を「0.012」に、「0.016」を「0.015」に、「0.023」を「0.022」に、「0.033」を「0.031」に改める。

附 則

- この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に広島市道路占用料徴収条例第 3 条に規定する道路の占用の許可、占用の同意又は占用の協議の成立（以下「道路占用許可等」という。）があったものについて適用し、施行日前に道路占用許可等があったものについては、なお従前の例による。
- 前項の規定にかかわらず、施行日前に道路占用許可等があったもののうち、施行日以後に道路占用許可等に係る占用の期間が開始するもの又は道路占用許可等に係る占用の期間が 1 年を超え、かつ、当該占用の期間が施行日以後にまたがるものについては、当該占用物件に係る改正後の別表に定める占用料の額が改正前の別表に定める占用料の額より低いときは、施行日以後の占用の期間に係る占用料については、改正後の別表の規定を適用する。

広島市条例第27号
令和6年3月28日

広島市市営駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市市営駐車場条例の一部を改正する条例

広島市市営駐車場条例（昭和45年広島市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項及び第8項中「200円を超えない」を「230円を超えない」に改める。

第10条第3項及び第8項中「210円」を「220円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

広島市条例第29号
令和6年3月28日

広島市市営住宅等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市市営住宅等条例の一部を改正する条例

広島市市営住宅等条例（平成9年広島市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第1号ク(4)中「第10条第1項」の右に「又は第10条の2」を、「おいて」の右に「これらの規定を」を加え、同号ク(4)中「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改める。

別表第3若草住宅附設駐車場の項の次に次のように加える。

尾長東住宅附設駐車場	広島市東区尾長東一丁目
尾長アパート附設駐車場	広島市東区尾長東一丁目
曙住宅附設駐車場	広島市東区曙二丁目

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第7条第2項第1号クの改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

広島市条例第28号
令和6年3月28日

広島市土砂堆積等規制条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市土砂堆積等規制条例の一部を改正する条例

広島市土砂堆積等規制条例（平成16年広島市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第5号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

広島市条例第30号
令和6年3月28日

広島市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市公園条例の一部を改正する条例

広島市公園条例（昭和39年広島市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第5中「1,500円」を「1,600円」に、「13円」を「14円」に、「1,600円」を「1,700円」に、「1,800円」を「1,900円」に、「2,600円」を「2,800円」に、「2,100円」を「2,300円」に改める。

附 則

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第5の規定は、この条例の施行の日以後に都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第1項又は第3項の許可のあった公園の占用に係る使用料について適用し、同日前に当該許可のあった公園の占用に係る使用料については、なお従前の例による。

広島市条例第 31 号
令和 6 年 3 月 28 日

広島市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市火災予防条例の一部を改正する条例

広島市火災予防条例（昭和 37 年広島市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 38 条第 1 項中「もの（主要構造部）」を「もの（特定主要構造部（建築基準法第 2 条第 9 号の 2 イに規定する特定主要構造部をいう。以下同じ。））」に改め、「、若しくは」の右に「主要構造部（同条第 5 号に規定する主要構造部をいう。）が」を加え、「主要構造部が耐火構造で、」を「特定主要構造部が耐火構造で、」に、「又は主要構造部」を「又は特定主要構造部」に、「以上の部分の床面積の合計が」を「以上の部分が床面積の合計」に改める。

第 41 条第 1 項各号中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

広島市条例第 33 号
令和 6 年 3 月 28 日

広島市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市国民健康保険条例の一部を改正する条例

広島市国民健康保険条例（昭和 34 年広島市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 項第 3 号ア中「並びに附則第 3 条第 5 項第 2 号及び第 3 号」を削る。

第 10 条の 6 の 6、第 14 条第 3 項並びに第 14 条の 4 第 3 項及び第 7 項中「22 万円」を「24 万円」に改める。

附則第 3 条を次のように改める。

第 3 条 削除

附則第 4 条第 1 項中「令和 6 年 3 月 31 日」を「高齢者医療確保法附則第 2 条の政令で定める日」に改め、「（前条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を除く。）」を削り、同項の表第 6 条の 2 の項中「附則第 5 条第 1 項」を「附則第 4 条」に改め、同表第 6 条の 3 第 1 号イの項、第 6 条の 3 第 2 号イの項及び第 10 条の 6 の 2 第 2 号ア及び第 10 条の 7 第 2 号アの項中「附則第 2 条」を「附則第 7 条」に改め、同条第 2 項を削

る。

附 則

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 4 条第 1 項の改正規定（「令和 6 年 3 月 31 日」を「高齢者医療確保法附則第 2 条の政令で定める日」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

2 改正後の第 10 条の 6 の 6、第 14 条、第 14 条の 4 及び附則第 4 条の規定は、令和 6 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 5 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

広島市条例第 32 号
令和 6 年 3 月 28 日

広島市水道給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市水道給水条例の一部を改正する条例

広島市水道給水条例（昭和 38 年広島市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条第 1 項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

広島市条例第34号
令和6年3月28日

広島市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
広島市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年広島市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「8,900円」を「9,100円」に改める。
別表中「12,440」を「12,500」に、「13,320」を「13,350」に、「10,670」を「10,800」に、「11,550」を「11,650」に、「8,900」を「9,100」に、「9,790」を「9,950」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金を除く。以下この項において同じ。）並びに令和6年4月分以後の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適

用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同年3月分以前の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金については、なお従前の例による。

広島市条例第35号
令和6年3月28日

広島市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市市税条例の一部を改正する条例

広島市市税条例（昭和29年広島市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第7条中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

広島市条例第36号
令和6年3月28日

広島市認定こども園設備等基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市認定こども園設備等基準条例の一部を改正する条例

広島市認定こども園設備等基準条例（平成26年広島市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「、文部科学大臣及び厚生労働大臣」を「及び文部科学大臣」に改め、「まで」の右に「（第2の1については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する告示（令和6年内閣府告示第1号。以下「令和6年改正告示」という。）附則第2項に規定する場合にあっては、同項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和6年改正告示による改正前の告示第2の1）」を加える。

第3条第1項中「まで」の右に「（第5条第3項については、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令（令和6年内閣府令第1号。以下「令和6年改正命令」

という。) 附則第 2 項に規定する場合にあっては、同項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和 6 年改正命令による改正前の幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第 5 条第 3 項)」を加える。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項第 2 号の改正規定(「、文部科学大臣及び厚生労働大臣」を「及び文部科学大臣」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

は、同項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和 6 年 3 月改正府令第 1 条の規定による改正前の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 3 3 条第 2 項)」を加え、同項第 7 号中「令和 6 年改正府令」を「令和 6 年 1 月改正府令」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 広島市児童福祉施設設備基準等条例は、広島市児童福祉施設設備基準等条例の一部を改正する条例(令和 6 年広島市条例第 15 号)によってまず改正され、次いでこの条例によって改正されるものとする。

広島市条例第 37 号
令和 6 年 3 月 28 日

広島市児童福祉施設設備基準等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市児童福祉施設設備基準等条例の一部を改正する条例

広島市児童福祉施設設備基準等条例(平成 24 年広島市条例第 58 号)

の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 2 号中「令和 6 年改正府令」を「令和 6 年 1 月改正府令」に改める。

第 9 条第 1 項中「第 4 9 条まで」の右に「(第 2 9 条第 2 項、第 3 1 条第 2 項、第 4 4 条第 2 項及び第 4 7 条第 2 項については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令(令和 6 年内閣府令第 1 8 号。以下「令和 6 年 3 月改正府令」という。) 附則第 2 項に規定する場合にあっては、同項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和 6 年 3 月改正府令第 2 条の規定による改正前のこれらの規定)」を加える。

第 1 0 条第 1 項第 1 号中「第 3 6 条の 2 まで」の右に「(第 3 3 条第 2 項については、令和 6 年 3 月改正府令附則第 2 項に規定する場合にあって

広島市条例第 38 号
令和 6 年 3 月 28 日

広島市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市議会委員会条例の一部を改正する条例

広島市議会委員会条例(昭和 3 1 年広島市条例第 2 8 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「文教委員会 9 人」を「こども文教委員会 9 人
こども未来局の所管に属す

に改め、「こども未来局の所管に属する事項」を削る。
る事項」

附 則

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の広島市議会委員会条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、文教委員会又は厚生委員会の委員(委員長及び副委員長を含む。以下同じ。)である者は、それぞれ改正後の広島市議会委員会条例(以下「改正後の条例」という。)の規定によるこども文教委員会又は厚生委員会の委員となるものとし、その任期は、それぞれ改正前の条例の規定による文教委員会又は厚生委員会における委員の残任期間とする。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例の規定により設置された文教委員会又は厚生委員会に付議されている事件は、それぞれ改正後の条例の

規定により設置された常任委員会で当該事件を所管するものに付議されたものとみなす。

び第5条の8第6項」と、第47条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第8条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「、附則第8条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)

第8条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税等の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収に係る個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税等の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全

広島市条例第39号
令和6年3月31日

広島市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市市税条例の一部を改正する条例

広島市市税条例（昭和29年広島市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第8条の4の次に次の3条を加える。

(令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第8条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第8条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第34条の3、第34条の5から第34条の8まで、附則第6条第2項、附則第8条第1項、附則第8条の3の2第1項、前条及び附則第10条第1項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の6第2項、第47条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の6第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及

額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税等の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収に係る個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収に係る個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第40条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収に係る個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収に係る個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計

額以上であり、かつ、その者の第 1 期分金額とその者の分割金額に 2 を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第 1 期納期及び第 2 期納期においてはしないものとし、第 3 期納期においてはその者の第 1 期分金額とその者の分割金額に 2 を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収に係る個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第 4 期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収に係る個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第 1 期分金額とその者の分割金額に 2 を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第 1 期納期、第 2 期納期及び第 3 期納期においてはしないものとし、第 4 期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和 6 年度分の個人の市民税（第 1 期納期から第 4 7 条第 1 項の規定により普通徴収の方法によつて徴収されることとなつたものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によつて徴収する場合には、前項の規定は、適用しない。

（令和 6 年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第 8 条の 7 令和 6 年度分の個人の市民税に限り、第 4 7 条の 2 第 1 項の規定により特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第 3 項において「年金所得に係る特別徴収の個人

市民税」という。）の額及び同条第 2 項の規定により普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第 8 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合に算出される第 4 7 条の 2 第 1 項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（以下この号及び第 5 号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第 3 項第 1 号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第 3 項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の 2 分の 1 に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を 2 で除して得た金額（当該金額に 1, 0 0 0 円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が 1, 0 0 0 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第 2 期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第 1 期分金額」という。）に満たない場合には、第 1 期納期及び第 2 期納期に普通徴収の方法によつて徴収すべき

公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第 4 7 条の 3 に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第 3 項において「特別徴収対象税額」という。）は、第 1 期納期においてはその者の第 1 期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額とし、第 2 期納期においてはその者の第 2 期分金額に相当する税額とし、当該年度の初日の属する年の 1 0 月 1 日から 1 1 月 3 0 日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を 3 で除して得た金額（当該金額に 1 0 0 円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が 1 0 0 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に 2 を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「1 0 月分金額」という。）に相当する税額とし、同年 1 2 月 1 日から翌年の 3 月 3 1 日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第 1 期分金額以上であり、かつ、その者の第 1 期分金額とその者の第 2 期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第 1 期納期における税額はないものとし、第 2 期納期においてはその者の第 1 期分金額とその

者の第 2 期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額とし、当該年度の初日の属する年の 1 0 月 1 日から 1 1 月 3 0 日までの間においてはその者の 1 0 月分金額に相当する税額とし、同年 1 2 月 1 日から翌年の 3 月 3 1 日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第 1 期分金額とその者の第 2 期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第 1 期分金額、その者の第 2 期分金額及びその者の 1 0 月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第 1 期納期及び第 2 期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の 1 0 月 1 日から 1 1 月 3 0 日までの間においてはその者の第 1 期分金額、その者の第 2 期分金額及びその者の 1 0 月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額とし、同年 1 2 月 1 日から翌年の 3 月 3 1 日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第 1 期分金額、その者の第 2 期分金額及びその者の 1 0 月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第 1 期分金額、その者の第 2 期分金額、その者の 1 0 月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第 1 期納期及び第 2 期納期並びに当該年度の初日の属す

る年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額とし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。
- 2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第8条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。
- 3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、

次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額とし、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者

の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額とし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第47条の5第2項の規定により読み替えられた第47条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。
 - 4 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第8条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。
 - 5 令和6年度分の個人の市民税につき第47条の6第1項の規定により普通徴収の方法によつて徴収する場合については、前各項の規定は、適用しない。
- 附則第9条第2項中「前条」を「附則第8条の4」に改め、同条第3項中「第34条の8第1項」の右に「及び附則第8条の5第1項」を加え、「同項」を「第34条の8第1項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」

に、「とする」を「と、附則第8条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第9条第2項及び」とする」に改める。

附則第11条の2第11項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第25項第3号」に改め、同条第12項中「附則第15条第25項第3号」を「附則第15条第25項第4号」に改め、同条第14項を削り、同条第15項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第18項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第17項とし、同条中第19項を第18項とし、第20項を第19項とする。

附則第11条の3第10項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同条第11項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同条第12項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第11項各号」に改め、同条第13項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同条第14項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同条第15項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改める。

附則第12条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第13条の前の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令

和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和 4 年度分の固定資産税にあつては、1 0 0 分の 2. 5）」及び「（令和 3 年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第 2 項及び第 3 項中「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第 1 3 条の 3 中「地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）附則第 1 4 条第 1 項」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）附則第 2 1 条第 1 項」に、「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第 1 4 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「。以下この条において同じ。」及び「（令和 3 年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。

附則第 1 8 条中「第 3 5 項まで、第 3 8 項、第 3 9 項若しくは第 4 3 項」を「第 3 4 項まで、第 3 7 項、第 3 8 項若しくは第 4 2 項」に改める。

附則第 1 9 条の前の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和 4 年度分の都市計画税にあつては、1 0 0 分の 2. 5）」及び「（令和 3 年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課

税標準額）」を削り、同条第 2 項及び第 3 項中「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第 1 9 条の 3 中「地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）附則第 1 4 条第 1 項」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）附則第 2 1 条第 1 項」に、「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第 2 0 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「。以下この条において同じ。」及び「（令和 3 年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第 2 0 条の 4 の 2 第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 8 条の 5 の規定の適用については、同条第 1 項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 2 0 条の 4 の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 2 0 条の 5 第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 8 条の 5 の規定の適用については、同条第 1 項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 2 0 条の 5 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 2 1 条第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 8 条の 5 の規定の適用については、同条第 1 項中「所得割の

額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 2 1 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 2 2 条第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 8 条の 5 の規定の適用については、同条第 1 項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 2 2 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 2 2 条の 2 第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 8 条の 5 の規定の適用については、同条第 1 項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 2 2 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 2 2 条の 3 第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 8 条の 5 の規定の適用については、同条第 1 項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 2 2 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 2 2 条の 4 第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 8 条の 5 の規定の適用については、同条第 1 項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 2 2 条の 4 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 2 2 条の 4 第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 8 条の 5 の規定の適用については、同条第 1 項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 2 2 条の 4 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 2 2 条の 5 第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 8 条の 5 の規定の適用については、同条第 1 項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 2 2 条の 5 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 2 2 条の 5 第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 8 条の 5 の規定の適用については、同条第 1 項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 2 2 条の 5 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 2 9 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）附則第 1 5 条第 3 2 項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税又は都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 改正後の広島市市税条例（以下「新条例」という。）附則第 1 2 条、第 1 3 条、第 1 3 条の 3 及び第 1 4 条の規定は、令和 6 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 5 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第 1 2 条、第 1 8 条、第 1 9 条、第 1 9 条の 3 及び第 2 0 条の規定は、令和 6 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 5 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

規則

広島市規則第10号
令和6年3月19日

広島市職員席次規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市職員席次規則の一部を改正する規則

広島市職員席次規則（昭和24年6月13日広島市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「長い者」の右に「（当該者を指揮監督する者の方がその期間が短い場合にあつては、当該指揮監督する者）」を加え、同条第3号中「その職務の級」の右に「以上の級」を、「長い者」の右に「（当該者を指揮監督する者の方がその期間が短い場合にあつては、当該指揮監督する者）」を加える。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（児童福祉法に基づく措置等に関する規則の一部改正）

第3条 児童福祉法に基づく措置等に関する規則（昭和62年広島市規則第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（同条第6項において読み替えて準用する場合を含む。）」及び「（児童自立生活援助の実施にあつては、同条第6項において読み替えて準用する同条第1項の規定によるものを除く。以下同じ。）」を削る。

第3条中「（同条第6項において準用する場合を含む。）」を削り、「満20歳未満義務教育終了児童等又は満20歳以上義務教育終了児童等」を「者」に改める。

第5条第4項中「満20歳未満義務教育終了児童等又は満20歳以上義務教育終了児童等」を「児童自立生活援助対象者」に改める。

第6条第1項中「（法第33条の6第6項において読み替えて準用する同条第1項の規定によるものを除く。）」及び「それぞれ」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

広島市規則第11号
令和6年3月19日

広島市児童相談所長に対する事務委任規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市児童相談所長に対する事務委任規則等の一部を改正する規則

（広島市児童相談所長に対する事務委任規則の一部改正）

第1条 広島市児童相談所長に対する事務委任規則（昭和55年広島市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（同条第6項において読み替えて準用する場合を含む。）」を削る。

第2条第7号中「まで」の右に「並びに第31条の2第1項及び第2項」を加える。

（広島市個人番号の利用に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則の一部改正）

第2条 広島市個人番号の利用に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則（平成27年広島市規則第73号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「第6条の2の2第9項」を「第6条の2の2第8項」に改める。

広島市規則第12号
令和6年3月19日

広島市衛生事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市衛生事務委任に関する規則の一部を改正する規則

広島市衛生事務委任に関する規則（昭和31年広島市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項第4号ネ中「第42条第2項」の右に「、第44条の3の2第2項、第44条の3の3第2項、第50条の3第2項及び第50条の4第2項」を加え、「入院患者に係る医療費の」を削り、同号ヒ中「協力の要請」の右に「、同条第4項（第50条の2第4項において準用する場合を含む。）及び第5項（第50条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による健康状態の報告の要請についての委託並びに第44条の3第6項（第50条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による報告の受理」を加え、同号中ヲをアアとし、リからワまでをレからンまでとし、同号ラ中「第50条の4」を「第50条の7」に改め、同号ヲを同号ルとし、同号ヨ中「第50条の3第3項の規定による」を「第50条の6第3項の規定により提出される」に改め、同号中ヨをリとし、ユをヨとし、その次に次のように加える。

ラ 第50条の4第1項の規定による療養費の支給の決定に関するこ

と。

第 1 条第 1 項第 4 号中ヤをユとし、へからモまでをホからヤマでとし、同号フ中「第 4 4 条の 3 の 2 第 3 項の規定による」を「第 4 4 条の 3 の 5 第 3 項の規定により提出される」に改め、同号中フをへとし、ヒの次に次のように加える。

フ 第 4 4 条の 3 の 3 第 1 項の規定による療養費の支給の決定に関すること。

第 1 条第 1 項中第 5 0 号から第 5 2 号までを削り、第 5 3 号を第 5 0 号とし、第 5 4 号を第 5 1 号とし、第 5 5 号を第 5 2 号とする。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条第 1 項中第 5 0 号から第 5 2 号までを削り、第 5 3 号を第 5 0 号とし、第 5 4 号を第 5 1 号とし、第 5 5 号を第 5 2 号とする改正規定は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

広島市規則第 14 号

令和 6 年 3 月 19 日

広島市住民投票条例施行規則及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市住民投票条例施行規則及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(広島市住民投票条例施行規則の一部改正)

第 1 条 広島市住民投票条例施行規則(平成 1 5 年広島市規則第 9 0 号)の一部を次のように改正する。

第 2 2 条第 1 項第 4 号中「、少年院又は婦人補導院」を「又は少年院」に改める。

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第 2 条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和 4 3 年広島市規則第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 第 2 号中「、同法第 6 6 条」を「又は同法第 6 6 条」に改め、「又は売春防止法(昭和 3 1 年法律第 1 1 8 号)第 1 7 条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合」を削る。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

広島市規則第 13 号

令和 6 年 3 月 19 日

広島市個人番号の利用に関する条例別表第 2 の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市個人番号の利用に関する条例別表第 2 の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則

広島市個人番号の利用に関する条例別表第 2 の規則で定める事務及び情報を定める規則(平成 2 7 年広島市規則第 7 4 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条第 6 号イ中「健康保険法等の一部を改正する法律(平成 1 8 年法律第 8 3 号)附則第 1 3 0 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 2 6 条の規定による改正前の介護保険法第 8 条第 2 6 項に規定する介護療養型医療施設に係る保険給付に係るもの及び」を削る。

第 2 3 条中「第 6 条の 2 の 2 第 9 項」を「第 6 条の 2 の 2 第 8 項」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

広島市規則第 15 号

令和 6 年 3 月 19 日

職員の職名に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

職員の職名に関する規則の一部を改正する規則

職員の職名に関する規則(昭和 4 9 年広島市規則第 2 6 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項出先機関の部分第 2 号中「及び専門員」を「、専門員及び主幹保育士」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

広島市規則第16号
令和6年3月19日

広島市証明等手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市証明等手数料条例施行規則の一部を改正する規則
広島市証明等手数料条例施行規則（昭和32年広島市規則第70号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中「県民税」の右に「及び森林環境税」を加える。

第3条中「600円」を「700円」に改める。

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条第1号アの改正規定は、同年5月17日から施行する。

広島市規則第18号
令和6年3月19日

広島市似島歓迎交流センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市似島歓迎交流センター条例施行規則の一部を改正する規則

広島市似島歓迎交流センター条例施行規則（令和4年広島市規則第70号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第4条、第6条関係）

区分	単位	金額	摘要
プロジェクター	1台につき	3時間まで	980円
		3時間を超える1時間までごとに	330
音響設備	1式につき	3時間まで	1,560
		3時間を超える1時間までごとに	510
演台	1台につき	3時間まで	300
		3時間を超える1時間までごとに	100

広島市規則第17号
令和6年3月19日

広島市議会の会派に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市議会の会派に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則

広島市議会の会派に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成13年広島市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の105」を「100分の205」に改める。

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

区分	単位	金額	摘要
電源装置	1キロワットごとに	3時間まで	250
		3時間を超える1時間までごとに	90
カヌー	1艇1回につき	100	

備考 取付け及び操作は、使用者において行うものとする。

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

広島市規則第 19 号
令和 6 年 3 月 19 日

広島市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

広島市自転車等駐車場条例施行規則（昭和 60 年広島市規則第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 号中「とき」を「際」に改める。

第 5 条第 2 項中「広島市大手町三丁目自転車等駐車場」の右に「、広島市小町第一自転車等駐車場」を加える。

第 8 条第 1 項中「広島市相生自転車等駐車場、広島市広島駅南口第三自転車等駐車場（市長が定める区画に限る。）及び広島市西広島駅北自転車等駐車場」を「次に掲げる駐車場」に改め、「次項において同じ」を削り、「入場させるときは」を「入場させる際」に、「受け、」を「受けて当該自転車等の見えやすい位置に取り付けるとともに、当該」に、「ときは、当該一時利用票」を「際、これ」に改め、同項に次の 5 号を加える。

- (1) 広島市相生自転車等駐車場
- (2) 広島市袋町小学校地下自転車等駐車場（市長が定める区画に限る。）
- (3) 広島市袋町自転車等駐車場（市長が定める区画に限る。）
- (4) 広島市広島駅南口第三自転車等駐車場（市長が定める区画に限る。）

(5) 広島市西広島駅北自転車等駐車場

第 8 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「広島市相生自転車等駐車場、広島市広島駅南口第三自転車等駐車場（市長が定める区画に限る。）及び広島市西広島駅北自転車等駐車場」を「前項各号に掲げる駐車場」に、「自転車等」を「自転車等を」に、「ときは、当該自転車」を「際、当該自転車等」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 9 条中「広島市相生自転車等駐車場、広島市広島駅南口第三自転車等駐車場（市長が定める区画に限る。）及び広島市西広島駅北自転車等駐車場」を「前条第 1 項各号に掲げる駐車場」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にされている広島市小町第一自転車等駐車場の一時利用については、なお従前の例による。

広島市規則第 20 号
令和 6 年 3 月 19 日

市長の消防服制に関する規則及び広島市消防吏員の服制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

市長の消防服制に関する規則及び広島市消防吏員の服制に関する規則の一部を改正する規則

（市長の消防服制に関する規則の一部改正）

第 1 条 市長の消防服制に関する規則（昭和 30 年広島市規則第 37 号）の一部を次のように改正する。

別表夏服の項中「半そで」を「半袖又は長袖」に改め、「5 個」を削

「長ズボンとし、両もも及び右側後方に各 1 個のポケットをつける。形状は、図のとおりとする。」

「冬服と同様とする。」

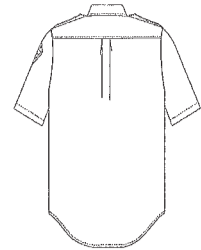
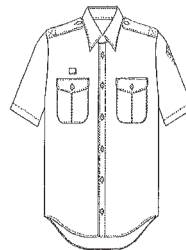
に改め、同表の図中夏服の部分を次のように改める。

夏服

前面

後面

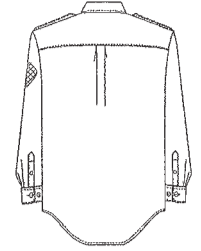
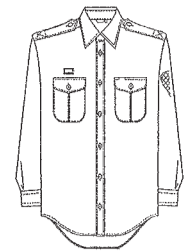
（半袖）



前面

後面

（長袖）



（広島市消防吏員の服制に関する規則の一部改正）

第 2 条 広島市消防吏員の服制に関する規則（昭和 26 年 9 月 1 日広島市規則第 42 号）の一部を次のように改正する。

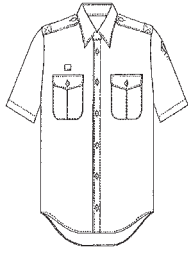
別表夏服の項中「半そで」を「半袖又は長袖」に改め、「5 個」を削り、「冬服ズボン」を「冬服」に改め、同表の図中夏服上衣の部分を次のように改める。

夏服上衣

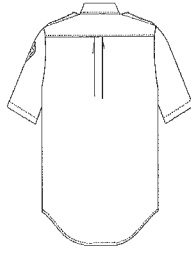
前面

後面

(半袖)

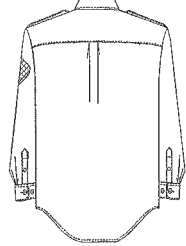
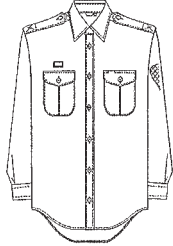


前面



後面

(長袖)



別表の図中「バンド(男性)」を「バンド」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

広島市規則第**22**号

令和6年3月**28**日

広島市安佐北コミュニティセンター条例施行規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市安佐北コミュニティセンター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島市安佐北コミュニティセンター条例(令和6年広島市条例第**11**号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(休館日及び開館時間)

第2条 広島市安佐北コミュニティセンター(以下「コミュニティセンター」という。)の休館日及び開館時間は、次のとおりとする。ただし、都合により休館日又は開館時間を変更することがある。

(1) 休館日

- ア 火曜日(その日が8月6日に当たるときは、その日を除く。)。ただし、火曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その直後の休日でない日
- イ 12月29日から翌年1月3日まで

(2) 開館時間

午前9時から午後9時まで

広島市規則第**21**号

令和6年3月**28**日

広島市衛生事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市衛生事務委任に関する規則の一部を改正する規則

広島市衛生事務委任に関する規則(昭和31年広島市規則第35号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項第4号ハを次のように改める。

- ハ 第43条第1項(第44条の3の2第2項及び第50条の3第2項において準用する場合を含む。)の規定による報告の請求及び検査並びに第43条第2項(第44条の3の2第2項及び第50条の3第2項において準用する場合を含む。)の規定による支払の一時差止めの指示又は差止めに関すること。

第1条第1項第4号ホ中「第44条の3の3」を「第44条の3の6」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

2 条例第13条第1項の規定によりコミュニティセンターの管理を同項の指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせる場合においては、当該指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、前項に規定する休館日に閉館し、又は同項に規定する開館時間を延長することができる。(許可の手續)

第3条 条例第4条第1項又は第7条第1項の規定により許可を受けようとする者は、所定の申請書を市長に提出しなければならない。

2 条例第4条第1項又は第7条第1項の許可の申請は、その申請に係る使用日の3か月前(条例第1条の目的以外の目的に使用する場合には、1か月前)の日前のものについては、これを受け付けない。ただし、市長において特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、条例第4条第1項又は第7条第1項の許可をしたときは、所定の許可書を申請者に交付する。

4 条例第13条第1項の規定によりコミュニティセンターの管理を指定管理者に行わせる場合における前3項の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。(指定管理者の指定に係る申請書の提出等)

第4条 条例第14条第1項の規定による提出は、市長が定める期間に所定の申請書によりしなければならない。

2 条例第14条第1項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 収支予算書
- (2) 定款その他これに準ずるもの
- (3) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

- (4) 決算その他の経営状況に関する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

広島市規則第 **24** 号

令和 6 年 3 月 **28** 日

広島市重度心身障害者医療費補助条例施行規則及び広島市重度精神障害者通院医療費補助条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市重度心身障害者医療費補助条例施行規則及び広島市重度精神障害者通院医療費補助条例施行規則の一部を改正する規則次に掲げる規則の規定中「附則第 4 条の 4 第 3 項」を「附則第 4 条の 5 第 3 項」に改める。

- (1) 広島市重度心身障害者医療費補助条例施行規則（昭和 4 8 年広島市規則第 1 0 4 号）附則第 5 項
- (2) 広島市重度精神障害者通院医療費補助条例施行規則（令和 3 年広島市規則第 4 7 号）附則第 3 項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

広島市規則第 **23** 号

令和 6 年 3 月 **28** 日

広島市子ども医療費補助条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市子ども医療費補助条例施行規則の一部を改正する規則

広島市子ども医療費補助条例施行規則（昭和 4 8 年広島市規則第 1 0 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「同条第 2 項」を「同条」に改め、同条第 3 項中「第 4 条第 2 項」を「第 4 条」に改める。

第 5 条第 2 項中「第 4 条第 2 項」を「第 4 条」に改める。

附則第 2 項中「令和 3 年広島市条例第 2 0 号」を「令和 6 年広島市条例第 **17** 号」に、「令和 3 年 1 2 月 3 1 日」を「令和 6 年 1 2 月 3 1 日」に改める。

附則第 3 項及び第 4 項中「令和 4 年 1 月 1 日」を「令和 7 年 1 月 1 日」に改める。

附則第 5 項中「附則第 4 条の 4 第 3 項」を「附則第 4 条の 5 第 3 項」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。ただし、附則第 5 項の改正規定は、公布の日から施行する。

広島市規則第 **25** 号

令和 6 年 3 月 **28** 日

広島市子ども療育センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市子ども療育センター条例施行規則の一部を改正する規則

広島市子ども療育センター条例施行規則（昭和 4 9 年広島市規則第 9 9 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 8 条」を「第 8 条の 2」に改める。

第 3 条第 1 項第 1 号中「療育」の右に「を行うこと。」を加え、同項第 2 号中「第 6 条の 2 の 2 第 6 項」を「第 6 条の 2 の 2 第 5 項」に改め、「保育所等訪問支援」の右に「を行うこと。」を加え、同項第 3 号中「第 6 条の 2 の 2 第 7 項」を「第 6 条の 2 の 2 第 6 項」に、「障害児相談支援」を「障害児相談支援事業を行うこと。」に改め、同項第 4 号中「計画相談支援」を「特定相談支援事業を行うこと。」に改める。

第 4 条の見出し中「指導時間」を「支援時間」に改め、同条中「において行う指導の」を「における通園児童に対する支援の」に、「指導時間」を「支援時間」に改める。

第 2 章第 2 節中第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（利用の申出等）

第 8 条の 2 二葉園を利用して児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 4 項に規定す

<p>保企画課 保給付課 課後対策課 に改める。 も青少年支援部</p> <p>第 6 条中第 5 項を削り、同条第 4 項第 2 号中「(G 7 広島サミット推進室の所掌に属するものを除く。)」を削り、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。</p> <p>4 総合調整課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 重要な施策及び事業についての総合調整に関すること。 (2) 課の庶務に関すること。</p> <p>第 6 条第 8 項中「企画調整部政策企画課」を「政策企画部政策企画課」に改め、同項第 1 号中「総合計画」を「総合的な企画」に改め、同項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号から第 1 2 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 9 項中「企画調整部広域都市圏推進課」を「政策企画部広域都市圏推進課」に改め、同条第 1 0 項中第 3 号を第 5 号とし、第 2 号を第 4 号とし、第 1 号の次に次の 2 号を加える。</p> <p>(2) 旧安佐市民病院跡地の活用に係る総合調整に関すること。 (3) 似島歓迎交流センターに関すること。</p> <p>第 6 条第 1 2 項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り上げ、第 9 号の前に次の 1 号を加える。</p> <p>(8) 広島大学旧理学部 1 号館に関すること。</p> <p>第 6 条第 1 2 項第 1 0 号中「課」の右に「及び出資法人経営改革推進室」</p>	<p>(8) 乳幼児に係る教育及び保育の支援に関する事業の総括に関すること。 (9) 私立認定こども園の教育及び保育の内容並びに私立保育所及び家庭的保育事業等の保育の内容に係る指導及び監査に関すること。 (10) 認可外保育施設に関すること。</p> <p>第 1 0 条第 3 項中「保育指導課」を「幼保給付課」に改め、同項第 1 号中「保育所」を「私立保育所」に改め、同項第 2 号中「私立保育所」を「私立認定こども園、私立保育所」に改め、同項中第 3 号及び第 4 号を削り、第 5 号を第 3 号とし、第 6 号及び第 7 号を削り、同項第 8 号中「未移行幼稚園及び特別支援学校に係るもの並びにこども・家庭支援課」を「こども青少年支援部」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項に次の 4 号を加える。</p> <p>(5) 子育てのための施設等利用給付に係る認定に関すること（区役所厚生部福祉課の所掌に属するものを除く。）。 (6) 私立幼稚園に対する助成に関すること。 (7) 保育料に関すること（財政局収納対策部及び区役所厚生部福祉課の所掌に属するものを除く。）。 (8) 保育園等副食費及びこれに係る遅延損害金に関すること（区役所厚生部福祉課の所掌に属するものを除く。）。 第 1 0 条第 4 項中「こども・家庭支援課」を「こども青少年支援部」に改め、同項第 1 号中「児童及びひとり親・寡婦家庭の福祉に関する調査及び企画」を「児童、青少年及び子育て家庭に関する施策に係る調査、企画及び総合調整」に、「保育企画課」を「幼保企画課」に改め、同項第 8 号中「子ども手当」を削り、同項第 1 6 号中「課」を「部」に改め、同号</p>
<p>を加え、同条中第 1 8 項を第 1 9 項とし、第 1 3 項から第 1 7 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 1 2 項の次に次の 1 項を加える。</p> <p>1 3 行政経営部出資法人経営改革推進室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 公益的法人等の設立、運営に係る総合調整に関すること。</p> <p>第 7 条第 6 項第 5 号中「充当」の右に「若しくは委託納付」を加える。</p> <p>第 8 条第 1 0 項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とする。</p> <p>第 9 条第 2 項中第 1 2 号を第 1 3 号とし、第 4 号から第 1 1 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 3 号の次に次の 1 号を加える。</p> <p>(4) 社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）の規定による重層的支援体制整備事業の総括に関すること。</p> <p>第 9 条第 4 項第 5 号中「(昭和 2 6 年法律第 4 5 号)」を削り、同条第 8 項第 3 号中「自立支援医療（更生医療及び育成医療に限る。）及び」を削り、同条第 9 項第 2 号中「(自立支援医療に係るものを除く。)」を削り、同条第 1 3 項第 1 号及び第 2 号並びに第 1 5 項第 1 号、第 2 号、第 5 号及び第 8 号中「こども未来局こども・家庭支援課」を「こども未来局こども青少年支援部」に改める。</p> <p>第 1 0 条第 2 項中「保育企画課」を「幼保企画課」に改め、同項第 2 号中「(保育指導課の所掌に属するものを除く。)」を削り、同項中第 7 号及び第 8 号を削り、第 9 号を第 7 号とし、同項第 1 0 号中「保育指導課」を「幼保給付課」に改め、同号を同項第 1 1 号とし、同号の前に次の 3 号を加える。</p>	<p>を同項第 2 1 号とし、同項第 1 5 号の次に次の 5 号を加える。</p> <p>(11) 青少年に係る地域活動の推進その他青少年の育成に関すること（他課等の所掌に属するものを除く。）。 (12) 青少年センター（青少年会館に限る。）に関すること。 (13) グリーンスポーツセンターに関すること。 (14) 暴走族対策の総合調整に関すること（市民局市民安全推進課の所掌に属するものを除く。）。 (15) 不良行為少年等の自立支援に関すること。</p> <p>第 1 0 条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。</p> <p>4 放課後対策課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 児童館の設置の認可及び休廃止の承認その他児童福祉法の施行（児童館及び放課後児童健全育成事業に関するものに限る。）に関すること。 (2) 児童館の業務及び放課後児童クラブの運営に関する指導及び連絡調整に関すること。 (3) 児童館の設置及び整備に関すること。 (4) 遊び場対策（こども青少年支援部の所掌に属するものを除く。）及び青少年に係る地域活動の推進（児童館及び放課後児童健全育成事業に関するものに限る。）に関すること。 (5) 課の庶務に関すること。</p> <p>第 1 2 条第 6 項中第 1 8 号を第 1 9 号とし、第 1 7 号を第 1 8 号とし、第 1 6 号の次に次の 1 号を加える。</p> <p>(11) 平和大通り公園に関すること。</p>

第14条第5項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第2号までを1号ずつ繰り上げる。

第16条第1項第2号中「広報及び広聴」を「広報活動の企画」に改め、同項第4号中「こと」の右に「(管理部管理課及び施設部管路課の所掌に属するものを除く。)」を加え、同項中第5号を削り、第6号を第5号とし、同項第7号中「下水道協会」を「中国四国地方下水道協会等」に改め、同号を同項第6号とし、同項中第8号を第7号とし、第9号から第19号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項第1号中「(下水道敷及び下水道管路(以下「下水道敷等」という。))を除く。))の管理」を「の取得、管理及び処分」に改め、同項中第14号を第15号とし、第2号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 下水道事業に係る普通財産(事業用代替地を除く。)の管理及び処分に關すること。

第16条第5項第17号中「下水道敷」を「下水道管路等を敷設する土地(以下「下水道敷等」という。))」に改め、同条第6項第1号中「管理」を「取得、管理及び処分」に改める。

第19条中「G7広島サミット推進室及び」を削る。

第20条第1項中「G7広島サミット推進室及び会計室にあつては室次長を、」を削り、「所長を」の右に「、出資法人経営改革推進室にあつては室長を、子ども青少年支援部にあつては子ども青少年施策調整担当課長及び青少年育成担当課長を、」を加え、「交通施設整備担当課長を」の右に「、会計室にあつては室次長を」を加える。

第23条第1項第1号中「第五保護係(東区役所を除く)」を「第五保護

係(中区役所及び西区役所に限る)」に改め、同項第2号中「第三保護係(安佐南区役所)の右に「及び安佐北区役所」を加え、同条第2項区政調整課の分掌事務中第33号を削り、第34号を第33号とし、第35号を第34号とし、第36号を第35号とし、同項地域起こし推進課の分掌事務第9号中「公民館及び」を削り、同条第3項地域支えあい課の分掌事務中第51号を第52号とし、第46号から第50号までを1号ずつ繰り下げ、同分掌事務第45号中「子ども家庭相談コーナー」を「子ども家庭センター」に改め、同号を同分掌事務第46号とし、同分掌事務中第44号を第45号とし、第43号を第44号とし、第42号を第43号とし、同分掌事務第41号中「福祉の」を「福祉に関する」に、「指導」を「援助」に改め、同号を同分掌事務第42号とし、同分掌事務中第40号を第41号とし、第7号から第39号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 社会福祉法の規定による重層的支援体制整備事業の推進に關すること。

第23条第3項福祉課の分掌事務第79号を次のように改める。

(例) 困難な問題を抱える女性への支援に關する法律(令和4年法律第52号)の規定による困難な問題を抱える女性への支援に關すること。

第23条第3項福祉課の分掌事務第87号中「福祉の」を「福祉に関する」に、「指導」を「援助」に改める。

第25条第2項中「相談係」を「第一相談係」に、「判定係」を「第二相談係」に改める。

判定係に改める。
判定係」

第26条第1項中「安佐北区役所、」を削り、「第五保護係(中区役所、南区役所)」を「第五保護係(中区役所)」に改め、同条第2項地域支えあい課の分掌事務第6号を次のように改める。

(6) 子ども家庭センターに關すること(児童福祉に係る相談支援に關するものに限る。))。

第26条第2項福祉課の分掌事務第47号中「売春防止法の規定による要保護女子の保護更生」を「困難な問題を抱える女性への支援に關する法律の規定による困難な問題を抱える女性への支援」に改める。

第28条第2項地域支えあい課の分掌事務中第26号を第27号とし、第22号から第25号までを1号ずつ繰り下げ、同分掌事務第21号中「福祉の」を「福祉に関する」に、「指導」を「援助」に改め、同号を同分掌事務第22号とし、同分掌事務第20号を第21号とし、同分掌事務第19号の次に次の1号を加える。

(例) 子ども家庭センターに關すること(母子保健に係る相談支援に關するものに限る。))。

第28条第2項福祉課の分掌事務第7号中「福祉の」を「福祉に関する」に、「指導」を「援助」に改める。

第29条に次の1項を加える。

2 公文書館に次の係を置く。

行政情報係

歴史情報係

第33条第2項第9号中「充当」の右に「若しくは委託納付」を加える。

第39条第3項相談課の分掌事務第3号中「教育研修」を「人材研修」に改め、同分掌事務第6号中「指導」を「援助」に改め、同項デイ・ケア課の分掌事務第1号中「指導及び」を削り、「指導等」を「援助」に改め、同分掌事務第2号中「指導等に關する教育研修」を「援助に係る人材研修」に改め、同分掌事務第3号中「指導等」を「援助」に改める。

第82条中「又は専門員を、」を「、専門員又は主幹保育士を、」に改める。

第90条の表中「子ども未来局保育企画課長」を「子ども未来局幼保企画課長」に改める。

別表の(i)の表中

広島市小児慢性特定疾病審査会	児童福祉法の規定により、市長の求めに応じ、小児慢性特定疾病医療費の支給に係る認定に關し審査を行うこと。	子ども未来局子ども家庭支援課
----------------	---	----------------

を

広島市小児慢性特定疾病審査会	児童福祉法の規定により、市長の求めに応じ、小児慢性特定疾病医療費の支給に係る認定に關し審査	子ども未来局子ども青少年支援部
----------------	---	-----------------

	を行うこと。	
広島市青少年問題協議会	地方青少年問題協議会法（昭和 28 年法律第 83 号）の規定により、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項を調査審議し、当該事項に関し、関係行政機関相互の連絡調整を図り、並びに市長及び関係行政機関に対して意見を述べること。	に

改め、同表広島市青少年問題協議会の項を削る。

別表の(2)の表広島市総合計画審議会の中「企画総務局企画調整部政策企画課」を「企画総務局政策企画部政策企画課」に改め、同表広島市障害児保育審議会の項中「子ども未来局保育指導課」を「子ども未来局幼保企画課」に改め、同項の次に次のように加える。

広島市青少年と電子メディアに関する審議会	青少年と電子メディアとの健全な関係づくり	子ども未来局子ども青少年支援部
----------------------	----------------------	-----------------

	に関する条例（平成 20 年広島市条例第 35 号）の規定により、市長の諮問に応じ、青少年を電子メディアから引き離すための取組、青少年の健全な成長に寄与することができるフィルタリング機能に係る基準その他市長が必要と認める事項について調査し、又は審議すること。	
--	---	--

別表の(2)の表広島市青少年と電子メディアに関する審議会の項を削る。

附 則

- この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 広島市幹部会議規則（平成 24 年広島市規則第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条中「企画総務局企画調整部政策企画課」を「企画総務局政策企画部政策企画課」に改める。

- 広島市総合計画審議会規則（昭和 43 年広島市規則第 66 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「企画総務局企画調整部政策企画課」を「企画総務局政策企画部政策企画課」に改める。

- 広島市障害児保育審議会規則（平成 25 年広島市規則第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「子ども未来局保育指導課」を「子ども未来局幼保企画課」に改める。

- 広島市福祉事務所長に対する事務委任規則（昭和 29 年広島市規則第 57 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 1 2 号中「（広島市立学校条例（昭和 39 年広島市条例第 19 号）別表に掲げる幼稚園に係る利用者負担額に関し必要なものに関するものを除く。）」を削り、同項第 1 3 号中「（前号に規定する利用者負担額の算定及び当該利用者負担額に関する事項の通知に関するものを除く。）」を削る。

- 広島市教育委員会に対する事務委任規則（昭和 41 年広島市規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

本則中「次に掲げる」を「学校基本調査に関する」に改め、各号を削る。

- 広島市公印管理規則（昭和 27 年広島市規則第 39 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の表 3 7 の項及び 3 8 の項中「子ども未来局保育企画課」を「子ども未来局幼保企画課」に、「保育企画課長」を「幼保企画課長」に改める。

別表第 1 の 2 の表 4 6 の項及び 4 7 の項中「子ども・家庭支援課」を

「子ども青少年支援部」に改める。

- 広島市役所庁内取締規則（昭和 32 年広島市規則第 61 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項中「の長（」の右に「子ども未来局子ども青少年支援部にあつては子ども青少年施策調整担当課長、」を加え、同項第 2 号中「経済観光局観光政策部」を「子ども未来局子ども青少年支援部、経済観光局観光政策部」に改める。

- 広島市財産規則（昭和 56 年広島市規則第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「（企画総務局 G7 広島サミット推進室）を「（子ども未来局子ども青少年支援部にあつては子ども青少年施策調整担当課長、経済観光局観光政策部にあつては観光企画担当課長、都市整備局都市機能調整部にあつては紙屋町・八丁堀地区活性化担当課長、都市整備局西風新都整備部にあつては西風新都整備担当課長、都市整備局スタジアム建設部にあつてはスタジアム調整担当課長、道路交通局用地部にあつては用地企画・調整担当課長、道路交通局公共交通政策部にあつては公共交通調整担当課長、道路交通局交通施設整備部にあつては交通施設整備担当課長」に改め、「経済観光局観光政策部にあつては観光企画担当課長、都市整備局都市機能調整部にあつては紙屋町・八丁堀地区活性化担当課長、都市整備局西風新都整備部にあつては西風新都整備担当課長、都市整備局スタジアム建設部にあつてはスタジアム調整担当課長、道路交通局用地部にあつては用地企画・調整担当課長、道路交通局公共交通政策部にあつては公共交通調整担当課長、道路交通局交通施設整備部

あつては交通施設整備担当課長」を削り、同項第1号中「企画総務局G7広島サミット推進室」を「子ども未来局子ども青少年支援部」に改める。

10 広島市職員の給与等の支払に関する規則（昭和33年広島市規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表企画総務局の項中

法務課	課長	法務課
-----	----	-----

法務課	課長	法務課
総合調整課	課長	総合調整課

「企画調整部政策企画課」を「政策企画部政策企画課」に、

企画調整部	を	政策企画部	に、
-------	---	-------	----

「行政経営課」を「行政経営課、出資法人経営改革推進室」に改め、

同表子ども未来局の項中

保育企画課	課長	保育企画課、保育指導課
子ども・家庭支援課	課長	子ども・家庭支援課

幼保企画課	課長	幼保企画課、幼保給付課
放課後対策課	課長	放課後対策課

子ども青少年支援部	子ども青少年施策調整担当課長	子ども青少年支援部	に改め、
-----------	----------------	-----------	------

教育委員会事務局の項中

	施設課	課長	施設課
青少年育成部育成課	課長	青少年育成部	を

	施設課	課長	施設課	に改める。
--	-----	----	-----	-------

11 青少年と電子メディアとの健全な関係づくりに関する条例施行規則（平成20年広島市規則第68号）の一部を次のように改正する。

第12条中「教育委員会事務局青少年育成部育成課」を「子ども未来局子ども青少年支援部」に改める。

広島市規則第29号

令和6年3月29日

広島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

広島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年広島市規則第72号）の一部を次のように改正する。

別表第1広島市特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成24年広島市規則第67号）の項中「第8条第1項、第9条第1項、第10条第1項及び第15条第1項」を「第18条第1項（届出書の提出に限る。）、第19条第1項（届出書の提出に限る。）、第20条第1項及び第21条第1項（届出書の提出に限る。）」に改め、同表広島市美容師法施行条例施行規則（平成25年広島市規則第9号）の項の次に次のように加える。

広島市下水道条例（昭和47年広島市条例第96号）及び広島市下水道条例施行規則（昭和47年広島市規則第82号）	広島市下水道条例第7条第2項本文（同条例第32条及び第43条において準用する場合を含む。）及び広島市下水道条例施行規則第6条第2項第6条第1項
--	---

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

広島市規則第 30 号

令和 6 年 3 月 29 日

広島市住民投票条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市住民投票条例施行規則の一部を改正する規則

広島市住民投票条例施行規則（平成 15 年広島市規則第 90 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項中「第 10 条」を「第 11 条」に改める。

第 13 条第 5 項中「第 92 条第 5 項」を「第 92 条第 4 項」に改める。

第 22 条第 4 項第 5 号中「第 5 号」を「第 4 号」に改め、同項第 6 号を削る。

第 26 条第 3 項中「第 5 号」を「第 4 号」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 4 項及び第 13 条第 5 項の改正規定並びに第 22 条第 4 項第 6 号を削る改正規定は、公布の日から施行する。

0 円」を「66,000 円」に、「57,200 円」を「57,800 円」に、「49,100 円」を「49,500 円」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

広島市規則第 31 号

令和 6 年 3 月 29 日

一般職の職員の給与に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

一般職の職員の給与に関する条例施行規則等の一部を改正する

規則

（一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部改正）

第 1 条 一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和 26 年 3 月 30 日広島市規則第 93 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 2 種の項中「部長、担当部長及び室長」の右に「（出資法人経営改革推進室長を除く。）」を加え、同表 3 種の項中「本庁の課長及び担当課長」の右に「並びに出資法人経営改革推進室長」を加える。

（一般職の職員の給与に関する条例施行規則及び職員の特務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第 2 条 一般職の職員の給与に関する条例施行規則及び職員の特務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（令和 5 年広島市規則第 35 号）の一部を次のように改正する。

附則別表中「21,900 円」を「22,200 円」に、「67,000 円」を「67,600 円」に、「58,600 円」を「59,200 円」に、「50,300 円」を「50,700 円」に、「65,40

広島市規則第 32 号

令和 6 年 3 月 29 日

職員の特務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

職員の特務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特務手当の支給に関する規則（昭和 57 年広島市規則第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 3 項第 1 号中「行う指導業務に従事する」を「援助をする」に改め、同項第 2 号中「の指導及び」を「に対する」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

広島市規則第33号

令和6年3月29日

広島市市税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市市税規則の一部を改正する規則

広島市市税規則（昭和43年広島市規則第55号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

別表第2第2項第3号及び第4号中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第2第2項第3号及び第4号の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

西風新都特別会 計繰入金	西風新都特別会 計繰入金
-----------------	-----------------

を

西風新都特別会 計繰入金	西風新都特別会 計繰入金
介護保険事業特 別会計繰入金	介護保険事業特 別会計繰入金

に改め、同表諸収入の項中「青

少年育成費受託事業収入」を「教育総務費受託事業収入」に改め、同表市債の項中「青少年育成債」を削る。

別表第2総務費の項中「諸費」の右に「調整給付事業費」を加え、同表教育費の項中

青少年育成費	青少年育成費
--------	--------

を削る。

別表第4の介護保険事業特別会計歳出の表諸支出金の項中

還付金	還付金
-----	-----

を

還付金	還付金
一般会計繰出金	一般会計繰出金

に改め、同表の開発事業特別会

計歳出の表若草町地区市街地再開発事業費の項の次に次のように加える。

基町相生通地区 市街地再開発事 業費	基町相生通地区 市街地再開発事 業費	基町相生通地区市街地再開発事業 費
--------------------------	--------------------------	----------------------

別表第5企画総務局の項中

法務課長	法務課
------	-----

を

法務課長	法務課
総合調整課長	総合調整課

に改め、

G7広島サミット推進 室次長	G7広島サミット推進 室
-------------------	-----------------

を削り、「企画調

整部」を「政策企画部」に、

行政経営課	行政経営課、出資法人 経営改革推進室
-------	-----------------------

を

に改め、

同表こども未来局の項中

保育企画課長	保育企画課
保育指導課長	保育指導課
こども・家庭支援課長	こども・家庭支援課

を

幼保企画課長	幼保企画課
幼保給付課長	幼保給付課
放課後対策課長	放課後対策課
こども青少年施策調整 担当課長	こども青少年支援部

に改め、同表教育

広島市規則第34号

令和6年3月29日

広島市予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則

広島市予算の編成及び執行に関する規則（昭和43年広島市規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表第1市税の項中

市たばこ税	現年課税分
-------	-------

を

市たばこ税	現年課税分 滞納繰越分
-------	----------------

に改め、同表地方譲与税の項中

地方道路譲与税	地方道路譲与税	地方道路譲与税
---------	---------	---------

を削り、同表

分担金及び負担金の項中「青少年育成費負担金」を削り、同表使用料及び手数料の項中「青少年育成使用料」及び「青少年育成手数料」を削り、同表国庫支出金の項中「青少年育成費補助金」を削り、同表県支出金の項中「青少年育成費補助金」及び「青少年育成費委託金」を削り、同表寄附金の項中「青少年育成費寄附金」を削り、同表繰入金の項中

委員会事務局の項中

育成課長	育成課	を削る。
放課後対策課長	放課後対策課	

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 地方譲与税の項の改正規定は、公布の日から施行する。

を「収納に関する」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「収納の」を「収納に関する」に改める。

第 3 6 条第 1 7 号中「支出の」を「公金の支出に関する」に改める。

第 6 1 条第 1 項中「以内に」の右に「、別に定めるところにより」を加え、「引き継がなければ」を「引き継ぐとともに、市長に報告しなければ」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項を同条第 2 項とする。

第 6 2 条第 2 号中「児童福祉法」の右に「（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）」を加え、同条第 6 号中「子ども・子育て支援法」の右に「（平成 2 4 年法律第 6 5 号）」を加える。

第 7 3 条の見出し中「支出」を「公金の支出に関する」に改め、同条第 1 項中「令第 1 6 5 条の 3 第 1 項」を「法第 2 4 3 条の 2 第 1 項」に、「支出の」を「公金の支出に関する」に改め、同条第 2 項から第 4 項までの規定中「支出の」を「公金の支出に関する」に改める。

第 8 3 条第 1 項中「以内に」の右に「、別に定めるところにより」を加え、「引き継がなければ」を「引き継ぐとともに、会計管理者又は区会計管理者に報告しなければ」に改め、同条第 2 項を削る。

第 1 0 3 条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とし、第 4 項を第 3 項とし、第 5 項を第 4 項とする。

第 5 章第 3 節を次のように改める。

第 3 節 公金の徴収又は収納に関する事務の委託を受けた者

第 1 1 8 条の見出し及び同条第 1 項中「歳入」を「公金」に、「収納の」を「収納に関する」に改める。

第 1 1 3 7 条、第 1 1 3 8 条及び第 1 1 4 1 条第 1 項中「歳入」を「公金」に、

「収納の」を「収納に関する」に、「支出の」を「公金の支出に関する」に改める。

第 1 1 4 2 条第 5 項中「支出の」を「公金の支出に関する」に改める。

第 1 1 4 6 条第 1 項並びに同条第 2 項第 2 号及び第 3 号中「歳入」を「公金」に、「収納の」を「収納に関する」に、「支出の」を「公金の支出に関する」に改める。

第 1 1 4 7 条中「第 2 4 3 条の 2 の 2 第 1 項後段」を「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 1 項後段」に改め、同条第 1 号中「第 2 4 3 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号」を「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 1 項第 1 号」に改め、同条第 2 号中「第 2 4 3 条の 2 の 2 第 1 項第 4 号」を「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 1 項第 4 号」に改める。

別表第 1 企画総務局の項中

法務課	法務課長	を

法務課	法務課長	に改め、
総合調整課	総合調整課長	

G 7 広島サミット推進室	G 7 広島サミット推進室 次長	を削り、

「企画調整部」を「政策企画部」に、「行政経営課」を

「行政経営課、出資法人経営改

広島市規則第 35 号

令和 6 年 3 月 29 日

広島市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市会計規則の一部を改正する規則

広島市会計規則（昭和 4 3 年広島市規則第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

目次中「歳入」を「公金」に、「収納の」を「収納に関する」に改める。

第 1 5 条第 1 項中「及び県民税」を「、県民税及び森林環境税」に、「歳入の」を「公金の」に、「収納の」を「収納に関する」に改める。

第 1 9 条第 1 項中「歳入」を「公金」に、「収納の」を「収納に関する」に改め、同条第 2 項第 4 号から第 6 号までの規定中「歳入の収納の」を「公金の収納に関する」に、「当該収納の」を「当該収納に関する」に改め、同項第 1 6 号中「及び県民税」を「、県民税及び森林環境税」に改める。

第 2 5 条の見出し中「歳入」を「公金」に改め、「収納」の右に「に関する事務」を加え、同条第 1 項中「令第 1 5 8 条第 1 項若しくは第 1 5 8 条の 2 第 1 項、子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）附則第 6 条第 5 項、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 5 6 条第 3 項」を「法第 2 4 3 条の 2 第 1 項」に改め、「、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 4 4 条の 2」を削り、「歳入」を「公金」に、「収納の」

革推進室」に改め、同表健康福祉局の項中「保

健年金課長」を「保険年金課長」に改め、同表こども未来局の項中

保育企画課	保育企画課長
保育指導課	保育指導課長
こども・家庭支援課	こども・家庭支援課長

を

幼保企画課	幼保企画課長
幼保給付課	幼保給付課長
放課後対策課	放課後対策課長
こども青少年支援部	こども青少年施策調整担当課長

に改め、

同表教育委員会事務局の項中

青少年育成部	育成課	育成課長
	放課後対策課	放課後対策課長

を削る。

別表第3の(1)の表企画総務局の項中「企画調整部政策企画課」を「政策企画部政策企画課」に改め、同表財政局の項中「市税及び県民税」を「市税、県民税及び森林環境税」に改め、同表こども未来局の項中「こども・家庭支援課」を「こども青少年支援部」に改め、同表市税務所の項中「市税及び県民税」を「市税、県民税及び森林環境税」に改める。

別表第3の(2)の表出張所の項中「市税及び県民税」を「市税、県民税及

び森林環境税」に改める。

別表第5の表中「市県民税」を「市県民税及び森林環境税」に改める。

附 則

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）附則第2条第3項又は地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定により行わせるこれらの規定に規定する従前の公金事務に係る会計管理者への合議については、改正後の第25条第1項及び第73条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、改正前の第25条第1項中「令第158条第1項若しくは第158条の2第1項、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第6条第5項、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条第3項、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第80条の2、介護保険法（平成9年法律第123号）第144条の2、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第114条」とあるのは「地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）附則第2条第3項」と、改正前の第73条第1項中「令第165条の3第1項」とあるのは「地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項」とする。

広島市規則第36号

令和6年3月29日

広島市物品管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市物品管理規則の一部を改正する規則

広島市物品管理規則（昭和44年広島市規則第64号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4条の2」を「第5条」に改める。

第4条の2を削る。

第6条の見出し中「及び区物品出納員」を削り、同条第1項中「及び区物品出納員」を削り、「並びに」を「及び」に改め、「又は区物品出納員」を削り、同条第2項中「又は区物品出納員」を削り、同条第3項中「若しくは区物品出納員」及び「又は区会計管理者」を削り、同条第4項中「又は区物品出納員」を削る。

第7条の見出し及び同条第1項中「及び区物品分任出納員」を削り、同条第2項中「及び区物品分任出納員」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同条第3項中「又は区物品分任出納員」及び「又は区物品出納員」を削り、同条第4項中「若しくは区物品分任出納員」及び「又は区会計管理者」を削り、同条第5項中「又は区物品分任出納員」を削る。

第8条の見出し中「及び区物品会計員」を削り、同条第1項及び第2項中「又は区役所市民部区政調整課」及び「又は区物品会計員」を削る。

第9条中「若しくは区物品出納員」及び「若しくは区物品分任出納員」を削る。

第10条第1項中「又は区会計管理者」及び「又は区物品出納員」を削り、同条第2項中「又は区物品出納員」及び「又は区物品分任出納員」を削る。

第12条中「、区物品出納員、」を「又は」に改め、「又は区物品分任出納員」を削る。

第14条第2項第2号中「こども未来局保育企画課」を「こども未来局幼保企画課」に改め、同条第5項中「、区物品出納員、」を「又は」に改め、「又は区物品分任出納員」を削り、「物品請求領収書又は物品購入領収書」を「別に定めるところ」に改める。

第15条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

各課長は、次に掲げる物品を受け入れるときは、物品出納員又は物品分任出納員に対し、別に定めるところにより受入れの通知をしなければならない。

第15条第2項中「物品処理票に」を「別に定めるところにより」に改める。

第16条第2項及び第3項中「、区物品出納員、」を「又は」に改め、「又は区物品分任出納員」を削り、「物品処理票」を「別に定めるところ」に改め、同条第4項を削る。

第17条第1項中「、区会計管理者」、「区物品出納員」及び「区物品分任出納員」を削り、同項ただし書中「もとに」を「下に」に改め、同条第2項中「、区物品出納員、」を「又は」に改め、「又は区物品分任

出納員」を削る。

第 1 9 条第 2 項及び第 2 0 条第 4 項中「、区物品出納員、」を「又は」に改め、「又は区物品分任出納員」を削り、「物品処理票」を「別に定めるところ」に改める。

第 2 1 条第 2 項中「又は区会計管理者」を削り、同条第 4 項中「、区物品出納員、」を「又は」に改め、「又は区物品分任出納員」を削り、「物品処理票」を「別に定めるところ」に改め、同条第 5 項中「、区物品出納員、」を「及び」に改め、「及び区物品分任出納員」及び「の各号」を削り、同条第 6 項中「、区物品出納員、」を「又は」に改め、「又は区物品分任出納員」を削り、「物品処理票」を「別に定めるところ」に改める。

第 2 2 条第 1 項中「又は区会計管理者」を削る。

第 2 3 条第 1 項中「、区物品出納員」及び「、区物品分任出納員」を削り、同条第 4 項中「、区物品出納員、」を「又は」に改め、「又は区物品分任出納員」を削り、「物品修繕領収書」を「別に定めるところ」に改める。

第 2 4 条第 2 項及び第 2 5 条第 2 項中「、区物品出納員、」を「又は」に改め、「又は区物品分任出納員」を削り、「物品処理票」を「別に定めるところ」に改める。

第 2 6 条中「又は区物品分任出納員」を削る。

第 2 8 条中「物品処理票」を「別に定めるところ」に改め、「又は区会計管理者」を削る。

第 3 0 条第 1 項中「若しくは物品分任出納員又は区物品出納員若しくは区物品分任出納員」を「又は物品分任出納員」に改め、同条第 2 項を削り、

同条第 3 項中「、区物品出納員、」を「又は」に改め、「又は区物品分任出納員」及び「又は区会計管理者」を削り、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項中「又は区会計管理者」を削り、同項を同条第 3 項とする。

第 3 1 条第 1 項中「、区物品出納員」及び「、区物品分任出納員」を削り、同条第 2 項中「（区役所（区選挙管理委員会事務局及び農業委員会事務局を含む。）の各課長にあつては、区会計管理者及び会計管理者とする。）」を削り、同条第 3 項中「、区物品出納員、」を「又は」に改め、「又は区物品分任出納員」を削り、「物品処理票」を「別に定めるところ」に改める。

第 4 1 条第 1 項中「区物品出納員」を「物品分任出納員」に改め、「以内に」の右に「、別に定めるところにより、」を加え、「引き継がなければ」を「引き継ぐとともに、会計管理者に報告しなければ」に改め、同条第 2 項から第 4 項までを削る。

第 4 2 条中「、区物品出納員、」を「又は」に改め、「又は区物品分任出納員」を削る。

第 4 3 条第 1 項中「及び区会計管理者」を削り、同条第 2 項中「、区物品出納員、」を「及び」に改め、「及び区物品分任出納員」を削り、同条第 3 項中「、区物品出納員、」を「及び」に改め、「及び区物品分任出納員」を削り、「物品請求領収書、物品購入領収書又は振替物品請求領収書」を「別に定めるところ」に改め、同条第 5 項中「又は区会計管理者」を削り、「若しくは物品分任出納員又は区物品出納員若しくは区物品分任出納員」を「又は物品分任出納員」に改める。

第 4 4 条第 1 項中「、区物品出納員、」を「及び」に改め、「及び区物

品分任出納員」を削り、同条第 2 項中「、区物品出納員、」を「及び」に改め、「及び区物品分任出納員」を削り、「行なつた」を「行つた」に改める。

第 4 6 条を次のように改める。

第 4 6 条 削除

第 4 8 条第 1 項中「物品処理票」を「別に定めるところ」に改める。

別表第 1 の(2)の表を削る。

別表第 1 の(1)の表中「第 3 条第 2 項」の右に「及び第 2 3 条」を加え、「企画調整部」を「政策企画部」に改め、「地域活性推進課」の右に「、行政経営課及び出資法人経営改革推進室にあつては行政経営課」を加え、「経営企画課をいう。）」を「経営企画課、維持管理課及び地域整備課にあつては維持管理課をいう。）」。なお、東区役所、南区役所及び西区役所の区政調整課にあつては所管の連絡所、中区役所の市民課にあつては市役所サービス・コーナーを含む。」に改め、同表企画総務局 G 7 広島サミット推進室の項を次のように改める。

子ども未来局子ども青少年支援部	子ども青少年施策調整担当課長
-----------------	----------------

別表第 1 の(1)の表市選挙管理委員会事務局の項の次に次のように加える。

区選挙管理委員会事務局	選挙総括担当課長
-------------	----------

別表第 1 の(1)の表に次のように加える。

農業委員会事務局	次長
----------	----

別表第 1 中

「別表第 1（第 6 条関係）」

(1) 物品出納員

設置箇所	物品出納員となるべき者の職
------	---------------

「別表第 1（第 6 条関係）」

設置箇所	物品出納員となるべき者の職
------	---------------

改める。

別表第 2 の(2)の表を削る。

別表第 2 の(1)の表中「子ども未来局保育企画課長」を「子ども未来局幼保企画課長」に改め、同表保育園の項の次に次のように加える。

放課後児童クラブ	主任指導員	子ども未来局放課後対策課長
----------	-------	---------------

別表第 2 の(1)の表ひろしまプロモーションセンターの項の次に次のように加える。

出張所（沼田出張所、中野出張所及び湯来出張所にあつては所管の連絡所を含む。）	所長	所属区役所の市民部政調整課長
児童館	館長	所管区役所の市民部地域起こし推進課長

別表第2の(1)の表放課後児童クラブの項を削る。

別表第2中

「別表第2（第7条、第10条関係）

(1) 物品分任出納員

設置箇所	物品分任出納員と なるべき者の職	物品分任出納員が所属 する物品出納員の職	を
------	---------------------	-------------------------	---

「別表第2（第7条、第10条関係）

設置箇所	物品分任出納員と なるべき者の職	物品分任出納員が所属 する物品出納員の職	に
------	---------------------	-------------------------	---

改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

当課長」を削り、同号ア中「企画総務局G7広島サミット推進室」を「こども未来局こども青少年支援部」に改める。

第21条第4号中「又は区物品出納員（区物品分任出納員を含む。）」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

広島市規則第37号

令和6年3月29日

広島市債権管理事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市債権管理事務取扱規則の一部を改正する規則

広島市債権管理事務取扱規則（昭和41年広島市規則第57号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「（企画総務局G7広島サミット推進室）を「（こども未来局こども青少年支援部にあつてはこども青少年施策調整担当課長、経済観光局観光政策部にあつては観光企画担当課長、都市整備局都市機能調整部にあつては紙屋町・八丁堀地区活性化担当課長、都市整備局西風新都整備部にあつては西風新都整備担当課長、都市整備局スタジアム建設部にあつてはスタジアム調整担当課長、道路交通局用地部にあつては用地企画・調整担当課長、道路交通局公共交通政策部にあつては公共交通調整担当課長、道路交通局交通施設整備部にあつては交通施設整備担当課長」に改め、「経済観光局観光政策部にあつては観光企画担当課長、都市整備局都市機能調整部にあつては紙屋町・八丁堀地区活性化担当課長、都市整備局西風新都整備部にあつては西風新都整備担当課長、都市整備局スタジアム建設部にあつてはスタジアム調整担当課長、道路交通局用地部にあつては用地企画・調整担当課長、道路交通局公共交通政策部にあつては公共交通調整担当課長、道路交通局交通施設整備部にあつては交通施設整備担

広島市規則第38号

令和6年3月29日

広島市安芸市民病院事業財務会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市安芸市民病院事業財務会計規則の一部を改正する規則

広島市安芸市民病院事業財務会計規則（平成26年広島市規則第62号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の2」の右に「において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項」を加え、「収納の」を「収納に関する」に改める。

第56条の見出し中「支出」を「公金の支出に関する」に改め、同条第1項中「令第21条の1第1項」を「法第33条の2において準用する地方自治法第243条の2第1項」に、「支出の」を「公金の支出に関する」に改め、同条第2項中「支出の」を「公金の支出に関する」に改める。

第66条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第154条第1項中「支出の」を「公金の支出に関する」に改める。

附 則

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

2 地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）附則第2条第4項において準用する同条第3項の規定により行わせる同項に規定

する従前の公金事務に係る領収証書の交付については、改正後の第 25 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、改正前の第 25 条中「法第 33 条の 2」とあるのは、「地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）附則第 2 条第 4 項において準用する同条第 3 項」とする。

43 条の 2 の 2 第 1 項第 4 号」を「第 243 条の 2 の 8 第 1 項第 4 号」に改める。

第 49 条の 2 の表第 25 条の項を次のように改める。

第 25 条	法第 243 条の 2 第 1 項、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 80 条の 2、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 114 条又は自転車競技法（昭和 23 年法律第 209 号）第 3 条	地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 において準用する法第 243 条の 2 第 1 項
	会計管理者	経営企画課長

第 49 条の 2 の表第 31 条の 2 の項を次のように改める。

第 31 条の 2	令第 155 条	地方公営企業法施行令第 21 条の 2
	歳入	収入

第 49 条の 2 の表第 73 条の項中「令第 165 条の 3 第 1 項」を「法 243 条の 2 第 1 項」に、「地方公営企業法施行令第 21 条の 1 第 1 項」を「地方公営企業法第 33 条の 2 において準用する法第 243 条の 2 第 1 項」に改め、同表第 118 条の項を次のように改める。

第 118 条	会計管理者	経営企画課長
---------	-------	--------

第 49 条の 2 の表第 138 条の項、第 141 条の項及び第 146 条の項中「歳入」を「公金」に、「収納の」を「収納に関する」に改める。

第 52 条第 5 項中「物品請求領収書又は物品購入領収書」を「別に定めるところ」に改める。

第 54 条第 3 項中「物品請求領収書、物品購入領収書又は振替物品請求領収書」を「別に定めるところ」に改める。

第 55 条中「、第 30 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項、第 31 条」を「から第 31 条まで」に、「から第 46 条まで」を「、第 45 条」に改める。

第 55 条の 2 の表を次のように改める。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 6 条	別表第 1	広島市下水道事業財務会計規則（以下「下水規則」という。）別表第 3
	主管局長	下水道局長
第 7 条	物品分任出納員	物品取扱員
	別表第 2 主管局長	下水規則別表第 3 下水道局長
第 9 条及び第 12 条	物品出納員又は物品分任出納員	物品出納員又は物品取扱員

広島市規則第 39 号

令和 6 年 3 月 29 日

広島市下水道事業財務会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市下水道事業財務会計規則の一部を改正する規則

広島市下水道事業財務会計規則（昭和 60 年広島市規則第 76 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 6 項中「支出の」を「公金の支出に関する」に改める。

第 22 条第 1 項中「収入の」を「公金の」に、「収納の」を「収納に関する」に改める。

第 25 条中「収入」を「公金」に、「収納の」を「収納に関する」に改める。

第 39 条中「収入の」を「公金の」に、「収納の」を「収納に関する」に改める。

第 40 条第 1 項中「収入」を「公金」に、「収納の」を「収納に関する」に改める。

第 42 条中「収入」を「公金」に、「収納の」を「収納に関する」に、「支出の」を「公金の支出に関する」に改める。

第 48 条の 2 中「第 243 条の 2 の 2 第 1 項後段」を「第 243 条の 2 の 8 第 1 項後段」に改め、同条第 1 号中「第 243 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号」を「第 243 条の 2 の 8 第 1 項第 1 号」に改め、同条第 2 号中「第 2

<p>第15条</p>	<p>物品出納員又は物品分任出納員</p> <p>記載し、又は入力しなければ</p>	<p>物品出納員又は物品取扱員</p> <p>記載しなければ</p>	<p>任出納員</p>	<p>扱員</p>	<p>第57条第1項及び第2項中「有形固定資産」を「固定資産」に改め、同条第3項中「無形固定資産及び」を削る。</p>
<p>第16条</p>	<p>物品出納員又は物品分任出納員</p>	<p>物品出納員又は物品取扱員</p>			<p>第69条の2の表第6条の項中「下水道局経営企画課長（以下「経営企画課長」）」を「下水道局管理部管理課長（以下「管理課長」）」に改め、同表第7条の項中「経営企画課長」を「管理課長」に改め、同表第13条の項中「財政局管財課」を「又は登録の事務は、財政局管財課」に、「下水道局経営企画課」を「の事務は管理課とし、登録の事務は下水道局経営企画課」に改め、同表第14条の項中「管財課長」を「又は登録をすることができる財産を取得したときは、直ちに登記又は登録の手続を管財課長」に、「経営企画課長」を「をすることができる財産を取得したときは直ちに登記の手続を管理課長に依頼し、登録をすることができる財産を取得したときは直ちに登録の手続を下水道局経営企画課長（以下「経営企画課長」という。）」に改める。</p>
<p>第17条</p>	<p>会計管理者、物品出納員、物品分任出納員</p> <p>物品出納員又は物品分任出納員</p>	<p>物品出納員、物品取扱員</p> <p>物品出納員又は物品取扱員</p>			<p>別表第4の(1)の表下水道局の項中</p>
<p>第19条及び第20条</p>	<p>物品出納員又は物品分任出納員</p>	<p>物品出納員又は物品取扱員</p>			<p>(1) 普通財産の貸付料及び無断使用損害賠償金並びにこれらに係る遅延利息の収納</p> <p>(2) 普通財産の売払代金並びにこれに係る延納利息及び遅延利息又は違約金の収納</p> <p>(3) 広島市証明等手数料条例第2条に規定する手数料（下水道事業に係るものに限る。）の収納</p> <p>(4) 入札保証金の出納</p>
<p>第21条</p>	<p>会計管理者</p> <p>物品出納員又は物品分任出納員</p> <p>物品出納員及び物品分任出納員</p>	<p>下水道局経営企画課長（以下「経営企画課長」という。）</p> <p>物品出納員又は物品取扱員</p> <p>物品出納員及び物品取扱員</p>			<p>(5) 契約保証金の収納</p> <p>(1) 入札保証金の出納</p> <p>(2) 契約保証金の収納</p> <p>(3) 下水道使用料（附則第3項に規定する特定環境保全公共下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料に係るものを除く。）並びにこれに係る延滞金及び滞納処分による収納金の収納</p> <p>(4) 水洗便所設備資金貸付償還金及び排水設備改修資金貸付償還金並びにこれらに係る延滞利子の収納</p> <p>(5) 排水設備の指定工事店の指定及び指定更新に係る手数料の収納</p>
<p>第22条</p>	<p>会計管理者</p>	<p>経営企画課長</p>			
<p>第23条</p>	<p>物品出納員、物品分任出納員</p> <p>物品出納員又は物品分任出納員</p>	<p>物品出納員、物品取扱員</p> <p>物品出納員又は物品取扱員</p>			
<p></p>	<p>任出納員</p>	<p>扱員</p>			
<p>第24条</p>	<p>第3条</p> <p>物品出納員又は物品分任出納員</p>	<p>下水道規則第50条</p> <p>物品出納員又は物品取扱員</p>			<p>(1) 広島市証明等手数料条例第2条に規定する手数料（下水道事業に係るものに限る。）の収納</p> <p>(2) 入札保証金の出納</p> <p>(3) 契約保証金の収納</p>
<p>第25条</p>	<p>物品出納員又は物品分任出納員</p>	<p>物品出納員又は物品取扱員</p>			<p>(1) 普通財産の貸付料及び無断使用損害賠償金並びにこれらに係る遅延利息の収納</p> <p>(2) 普通財産の売払代金並びにこれに係る延納利息及び遅延利息又は違約金の収納</p> <p>(3) 広島市証明等手数料条例第2条に規定する手数料（下水道事業に係るものに限る。）の収納</p>
<p>第26条</p>	<p>物品分任出納員</p>	<p>物品取扱員</p>			
<p>第30条</p>	<p>物品出納員又は物品分任出納員</p> <p>会計管理者</p>	<p>物品出納員又は物品取扱員</p> <p>経営企画課長</p>			
<p>第31条</p>	<p>物品出納員、物品分任出納員</p> <p>会計管理者</p> <p>物品出納員又は物品分任出納員</p>	<p>物品出納員、物品取扱員</p> <p>経営企画課長</p> <p>物品出納員又は物品取扱員</p>			<p>(4) 入札保証金の出納</p>
<p>第36条から第39条まで</p>	<p>会計管理者</p>	<p>経営企画課長</p>			
<p>第41条</p>	<p>物品出納員又は物品分任出納員</p> <p>会計管理者</p>	<p>物品出納員又は物品取扱員</p> <p>経営企画課長</p>			
<p>第42条</p>	<p>物品出納員又は物品分任出納員</p>	<p>物品出納員又は物品取扱員</p>			
<p>第44条</p>	<p>物品出納員及び物品分任出納員</p>	<p>物品出納員及び物品取扱員</p>			

- (5) 契約保証金の収納
- (6) 下水道使用料（附則第 3 項に規定する特定環境保全公共下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料に係るものを除く。）並びにこれに係る延滞金及び滞納処分による収納金の収納
- (7) 水洗便所設備資金貸付償還金及び排水設備改修資金貸付償還金並びにこれらに係る延滞利子の収納
- (8) 排水設備の指定工事店の指定及び指定更新に係る手数料の収納

附 則

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 9 号）附則第 2 条第 4 項において準用する同条第 3 項又は地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 1 2 号）附則第 3 条の規定により行わせるこれらの規定に規定する従前の公金事務又は公金の支出に関する事務に係る下水道局経営企画課長への合議については、改正後の第 4 9 条の 2 の表第 2 5 条の項及び第 7 3 条の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、改正前の第 4 9 条の 2 の表第 2 5 条の項中「地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 3 条の 2」とあるのは「地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 9 号）附則第 2 条第 4 項において準用する同条第 3 項」と、同表第 7 3 条の項中「地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 1 第 1 項」とあるのは「地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 1 2 号）附則第 3 条」とする。

広島市規則第 40 号

令和 6 年 3 月 29 日

広島市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

広島市消防団員等公務災害補償条例施行規則（昭和 3 3 年広島市規則第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 2 第 2 号中「、同法第 6 6 条」を「又は同法第 6 6 条」に改め、「又は売春防止法（昭和 3 1 年法律第 1 1 8 号）第 1 7 条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合」を削る。

第 4 条の 2 の 5 の表常時介護を要する状態の項中「1 7 万 2 , 5 5 0 円」を「1 7 万 7 , 9 5 0 円」に、「7 万 7 , 8 9 0 円」を「8 万 1 , 2 9 0 円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「8 万 6 , 2 8 0 円」を「8 万 8 , 9 8 0 円」に、「3 万 8 , 9 0 0 円」を「4 万 6 0 0 円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 4 条の 2 の 5 の規定は、この規則の施行の日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

告示

広島市告示第83号

令和6年3月1日

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項に規定する指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として次に掲げる者を指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示します。

指定年月日 令和6年3月1日

広島市長 松井一實

Table with 4 columns: 事業者, 事業所 (名称, 所在地), サービスの種類. Rows include 株式会社幸和, 株式会社PIECE, 医療法人社団生仁会, 株式会社NEWS.

広島市告示第84号

令和6年3月1日

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者として次に掲げる者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示します。

指定年月日 令和6年3月1日

広島市長 松井一實

Table with 4 columns: 事業者, 事業所 (名称, 所在地), サービスの種類. Row includes 株式会社土屋.

広島市告示第85号

令和6年3月1日

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項に規定する指定事業者として次に掲げる者を指定したので、

で、広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に關する要綱第7条第1項の規定により告示します。

指定年月日 令和6年3月1日

広島市長 松井一實

Table with 4 columns: 事業者, 事業所 (名称, 所在地), サービスの種類. Rows include 株式会社幸和, 株式会社NEWS.

広島市告示第86号

令和6年3月1日

広島市民球場条例（平成20年広島市条例第7号）第20条第1項の規定に基づき、広島市民球場の呼称を次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 呼称を定めた施設 広島市民球場
2 呼称 MAZDA Zoom-Zoomスタジアム広島 (略称 マツダ スタジアム)
3 呼称を使用する期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

広島市告示第87号

令和6年3月1日

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の6第1項の規定に基づき指定緊急避難場所の指定を取り消したので、同条第2項の規定により下記のとおりに告示します。

広島市長 松井一實

記

Table with 3 columns: 名称, 所在地, 取り消した適応災害. Row includes 桧山森とむら交流センター.

広島市告示第88号

令和6年3月1日

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第1項の規定に基づき指定避難所を指定したので、同条第2項において準用する同法第49条の4第3項の規定により、下記のとおりに告示します。

広島市長 松井 一 實

記

名称	所在地
湯来西公民館	広島市佐伯区湯来町大字多田2712

広島市告示第89号

令和6年3月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市固形状一般廃棄物処分手数料収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委託を受けた者

名称	住所	代表者
株式会社フジ	広島市南区段原南一丁目3番52号	代表取締役 山口 普

2 委託した期間

令和6年3月1日から令和6年3月31日まで

広島市告示第90号

令和6年3月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市大型ごみ収集運搬手数料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委託した者

業者名	所在地	代表者
株式会社フジ	広島市南区段原南一丁目3番52号	代表取締役 山口 普

広島市告示第91号

令和6年3月1日

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、市道の路線の供用開始を行った、令和6年2月27日付け広島市告示第73号を次のように訂正します。

広島市長 松井 一 實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	東3区285号線	東区中山中町902番地6地先	令和6年2月27日
		東区中山中町907番地3地先	
市道	安佐南1区529号	安佐南区川内二丁目1645番地18地先	令和6年2月27日
		安佐南区川内二丁目164	

市道	安佐南1区530号線	5番地9地先	令和6年2月27日
		安佐南区緑井七丁目1940番地1地先	
市道	安佐南3区887号線	安佐南区緑井七丁目1940番地21地先	令和6年2月27日
		安佐南区長東五丁目1071番地6地先	
市道	安佐北2区1138号線	安佐南区長東五丁目1071番地14地先	令和6年2月27日
		安佐北区口田南六丁目1481番地5地先	
市道	安佐北3区1016号線	安佐北区口田南六丁目1481番地10地先	令和6年2月27日
		安佐北区三入二丁目1160番地1地先	
市道	安佐北3区1017号線	安佐北区三入二丁目1160番地9地先	令和6年2月27日
		安佐北区三入二丁目1160番地6地先	
市道	安佐北4区507号線	安佐北区三入二丁目1160番地6地先	令和6年2月27日
		安佐北区安佐町大字鈴張字平尾台4975番地279地先	
市道	佐伯4区585号線	安佐北区安佐町大字鈴張字平尾台4975番地358地先	令和6年2月27日
		佐伯区海老園三丁目1065番地21地先	
市道	佐伯4区585号線	佐伯区海老園三丁目1063番地1地先	令和6年2月27日
		佐伯区海老園三丁目106	

広島市告示第92号

令和6年3月4日

広島市道路附属物駐車場条例（平成6年広島市条例第25号）第3条の規定に基づき、令和6年2月13日付け広島市告示第54号の「1 休止する駐車場及び期間」を次のとおり改正します。

広島市長 松井 一 實

駐車場名	区画数	日時
広島市市営大手町第一駐車場	17区画	令和6年2月25日（日）午後10時から同月26日（月）午後5時まで
広島市市営小町第二駐車場	34区画	令和6年2月26日（月）午後10時から同月27日（火）午後5時まで
広島市市営富士見町第四駐車場	29区画	令和6年2月27日（火）午後10時から同月28日（水）午後5時まで

広島市告示第93号

令和6年3月6日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、「広島市民球場東バス駐車場の警備・運営及

び利用料金収納業務（単価契約）」の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委託を受けた者

広島市中区舟入幸町15番3号
株式会社 ニットー
代表取締役 馬野 恭彰

2 歳入の種類

観光バス駐車場の貸付収入

3 委託した期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

広島市告示第94号

令和6年3月6日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

名称	所在地	指定年月日	指定有効期限
訪問看護ステーションなな	広島市西区南観音八丁目4-5 パークヒルズ谷本102号室	令和6年2月1日	令和12年1月31日
訪問看護ステーションtoiro	広島市安佐南区緑井二丁目8-5 リングウッド401	令和6年2月1日	令和12年1月31日
かめやま薬局	広島市安佐北区亀山三丁目6-26	令和6年2月1日	令和12年1月31日
訪問看護ステーションスーブ五日市	広島市佐伯区五日市中央五丁目13-16	令和6年2月1日	令和12年1月31日

広島市告示第95号

令和6年3月6日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関の指定の更新をしたので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

次に掲げる機関 略

広島市告示第96号

令和6年3月6日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関の指定の更新をしたので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

次に掲げる機関 略

広島市告示第97号

令和6年3月6日

広島市市営駐車場条例（昭和45年広島市条例第13号）第6条の規定に基づき、路上駐車場の休止を次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

1 休止する駐車場及び期間

駐車場名	区画数	休止する期間
広島市市営中島町第一駐車場	19区画	令和6年3月17日（日）午後10時から同月18日（月）午後5時まで
広島市市営中島町第二駐車場	23区画	令和6年3月17日（日）午後10時から同月18日（月）午後5時まで

2 休止する理由

中区建設部維持管理課が行う市営中島町第一駐車場及び市営中島町第二駐車場周辺の樹木剪定作業の実施にあたって、当該駐車場の利用を制限することにより、倒木等による利用者への危険を回避するため。

広島市告示第98号

令和6年3月7日

広島市公共下水道築造事業計画を変更するため、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により、変更に係る予定処理区域等を次のとおり告示します。この関係図面は、令和6年3月7日から同月21日（告示日から2週間）まで広島市下水道局施設部計画調整課において一般の縦覧に供します。

なお、利害関係人は、この告示の日から縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができます。

広島市長 松井 一 實

1 事業計画の名称

広島市公共下水道築造事業計画

2 変更に係る予定処理区域

広島市南区 出島四丁目

安佐北区 安佐町

佐伯区 湯来町、五日市町、八幡東四丁目

3 変更に係る工事の完成の予定年月日

令和 8 年 3 月 31 日

広島市告示第 99 号

令和 6 年 3 月 8 日

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 416 条第 1 項の規定に基づき、土地及び家屋に関する令和 6 年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

1 縦覧期間

令和 6 年 4 月 1 日（月）から同月 30 日（火）までとします（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）。

ただし、令和 6 年 1 月 12 日付け広島市告示第 20 号により令和 6 年度の固定資産税の第 1 期の納期限が延長される者については、別途広島市告示で定める期日までとします。

2 縦覧時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとします。

3 縦覧場所

固定資産（土地又は家屋）の所在地により、次のとおりとします。

ただし、上記 1 のただし書に規定する別途広島市告示で定める期日が、令和 6 年 5 月 1 日以降の日である場合には、令和 6 年 5 月 1 日以降の縦覧は、各市税事務所又は各税務室においてのみ行います。

なお、出張所においては、各出張所の所管区域内の土地又は家屋についてのみ縦覧することができます。

固定資産の所在地	縦覧場所
中 区	中央市税事務所（中区役所内）（中区国泰寺町一丁目 4 番 21 号）
東 区	東部市税事務所（東区役所内）（東区東蟹屋町 9 番 38 号）
	温品出張所（東区温品五丁目 1 番 18 号）
南 区	中央市税事務所（中区役所内）（中区国泰寺町一丁目 4 番 21 号）
	南税務室（南区役所内）（南区皆実町一丁目 5 番 44 号）
西 区	西部市税事務所（西区役所内）（西区福島町二丁目 2 番 1 号）
安佐南区	北部市税事務所（安佐南区役所内）（安佐南区古市一丁目 33 番 14 号）
	佐東出張所（安佐南区緑井六丁目 29 番 28 号）
	祇園出張所（安佐南区祇園二丁目 48 番 7 号）
	沼田出張所（安佐南区伴東七丁目 64 番 8 号）
安佐北区	北部市税事務所（安佐南区役所内）（安佐南区古市一丁目 33 番 14 号）
	安佐北税務室（安佐北区役所内）（安佐北区可部四丁目 13 番 13 号）
	白木出張所（安佐北区白木町大字秋山

安 芸 区	高陽出張所	2391 番地の 4) (安佐北区深川五丁目 13 番 7 号)
	安佐出張所	(安佐北区安佐町大字飯室 3052 番地の 1)
	東部市税事務所（東区役所内）	(東区東蟹屋町 9 番 38 号)
	安芸税務室（安芸区役所内）	(安芸区船越南三丁目 4 番 36 号)
	中野出張所	(安芸区中野三丁目 20 番 9 号)
佐 伯 区	阿戸出張所	(安芸区阿戸町 6257 番地の 2)
	矢野出張所	(安芸区矢野東五丁目 7 番 18 号)
	西部市税事務所（西区役所内）	(西区福島町二丁目 2 番 1 号)
	佐伯税務室（佐伯区役所内）	(佐伯区海老園二丁目 5 番 28 号)
	湯来出張所	(佐伯区湯来町大字和田 166 番地)

4 縦覧できる人

(1) 土地価格等縦覧帳簿

固定資産税が課税されている土地を所有する人（縦覧できるのは、その土地が所在する区に係る縦覧帳簿に限ります。）

(2) 家屋価格等縦覧帳簿

固定資産税が課税されている家屋を所有する人（縦覧できるのは、その家屋が所在する区に係る縦覧帳簿に限ります。）

広島市告示第 100 号

令和 6 年 3 月 8 日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

広島市安佐北区深川六丁目の 1418 番、1420 番 1、1430 番 1、1430 番 2、1431 番、1432 番、1433 番、1441 番 9 及び 1441 番 10

2 開発面積

3,801.43 m²

3 許可を受けた者の住所及び氏名

広島県福山市南蔵王町六丁目 12 番 22 号
ワウハウス株式会社
代表取締役 中島 美彦

4 検査済証交付年月日

令和 6 年 3 月 8 日

広島市告示第 101 号

令和6年3月8日

以下の者について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の確認をしましたので、同法第58条の11第1号の規定により公示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 子ども・子育て支援施設等の種類
児童福祉法第59条の2第1項に規定する認可外保育施設（第7条第10項第4号関係）
- 2 特定子ども・子育て支援提供者の名称、提供する施設又は事業所の名称及び所在地
別紙のとおり
- 3 確認年月日
令和6年3月1日

別紙 略

広島市告示第102号

令和6年3月8日

広島市市営駐車場条例（昭和45年広島市条例第13号）第6条の規定に基づき、路上駐車場の休止を次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 休止する駐車場及び期間

駐車場名	区画数	休止する期間
広島市市営的場町駐車場	2区画	令和6年3月11日（月）午後10時から同月14日（木）午後5時まで

- 2 休止する理由

南区建設部維持管理課が行う市営的場町駐車場周辺の東部河岸緑地園路修繕作業の実施にあたって、当該駐車場の利用を制限する必要があることから休止することとする。

広島市告示第103号

令和6年3月13日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
広島市佐伯区八幡一丁目の883番2、884番1、884番2、884番3の一部、884番4の一部及び884番5の一部
- 2 開発面積
2,576.84㎡
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
広島市中区国泰寺町二丁目4番7号
株式会社トータテ都市開発
代表取締役 川西 亮平

- 4 検査済証交付年月日

令和6年3月13日

広島市告示第104号

令和6年3月13日

地域包括支援センターの所在地の変更の届出があったので、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第11項の規定により読み替えて適用される同法第69条の14第3項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 変更の届出のあった地域包括支援センターの名称
広島市瀬野川・船越地域包括支援センター
- 2 変更事項及び変更内容

変更事項	変更内容	
	変更前	変更後
地域包括支援センターの所在地	広島市安芸区中野3丁目9-5	広島市安芸区中野2丁目15-7

- 3 変更の期日

令和6年4月1日

広島市告示第105号

令和6年3月13日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

名称	所在地	指定年月日	指定有効期限
大谷しょういちろう乳腺クリニック	広島市中区大手町一丁目5-12	令和6年2月1日	令和12年1月31日
まっぷデンタルクリニック	広島市安佐南区古市一丁目30-28宮原ビル1F	令和6年3月1日	令和12年2月28日
ミック・ヤマモト薬局	広島市安佐南区山本一丁目21-13	令和6年3月1日	令和12年2月28日

広島市告示第106号

令和6年3月13日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から休止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

次に掲げる指定医療機関 略

広島市告示第107号

令和6年3月13日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

次に掲げる指定医療機関 略

広島市告示第108号

令和6年3月13日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

次に掲げる者 略

広島市告示第109号

令和6年3月13日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
広島市西区己斐上二丁目の1306番7の一部、甲1326番3の一部、乙1326番の一部、1326番4の一部、1326番13の一部、1326番21の一部、1326番22の一部、1326番43の一部、1946番1の一部、1965番1の一部、1966番1及び甲1966番
- 2 開発面積
2,957.32㎡
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
広島市南区丹那町2番11号
株式会社ヒスマ
代表取締役 菅 雅則
- 4 検査済証交付年月日
令和6年3月13日

広島市告示第110号

令和6年3月14日

広島市市営駐車場条例（昭和45年広島市条例第13号）第6条の規定に基づき、広島市市営的場町駐車場の休止を定めた令和6年3月8日付け広島市告示第102号を次のとおり改正します。

広島市長 松井 一 實

表広島市市営的場駐車場の項中「同月14日（木）午後5時まで」を「同月15日（金）午後5時まで」に改める。

広島市告示第111号

令和6年3月15日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
広島市安佐南区伴中央四丁目の3694番1、3694番2、3694番3、3695番1、3695番2、3695番3、3695番4、3696番、3698番1の一部、3698番3、3699番、3700番1、3700番2、3701番、3702番、3703番1、3703番2の一部、3705番1の一部、3707番3及び3708番3
- 2 開発面積
7,409.19㎡
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
広島市西区横川町三丁目8番6号
株式会社 信和ホーム
代表取締役 和田 正男
- 4 検査済証交付年月日
令和6年3月15日

広島市告示第112号

令和6年3月15日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名称 ダイレックス五日市北店
(2) 所在地 広島市佐伯区八幡一丁目842番ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者
ダイレックス株式会社
代表取締役 多田 高志
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者
ダイレックス株式会社
代表取締役 多田 高志
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和6年11月15日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,298平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
別紙1のとおり
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
別紙2のとおり
- 8 届出年月日
令和6年3月14日
- 9 届出書の縦覧場所
 - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
 - (2) 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号
広島市佐伯区役所市民部政調整課
- 10 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
 - (1) 縦覧期間
令和6年3月15日から令和6年7月15日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。
 - (2) 縦覧のできる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで
- 11 意見書の提出
大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。
- 12 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限 令和6年7月15日
 - (2) 提出先
〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

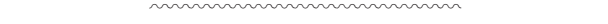


広島市告示第113号
令和6年3月18日

広島市公印管理規則（昭和27年広島市規則第39号）第9条第1項の規定に基づき、次の文書については、印影の印刷により公印の押なつに代えることを承認し、同条第2項の規定に基づき、告示します。

広島市長 松井 一 實

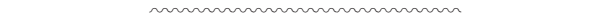
文書名	印影を印刷する公印の名称
<ul style="list-style-type: none"> ・市民税・県民税・森林環境税納税通知書兼税額決定通知書（当初） ・市民税・県民税・森林環境税納税通知書（当初） ・市民税・県民税・森林環境税納税通知書（当初） 	市長印



広島市告示第114号
令和6年3月18日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により広島市大塚中央土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第5項の規定により公告します。

広島市長 松井 一 實

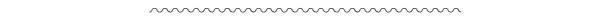


広島市告示第115号
令和6年3月18日

広島市公印管理規則（昭和27年広島市規則第39号）第9条第1項及び第2項の規定に基づき、印影の印刷により公印の押なつに代えることを承認し、告示した次の文書については、令和6年3月31日をもって、印影の印刷により公印の押なつに代えることをやめることとしましたので、告示します。

広島市長 松井 一 實

文書名	告示日 告示番号	印影を印刷する公印の名称
<ul style="list-style-type: none"> ・市民税・県民税納税通知書兼税額決定通知書（当初） ・市民税・県民税納税通知書（当初） ・市民税・県民税税額決定通知書（当初） 	平成26年3月17日 広島市告示第126号	市長印

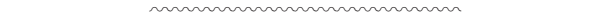


広島市告示第116号
令和6年3月18日

広島市市営住宅等条例（平成9年広島市条例第35号）第14条の規定に基づき、特賃住宅を除く市営住宅の令和6年4月から令和7年3月までの家賃について別紙のとおり定めます。

広島市長 松井 一 實

別紙 略



広島市告示第117号
令和6年3月18日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
広島市安佐北区可部東四丁目の 5 5 5 番 3、5 5 6 番 1、5 6 7 番 1、5 6 7 番 2、5 6 8 番 1、5 6 8 番 4 の一部及び 5 6 9 番 1
- 2 開発面積
3,400.26㎡
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都千代田区一番町 2 1 番地
日本セイフティー株式会社
代表取締役 西田 伸一郎
- 4 検査済証交付年月日
令和 6 年 3 月 1 8 日

~~~~~

**広島市告示第 1 1 8 号**  
令和 6 年 3 月 1 9 日

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第八十条の二の規定に基づき、国民健康保険料の収納事務を次のとおり委託したので、国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十九条の二十三の規定により告示します。

また地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条の規定に基づき、国民健康保険税の収納事務を次のとおり委託したので、同法第五百五十八条の二の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委託を受けた者

| 名称         | 住所                  | 代表者         |
|------------|---------------------|-------------|
| 株式会社電算システム | 岐阜県岐阜市日置江一丁目 5 8 番地 | 代表取締役 高橋 譲太 |

(提携コンビニエンスストア本部一覧)

| 名称               | 住所                            |
|------------------|-------------------------------|
| 株式会社セブンイレブン・ジャパン | 東京都千代田区二番町 8 番地 8             |
| 株式会社ローソン         | 東京都品川区大崎一丁目 1 1 番 2 号         |
| 株式会社ファミリーマート     | 東京都港区芝浦三丁目 1 番 2 1 号          |
| 山崎製パン株式会社        | 東京都千代田区岩本町三丁目 1 0 番 1 号       |
| ミニストップ株式会社       | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1         |
| 株式会社ポプラ          | 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 6 6 5 番地の 1 |
| 株式会社セイコーマート      | 北海道札幌市中央区南 9 条西 5 丁目 4 2 1 番地 |
| 株式会社しんきん情報サービス   | 東京都港区港南一丁目 8 番 2 7 号          |

- 2 収納事務を委託した期間  
令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日
- ~~~~~

**広島市告示第 1 1 9 号**  
令和 6 年 3 月 1 9 日

公共下水道の供用を次のとおり開始するので、下水道法（昭和 3 3 年法律第 7 9 号）第 9 条第 1 項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1 供用を開始する年月日  
令和 6 年 3 月 2 0 日
- 2 下水を排除する区域及び排水施設の方式  
別紙のとおり。
- 3 供用を開始する排水施設の位置  
下水道局施設部計画調整課において縦覧に供する関係図面のとおり。  
(別紙)

| 区分        | 下水を排除する区域 |                                                     | 排水施設の方式 |
|-----------|-----------|-----------------------------------------------------|---------|
|           | 区名        | 町名                                                  |         |
| 汚水及び雨水を排除 | 安佐南区      | 祇園八丁目の一部                                            | 分流      |
|           | 安芸区       | 中野三丁目の一部                                            |         |
| 汚水を排除     | 東区        | 馬木七丁目の一部                                            |         |
|           | 安佐南区      | 相田四丁目及び山本六丁目の各一部                                    |         |
|           | 安佐北区      | 口田南六丁目、可部町大字勝木、可部町大字桐原、大林町、三入二丁目、可部八丁目及び安佐町大字後山の各一部 |         |
|           | 安芸区       | 中野東六丁目の一部                                           |         |
|           | 佐伯区       | 五日市町大字上河内の一部                                        |         |

~~~~~

広島市告示第 1 2 0 号
令和 6 年 3 月 1 9 日

公共下水道及び流域下水道の終末処理場による下水の処理を、次のとおり開始するので、下水道法（昭和 3 3 年法律第 7 9 号）第 9 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1 下水の処理を開始する年月日
令和 6 年 3 月 2 0 日
- 2 下水を処理する区域並びに終末処理場の位置及び名称
別紙のとおり。
(別紙)

下水を処理する区域		終末処理場の位置及び名称
区名	町名	
東区	馬木七丁目の一部	

安佐南区	相田四丁目、祇園八丁目及び山本六丁目の各一部	位置：広島市西区扇一丁目1番1号 名称：広島市西部水資源再生センター
安佐北区	口田南六丁目、可部町大字勝木、可部町大字桐原、大林町、三入二丁目、可部八丁目及び安佐町大字後山の各一部	
佐伯区	五日市町大字上河内の一部	
安芸区	中野三丁目及び中野東六丁目の各一部	位置：広島市南区向洋沖町1番1号 名称：太田川流域下水道東部浄化センター

広島市告示第121号

令和6年3月19日

広島市公印管理規則（昭和27年広島市規則第39号）第9条第1項及び第2項の規定に基づき、印影の印刷により公印の押なつに代えることを承認し、告示した次の文書については、令和6年3月31日をもって、印影の印刷により公印の押なつに代えることをやめることとしましたので、告示します。

広島市長 松井一實

文書名	告示日 告示番号	印影を印刷する 公印の名称
・施設等利用給付認定通知書	令和元年9月20日 広島市告示第220号	教育委員会 専用市長印
・広島市実費徴収に係る補足給付費支給決定通知書 ・広島市実費徴収に係る補足給付費不支給決定通知書	令和2年3月30日 広島市告示第129号	教育委員会 専用市長印

広島市告示第122号

令和6年3月21日

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第百十四条の規定に基づき、後期高齢者医療保険料の収納事務を次のとおり委託したので、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）第三十三条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

1 委託を受けた者

名称	住所	代表者
株式会社電算システム	岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地	代表取締役 高橋 譲太

(提携コンビニエンスストア本部一覧)

名称	住所
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8

株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目11番2号
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目1番21号
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目8番27号

2 徴収事務を委託した期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日

広島市告示第123号

令和6年3月21日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
広島市佐伯区千同三丁目の419番1の一部、419番3、1364番1、1364番2、1366番2、1367番1の一部及び1367番3
- 開発面積
2,258.97㎡
- 許可を受けた者の住所及び氏名
広島市南区段原日出二丁目2番22号
日東不動産株式会社
代表取締役 東 正治
- 検査済証交付年月日
令和6年3月21日

広島市告示第124号

令和6年3月19日

都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の10の規定に基づき、都市公園と道路とが相互に効用を兼ねる区域について、次のとおり協定を締結しました。

その関係図書は、令和6年3月19日から同年4月2日まで広島市都市整備局緑政課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

名称	協定締結区域	協定締結年月日
中央公園	広島市中区基町1番13地先から10地先まで	令和6年3月19日

広島市告示第125号

令和6年3月21日
 道路法（昭和27年法律第180号）第19条第1項の規定に基づき、広島市の区域の境界に係る道路の管理の方法について、次のとおり協議が成立しましたので、同条第5項の規定に基づき、告示します。

その関係図書は、令和6年3月21日から同年4月4日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

管理協定の対象とする道路等

路線名	橋梁名	摘要	維持管理者
一般国道2号	石仏橋	橋梁延長 17.9メートル 幅員 17.0メートル	広島県

~~~~~  
**広島市告示第126号**

令和6年3月21日

広島市公印管理規則（昭和27年広島市規則第39号）第9条第1項及び第2項の規定に基づき、印影の印刷により公印の押なつに代えることを承認し、告示した次の文書については、令和6年3月31日をもって、印影の印刷により公印の押なつに代えることをやめることとしましたので、告示します。

広島市長 松井 一 實

| 文書名     | 告示日<br>告示番号             | 印影を印刷する<br>公印の名称 |
|---------|-------------------------|------------------|
| 青少年指導員証 | 平成6年4月18日<br>広島市告示第213号 | 市長印              |

~~~~~  
広島市告示第127号

令和6年3月21日

広島市公印管理規則（昭和27年広島市規則第39号）第9条第1項の規定に基づき、次の文書については、印影の印刷により公印の押なつに代えることを承認し、同条第2項の規定に基づき、告示します。

広島市長 松井 一 實

文書名	印影を印刷する 公印の名称
<ul style="list-style-type: none"> ・市民税・県民税・森林環境税納税通知書兼税額決定通知書（変更） ・市民税・県民税・森林環境税納税通知書（変更） ・市民税・県民税・森林環境税税額決定通知書（変更） ・市民税・県民税・森林環境税納税通知書兼税額変更通知書 ・市民税・県民税・森林環境税賦課決定通知書 ・市民税・県民税・森林環境税賦課決定通知書兼税額決定通知書 ・市民税・県民税・森林環境税賦課決定通知書兼税額変更通知書 	市長印

- ・市民税・県民税・森林環境税税額変更通知書
- ・市民税・県民税・森林環境税賦課決定（減額）通知書
- ・市民税・県民税・森林環境税賦課決定（減額）通知書兼税額決定通知書
- ・市民税・県民税・森林環境税賦課決定（減額）通知書兼税額変更通知書
- ・市民税・県民税・森林環境税（普通徴収分）賦課決定通知書兼納税通知書

~~~~~  
**広島市告示第128号**

令和6年3月22日

地方自治法施行令第百五十八条第1項の規定に基づき、母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委託を受けた者

| 名称         | 住所               | 代表者         |
|------------|------------------|-------------|
| 株式会社電算システム | 岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地 | 代表取締役 高橋 譲太 |

（提携コンビニエンスストア本部一覧）

| 名称               | 住所                       |
|------------------|--------------------------|
| 株式会社セブンイレブン・ジャパン | 東京都千代田区二番町8番地8           |
| 株式会社ローソン         | 東京都品川区大崎一丁目11番2号         |
| 株式会社ファミリーマート     | 東京都港区芝浦三丁目1番21号          |
| 山崎製パン株式会社        | 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号       |
| ミニストップ株式会社       | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1       |
| 株式会社ポプラ          | 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1 |
| 株式会社セイコーマート      | 北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地    |
| 株式会社しんきん情報サービス   | 東京都港区港南一丁目8番27号          |

2 収納事務を委託した期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日

~~~~~  
広島市告示第129号

令和6年3月22日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

名称	所在地	指定年月日	指定有効期限
八丁堀かわむら歯科	広島市中区八丁堀11-18坪井ビル2F	令和5年10月1日	令和11年9月30日

広島市告示第130号

令和6年3月22日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる機関 略

広島市告示第131号

令和6年3月25日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条第3項、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第6条第5項の規定に基づき、保育料及びこれに係る延滞金、保育園等副食費及びこれに係る遅延損害金の収納事務を次のとおり委託したので、地方自治法施行令第158条第2項、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第44条第1項、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）附則第8条第1項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

1 委託を受けた者

名称	住所	代表者
株式会社電算システム	岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地	代表取締役 高橋 譲太

（提携コンビニエンスストア本部一覧）

名称	住所
株式会社セブンイレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目11番2号
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目1番21号
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地65番地の1
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地

株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目8番27号
----------------	-----------------

2 収納事務を委託した期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日

広島市告示第132号

令和6年3月25日

都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の6第2項の規定に基づき、次のとおり令和5年3月14日付け広島市告示第80号で認定した旨告示した公募設置等計画の変更について認定したので、同条第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

1 認定計画提出者

広島市中区基町21番3号

広島城アソシエイツ

代表法人 株式会社中国放送

構成法人 株式会社RCC文化センター

株式会社TBSホールディングス

株式会社フジタ広島支店

株式会社合人社計画研究所

エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社

株式会社中国新聞社

株式会社中国四国博報堂

株式会社山下設計関西支社

NTTアーバンバリューサポート株式会社

株式会社シーケイ・テック

2 変更の認定日

令和6年3月25日

3 認定の有効期間

令和6年1月1日から令和25年12月31日まで

4 公募対象公園施設の場所

広島市中区基町

中央公園（広島城区域）内（別紙のとおり）

5 変更の内容

(1) 公募対象公園施設の配置、形状等の変更

(2) 特定公園施設の配置、形状等の変更

別紙 略

広島市告示第133号

令和6年3月25日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) Spiral Garden

(2) 所在地 広島市南区大州五丁目307番2ほか

- 2 大規模小売店舗を設置する者
拓興産株式会社
代表取締役 筒井 幹治
広島市南区大州五丁目7番21号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者
別紙1のとおり
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和6年11月23日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,299平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
別紙2のとおり
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
別紙3のとおり
- 8 届出年月日
令和6年3月22日
- 9 届出書の縦覧場所
 - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
 - (2) 広島市南区皆実町一丁目5番44号
広島市南区役所市民部市政調整課
- 10 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
 - (1) 縦覧期間
令和6年3月25日から令和6年7月25日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。
 - (2) 縦覧のできる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで
- 11 意見書の提出
大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。
- 12 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限 令和6年7月25日
 - (2) 提出先
〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙1から3まで 略

広島市告示第134号

令和6年3月25日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
(B-1工区)
広島市佐伯区五日市港一丁目2番4
- 2 開発面積
(B-1工区)
59,057.71㎡
- 3 同意を受けた者の住所及び氏名
広島市南区宇品海岸二丁目23-53
広島県広島港湾振興事務所
所長 田口 康典
- 4 検査済証交付年月日
令和6年3月25日

広島市告示第135号

令和6年3月25日

広島市公印管理規則（昭和27年広島市規則第39号）第9条第1項の規定に基づき、次の文書については、印影の印刷により公印の押なつに代えることを承認し、同条第2項の規定に基づき、告示します。

広島市長 松井 一 實

文書名	印影を印刷する公印の名称
<ul style="list-style-type: none"> ・施設等利用給付認定通知書 ・広島市実費徴収に係る補足給付費支給決定通知書 ・広島市実費徴収に係る補足給付費不支給決定通知書 	こども未来局 専用市長印

広島市告示第136号

令和6年3月26日

広島市私道整備工事費補助金交付規則（昭和48年広島市規則第47号）第4条第1項の規定に基づき私道の整備工事に要する経費を認定する場合の上限となる額を次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示します。

また、広島市私道整備工事費補助金交付規則第4条第1項の規定により市長が認定する額は、実際の整備工事に要する経費と当該上限となる額のいずれか低い額とします。

これに伴い、令和5年3月22日付け広島市告示第105号を廃止します。

広島市長 松井 一 實

- 1 舗装新設工事（これに準ずるものを含む。）に要する経費 次のとおりとする。

区分	単位	金額
土地区画整理事業その他により、将来形状変更のあることが明らかな区域内の私	人力施工による場合	9,710円

私道別	道及び幅員1.8メートル未満の私道	機械施工による場合		1平方メートルにつき	3,840円
	その他の一般私道	すべり止め舗装	人力施工による場合		11,370円
			機械施工による場合		5,180円
		その他	人力施工による場合		10,900円
			機械施工による場合		4,700円
舗装止め工				1メートルにつき	9,160円

2 排水施設新設工事（これに準ずるものを含む。）に要する経費

次のとおりとする。

(1) 側溝及び雨水ます新設工事に要する経費

種別			単位	金額
側溝新設工事	L型側溝とする場合	エプロン幅が30センチメートルのもの	1メートルにつき	14,580円
		エプロン幅が40センチメートルのもの		15,840円
	U型側溝とする場合	コンクリート蓋有りのもの		63,330円
		コンクリート蓋無しのもの		44,990円
雨水ます設置工事			1箇所につき	50,710円

(2) 排水管路新設工事に要する経費

種別		内径	単位	金額
硬質塩化ビニール管とする場合	布設工事	150ミリメートル	1メートルにつき	27,390円
		200ミリメートル		29,810円
	支管取付工事（硬質塩化ビニール管に取り付ける場合に限る）	150ミリメートル	1箇所につき	20,570円
ヒューム管とする場合	布設工事	150ミリメートル	1メートルにつき	35,530円
		200ミリメートル		39,490円

3 交通安全施設新設工事に要する経費

次のとおりとする。

種別		規格	単位	金額
転落防止柵設置工事	土中建込	ビーム式 支柱間隔3メートル	1メートルにつき	16,460円
	コンクリート建込	ビーム式 支柱間隔3メートル		13,670円
ガードレー	土中建込	塗装品		16,330円

ル設置工事	コンクリート建込	塗装品		16,110円
道路反射鏡設置工事	一面鏡	600ミリメートル直柱	1基につき	171,600円

4 舗装補修工事に要する経費

次のとおりとする。

施工方法		単位	金額
すべり止め舗装	人力施工	1平方メートルにつき	4,730円
	機械施工		2,920円
その他	人力施工		4,250円
	機械施工		2,450円

5 交通安全施設補修工事に要する経費

次のとおりとする。

種別		規格	単位	金額
転落防止柵補修工事	ビーム取換	42.7ミリメートル	1メートルにつき	4,740円
ガードレール補修工事	レール取換	4メートル		10,060円
道路反射鏡補修工事	反射鏡取換	600ミリメートル	1基につき	119,900円
	支柱取換	76.3ミリメートル	1メートルにつき	10,380円

6 区分表の「人力施工・機械施工」について

都市整備局技術管理課の令和5年度土木工事標準積算基準書の基準にあわせるものとする。

「人力施工」…平均幅員1.4m未満

「機械施工」… ” 1.4m以上

7 経費の額の特例

私道の状況により前各項に定める基準により難い場合において、市長が特に認めたものについては、その都度別に定める額とする。

8 施行期日

令和6年4月1日

広島市告示第137号

令和6年3月27日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2の規定に基づき、市税の収納事務を次のとおり委託したので、同条第6項において準用する同令第158条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委託を受けた者

名称	住所	代表者
株式会社電算システム	岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地	代表取締役 高橋 謙太

（提携コンビニエンスストア本部一覽）

名称	住所
----	----

株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目11番2号
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目1番21号
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目8番27号

2 収納事務を委託した歳入の種類
 法人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、たばこ税、入湯税、市・県民税及び森林環境税（普通徴収）、市・県民税及び森林環境税（特別徴収）、特別土地保有税、事業所税

3 収納事務を委託した期間
 令和6年4月1日から令和11年3月31日

広島市告示第138号
 令和6年3月26日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条又は第11条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局自転車都市づくり推進課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

広島市告示第139号
 令和6年3月26日

町の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、令和6年7月1日（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第179条の規定の適用がある場合にあつては、同条の規定により効力が生ずる日）から、別図第1に示す町の区域を別図第2に示すとおり変更するものとする。

広島市長 松井 一 實

別図第1及び別図第2 略

広島市告示第140号
 令和6年3月28日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市市営住宅使用料等の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委託を受けた者

名称	住所	代表者
株式会社電算システム	岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地	代表取締役 高橋 譲太

（提携コンビニエンスストア本部一覧）

名称	住所
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目11番2号
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目1番21号
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目8番27号

2 収納事務を委託した期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日

広島市告示第141号
 令和6年3月28日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

広島市安佐北区大林二丁目の1863番、1864番、1865番、1866番、1867番、1868番、1869番の一部、1878番1、1879番1、1879番3、1881番の一部、1882番1、1882番2、1883番及び1885番の一部

2 開発面積

2,479.34㎡

3 許可を受けた者の住所及び氏名

広島市安佐北区三入一丁目5番10号
 平田 克之

4 検査済証交付年月日

令和6年3月28日

広島市告示第142号
 令和6年3月28日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43

年法律第100号)第36条第3項の規定により次のとおり公告
します。

広島市長 松井 一 實

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
広島市西区井口四丁目の310番1の一部、310番3、310番8、311番2、311番3、311番4、311番7、311番8、311番9、311番10、316番1、316番3、316番4の一部及び甲317番1の一部並びに井口鈴が台三丁目の318番の一部、甲319番の一部及び乙319番の一部
- 2 開発面積
1,654.41㎡
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
広島市中区河原町5番4号西村ビル1F
グレイトコーポレーション株式会社
代表取締役 申山 誠
- 4 検査済証交付年月日
令和6年3月28日

広島市告示第143号

令和6年3月28日

河川法(昭和39年法律第167号)第16条の3第1項の規定に基づき、河川工事を次のように施行するので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 河川の各称及び区間
一級河川太田川水系指定区間小河原川
上流端 左岸 広島市東区福田五丁目1150番3地先
右岸 広島市東区福田五丁目4126番3地先
下流端 左岸 広島市東区福田町字木ノ宗959番地先
右岸 広島市東区福田町字恵木2465番地先
延長 1,450m
- 2 河川工事の内容
都市基盤河川改修事業
- 3 河川工事の期間
平成10年10月21日から令和7年3月31日まで

広島市告示第144号

令和6年3月28日

広島市公園条例(昭和39年広島市条例第18号)第16条の7の規定に基づき、広島広域公園第一球技場の呼称を次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 呼称を定めた施設
広島広域公園第一球技場
- 2 呼称

サンフレッチェビレッジ 広島第一球技場

3 呼称を使用する期間

令和6年6月1日から令和11年5月31日まで

広島市告示第145号

令和6年3月28日

広島市公印管理規則(昭和27年広島市規則第39号)第9条第1項の規定に基づき、次の文書については、印影の印刷により公印の押なつに代えることを承認し、同条第2項の規定に基づき、告示します。

広島市長 松井 一 實

文書名	印影を印刷する公印の名称
・広島市防災行政無線屋内受信機貸与決定通知書 ・広島市防災行政無線屋内受信機不貸与決定通知書	危機管理室専用市長印

広島市告示第146号

令和6年3月29日

広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に関する要綱第6条第5項の規定により、次に掲げる者から指定事業者の廃止の届出があったので、同要綱第7条第1項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

次に掲げる者 略

広島市告示第147号

令和6年3月29日

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

次に掲げる者 略

広島市告示第148号

令和6年3月29日

健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法(平成9年法律第123号)第113条の規定により、次に掲げる者から指定介護療養型医療施設の辞退の届出があったので、同法第115条第2号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

次に掲げる者 略

広島市告示第 149 号

令和 6 年 3 月 29 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 第 1 項の規定に基づき、広島市と次の町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約を添付のとおり締結したので、同法第 252 条の 2 第 2 項の規定により、連携協約の締結の経緯及び締結を必要とした理由並びにその概要を付して告示します。

広島市長 松井 一 實

連携協約を締結した町

島根県飯石郡飯南町及び島根県邑智郡川本町

添付のとおり 略

広島市告示第 150 号

令和 6 年 3 月 29 日

公共下水道の供用を次のとおり開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条第 1 項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1 供用を開始する年月日
令和 6 年 3 月 31 日
- 2 下水を排除する区域及び排水施設的方式
別紙のとおり。
- 3 供用を開始する排水施設の位置

下水道局施設部計画調整課において縦覧に供する関係図面のとおり。

(別紙)

区分	下水を排除する区域		排水施設の方式
	区名	町名	
汚水を排除	安佐南区	大塚西二丁目の一部	分流
	安佐北区	可部一丁目、可部南四丁目及び亀山三丁目の各一部	
	安芸区	瀬野町の一部	

広島市告示第 151 号

令和 6 年 3 月 29 日

公共下水道及び流域下水道の終末処理場による下水の処理を、次のとおり開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1 下水の処理を開始する年月日

令和 6 年 3 月 31 日

- 2 下水を処理する区域並びに終末処理場の位置及び名称
別紙のとおり。

(別紙)

下水を処理する区域		終末処理場の位置及び名称
区名	町名	
安佐南区	大塚西二丁目の一部	位置：広島市西区扇一丁目 1 番 1 号 名称：広島市西部水資源再生センター
安佐北区	可部一丁目、可部南四丁目及び亀山三丁目の各一部	
安芸区	阿戸町の一部	位置：広島市南区向洋沖町 1 番 1 号 名称：太田川流域下水道東部浄化センター

広島市告示第 152 号

令和 6 年 3 月 29 日

農業集落排水処理施設の供用を次のとおり開始するので、広島市下水道条例（昭和 47 年広島市条例第 96 号）第 2 条第 2 項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1 供用を開始する年月日
令和 6 年 3 月 31 日
- 2 汚水を排除し、及び処理する区域並びに排水処理施設の名称

汚水を排除し、及び処理する区域	排水処理施設の名称
安佐南区沼田町大字吉山の一部	戸山農業集落排水処理施設
安芸区阿戸町の一部	阿戸農業集落排水処理施設

広島市告示第 153 号

令和 6 年 3 月 29 日

農業集落排水処理施設の供用を次のとおり変更するので、広島市下水道条例（昭和 47 年広島市条例第 96 号）第 2 条第 2 項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1 供用を変更する年月日
令和 6 年 3 月 31 日
- 2 汚水を排除し、及び処理を変更する区域並びに排水処理施設の名称

汚水を排除し、及び処理する区域	排水処理施設の名称
安佐北区白木町大字井原の一部	井原高南農業集落排水処理施設

広島市告示第 154 号

令和6年3月29日

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項又は第115条の15第2項の規定により、次に掲げる者から指定地域密着型サービス事業又は指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号又は第115条の20第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる者 略

広島市告示第155号

令和6年3月29日

広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に関する要綱第6条第5項の規定により、次に掲げる者から指定事業者の廃止の届出があったので、同要綱第7条第1項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる者 略

広島市告示（中区）第26号

令和6年3月1日

本市が管理する駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、令和6年2月24日に広島市西部自転車等保管所へ移動させたので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示（中区）第27号

令和6年3月1日

本市が管理する駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、令和6年2月26日に広島市西部自転車等保管所へ移動させたので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示（中区）第28号

令和6年3月1日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

は、処分します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第29号

令和6年3月4日

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路に指定したので、同条第4項の規定に基づき次の通り告示します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	区間
市道	中1区251号線	広島市中区小町1番1号地先から広島市中区国泰寺町一丁目10番地先までの上下線

広島市告示（中区）第30号

令和6年3月8日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項の規定に基づき、下記のとおり一の敷地とみなすこと等による制限の緩和を認定し、同条第8項に基づき告示します。

この関係図書は、中区役所建設部建築課において縦覧します。

広島市長 松井一實

記

- 対象区域の名称
基町相生通地区第一種市街地再開発事業
- 対象区域の位置
広島市中区基町80-1、80-2、80-3、80-4
- 認定番号
第R05認定通知広島市建10004号
- 認定年月日
令和6年3月8日
- 対象区域及びその区域内の建築物等の概要
別紙認定計画書による。

別紙 略

広島市告示（中区）第31号

令和6年3月8日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第 3 2 号

令和 6 年 3 月 8 日

地方自治法施行令(昭和 2 2 年政令第 1 6 号)第 1 7 4 条の 4 第 4 項の規定に基づき、中区役所市民部地域起こし推進課区物品出納員事務の一部委任を次のとおり解除させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 委任解除を受けた区物品分任出納員
広島市広瀬児童館 児童館指導員 角谷 有紀
- 2 委任解除した事務
広島市広瀬児童館における物品の出納保管に関する事務
- 3 解除年月日
令和 6 年 3 月 9 日

広島市告示(中区)第 3 3 号

令和 6 年 3 月 1 4 日

本市が管理する駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、令和 6 年 3 月 7 日に広島市西部自転車等保管所へ移動させたので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

下記 略

広島市告示(中区)第 3 4 号

令和 6 年 3 月 1 4 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号)第 1 0 条第 2 項及び第 1 1 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第 1 2 条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第 3 5 号

令和 6 年 3 月 1 4 日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号)第 1 8 条第 1 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和 6 年 3 月 1 4 日から同月 2 8 日まで広島市中区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
市道	中 1 区 2 2 5 号線	中区鶴見町 1 1 番地 1 地先から 中区鶴見町 8 番地 1 9 地先まで	旧	メートル 8.02 ～ 8.02	メートル 11.60
			新	メートル 8.02 ～ 33.20	メートル 11.60

広島市告示(中区)第 3 6 号

令和 6 年 3 月 1 4 日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号)第 1 8 条第 2 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和 6 年 3 月 1 4 日から同月 2 8 日まで広島市中区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

道路の種類	路線名	供用開始	供用開始の期日
市道	中 1 区 2 2 5 号線	中区鶴見町 1 1 番地 1 地先から 中区鶴見町 8 番地 1 9 地先まで	令和 6 年 3 月 1 4 日

広島市告示(中区)第 3 7 号

令和 6 年 3 月 2 2 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号)第 1 0 条第 2 項及び第 1 1 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第 1 2 条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第 3 8 号

令和 6 年 3 月 2 9 日

本市が管理する駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、令和 6 年 3 月 2 2 日に広島市西部自転車等保管所へ移動させたので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

下記 略

広島市告示(中区)第 3 9 号

令和 6 年 3 月 2 9 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（東区）第15号

令和6年3月4日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（東区）第16号

令和6年3月8日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和6年3月8日から同月22日まで広島市東区役所建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
主要 地方道	広島中 島線	東区福田五丁目1970番地3地先から 東区福田六丁目2103番地2地先まで	旧	メートル 6.60 ～ 9.40	メートル 276.60
			新	メートル 13.40 ～ 31.00	メートル 276.60

広島市告示（東区）第17号

令和6年3月8日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和6年3月8日から同月22日まで広島市東区役所建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
主要	広島中	東区福田五丁目1970番地3地先から	令和6年3月8日

地方道	島線	東区福田六丁目2103番地2地先まで	日
-----	----	--------------------	---

広島市告示（東区）第18号

令和6年3月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（東区）第19号

令和6年3月15日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

関係図書は、広島市東区役所建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第1号
- 2 指定年月日 令和6年3月15日
- 3 道路の位置 広島市東区牛田南二丁目の112番1の一部、112番4の一部、113番2の一部、及び113番2地先里道
- 4 幅員 4.10メートル
- 5 延長 9.14メートル

広島市告示（東区）第20号

令和6年3月15日

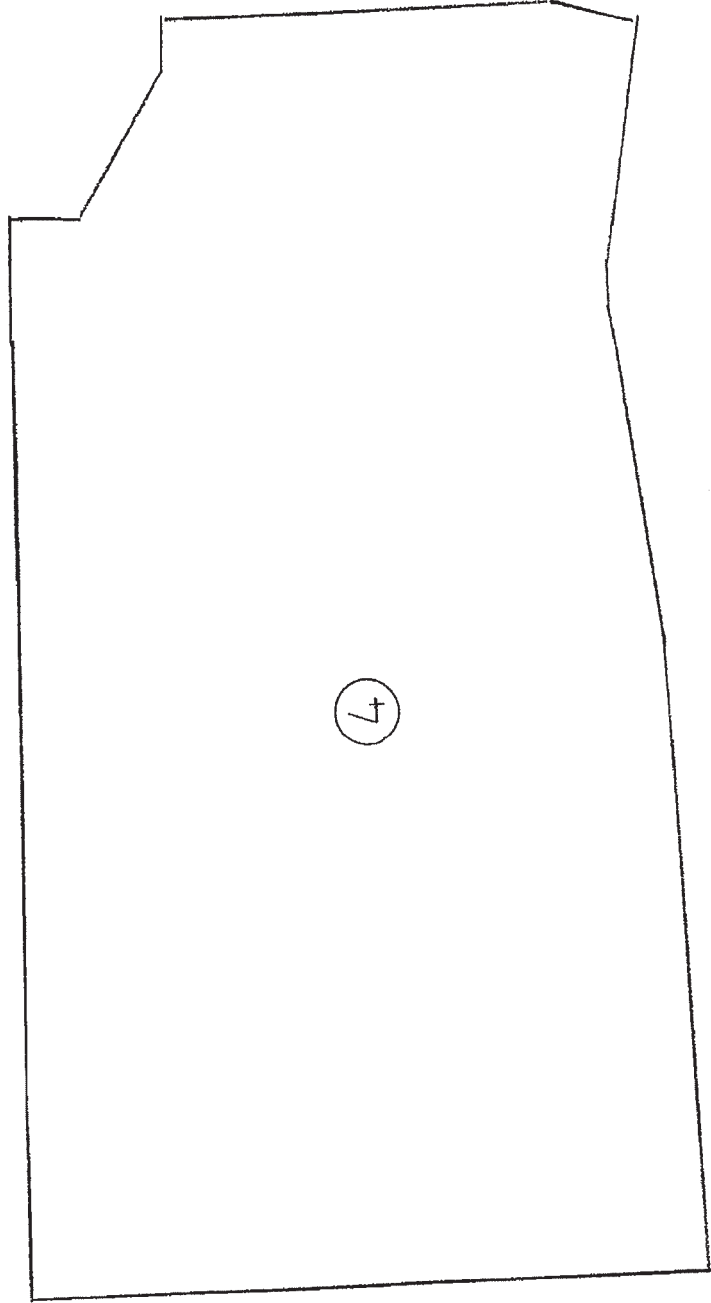
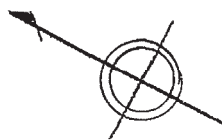
次のとおり、住居表示実施区域内の街区の区域の変更を行います。

広島市長 松井一實

- 1 変更する区域 東区温品五丁目4番
- 2 変更の内容 別図のとおり
- 3 変更年月日 令和6年3月15日

東区温品五丁目 4 番街区の区域の変更図 (旧)

令和 6 年 3 月 15 日

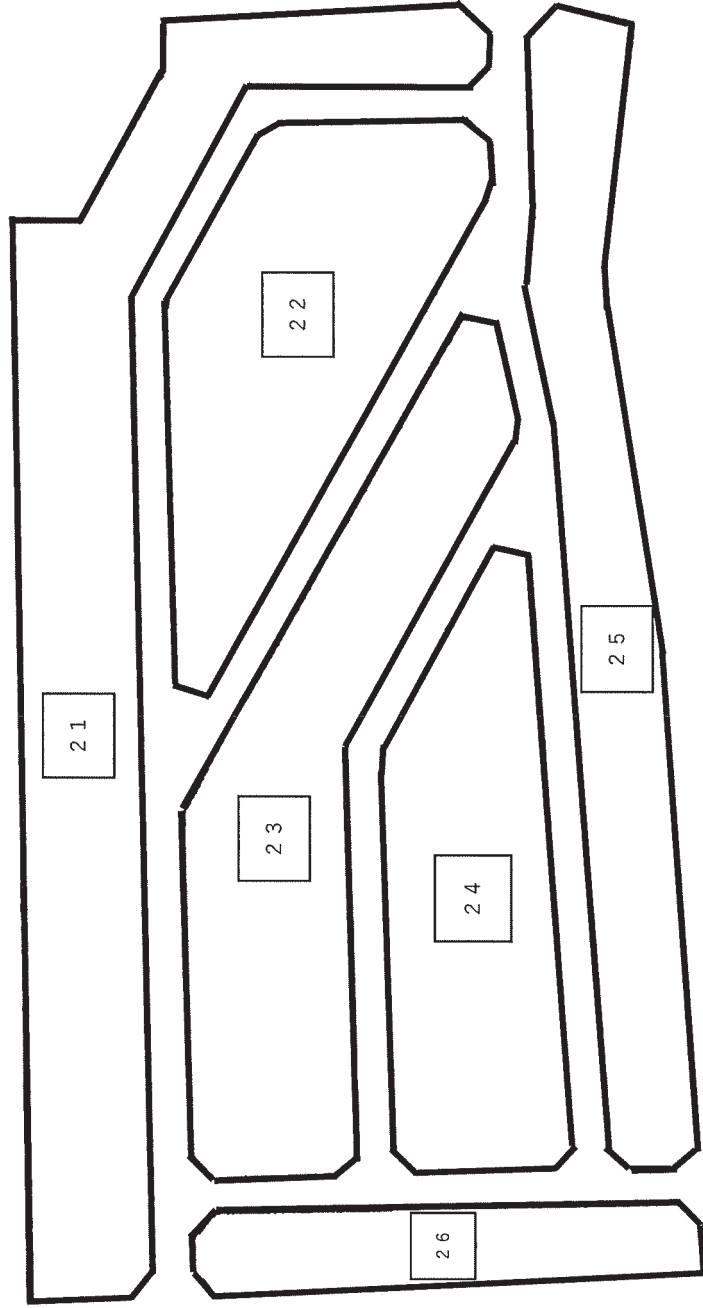
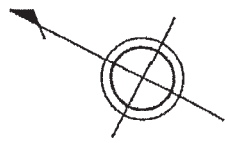


縮尺=1:1000

凡 例	
——	街 区 界
①	街 区 符 号

東区温品五丁目4番街区の区域の変更(新)

令和6年3月15日



縮尺=1:1000

凡 例	
—	新 街 区 界
1	新 街 区 符 号

広島市告示（東区）第21号

令和6年3月15日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり略

広島市告示（東区）第22号

令和6年3月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり略

広島市告示（東区）第23号

令和6年3月29日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図面は、令和6年3月29日から同年4月12日まで、広島市東区役所建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

区分	新旧別	路線名等	所在（起点及び終点）
里道	新	東4区B-1 36-7-1 3号里道	牛田東二丁目78番1地先から 同所78番1地先まで
	旧	東4区B-1 36-7-1 3号里道	牛田東二丁目78番1地先から 同所74番地先まで

広島市告示（南区）第30号

令和6年3月4日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により、別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別紙略

広島市告示（南区）第31号

令和6年3月5日

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次の通り告示します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	区間
市道	南1区19号線	自：広島市南区東荒神町3番 至：広島市南区猿猴橋町6番
市道	南1区23号線	自：広島市南区東荒神町3番 至：広島市南区西蟹屋二丁目1

広島市告示（南区）第32号

令和6年3月7日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別紙略

広島市告示（南区）第33号

令和6年3月8日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により、別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別紙略

広島市告示（南区）第34号

令和6年3月11日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止します。

その関係図面は、令和6年3月11日から同月25日まで、広島市南区役所建設部維持管理課において、一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

区分	路線名等	所在（起点及び終点）
里道	南4区226号里道	仁保四丁目丙821番地地先から 同所823番地3地先

広島市告示（南区）第35号

令和6年3月11日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物を指定します。

その関係図面は、令和6年3月11日から同月25日まで、広島市南区役所建設部維持管理課において、一般の縦覧に供しません。

広島市長 松井 一 實

区分	路線名等	所在（起点及び終点）
里道	南4区226号里道	仁保四丁目822番地3地先から同所823番地7地先まで

広島市告示（南区）第36号
令和6年3月11日

広島駅南口第三A駐輪場に、長期間駐車されていた自転車等については、令和6年3月8日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、別紙のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

広島市告示（南区）第37号
令和6年3月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により、別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

広島市告示（南区）第38号
令和6年3月15日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

広島市告示（南区）第39号
令和6年3月15日

青崎一丁目駐輪場に、長期間駐車されていた自転車等については、令和6年3月14日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、別紙のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

広島市告示（南区）第40号
令和6年3月25日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により、別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

広島市告示（南区）第41号
令和6年3月26日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

広島市告示（南区）第42号
令和6年3月29日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により、別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

広島市告示（南区）第43号
令和6年3月29日

広島駅南口第一駐輪場、広島駅南口第三A駐輪場及び広島駅南口第三B駐輪場に、長期間駐車されていた自転車等については、令和6年3月28日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、別紙のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

広島市告示（西区）第16号
令和6年3月4日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定に基づき、告示対象区域における一の敷地とみなすこと等の認定を取り消しました。

この関係図書は、広島市西区役所建設部建築課において、一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

記

- 1. 認定の取消しに係る区域
広島市西区観音新町三丁目の59番1の一部、59番2の一部、59番3及び59番3地先市道
- 2. 認定の取消しに係る認定番号
第26号
- 3. 認定の取消しに係る認定年月日
昭和33年10月4日

広島市告示(西区)第17号
令和6年3月5日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別表 略

広島市告示(西区)第18号
令和6年3月7日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市西区役所建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第5号
- 2 指定年月日 令和6年3月7日
- 3 道路の位置 広島市西区井口四丁目の77番4の一部、80番7、509番4の一部、509番5の一部、509番6の一部、80番7地先里道及び77番4地先水路
- 4 幅員及び延長 幅員 4.20メートル
4.30メートル～5.00メートル
6.20メートル
延長 33.91メートル

広島市告示(西区)第19号
令和6年3月8日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別表 略

広島市告示(西区)第20号
令和6年3月8日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別表 略

広島市告示(西区)第21号
令和6年3月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別表 略

広島市告示(西区)第22号
令和6年3月19日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別表 略

広島市告示(西区)第23号
令和6年3月21日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市西区役所建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第6号
- 2 指定年月日 令和6年3月21日
- 3 道路の位置 広島市西区庚午中一丁目69番1の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.50メートル～6.00メートル
延長 48.68メートル

広島市告示(西区)第24号

令和6年3月26日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別表 略

広島市告示（西区）第25号

令和6年3月26日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別表 略

広島市告示（安佐南区）第25号

令和6年3月1日

長期間駐車されていた別紙自動二輪については、令和6年2月15日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。なお、今後相当の間保管した後、申出のない自動二輪については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示（安佐南区）第26号

令和6年3月7日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。その関係図面は、令和6年3月7日から同月21日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	安佐南1区520号線	安佐南区八木三丁目3076番地1地先から安佐南区八木三丁目3060番地1地先まで	令和6年3月7日

広島市告示（安佐南区）第27号

令和6年3月15日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。その関係図面は、令和6年3月15日から同月29日まで広島

市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	新旧別	幅員(m)	延長(m)
県道	主要地方道広島湯来線	安佐南区沼田町大字阿戸字横枕郷527番地1地先から安佐南区沼田町大字阿戸字大馬地11500番地地先まで	旧	4.50～57.26	4045.60
			新	4.50～57.26	4045.60
			新	9.80～46.20	2972.70

広島市告示（安佐南区）第28号

令和6年3月15日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。その関係図面は、令和6年3月15日から同月29日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
県道	主要地方道広島湯来線	安佐南区沼田町大字阿戸字横枕郷527番地1地先から安佐南区沼田町大字阿戸字津登ヶ原3941番地1地先まで	令和6年3月15日

広島市告示（安佐南区）第29号

令和6年3月15日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の4第4項の規定に基づき、安佐南区役所市民部地域起こし推進課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 委任を受けた区分任出納員
安佐南区役所市民部地域起こし推進課
主事 大下 慎一
- 委任させた事務
罹災証明手数料収納事務
- 委任年月日
令和6年3月17日

広島市告示（安佐南区）第30号

令和6年3月15日

長期間駐車されていた別紙自転車等については、令和6年3月13日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

広島市告示（安佐南区）第31号

令和6年3月15日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1 指定番号 第19号
- 2 指定年月日 令和6年3月15日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区上安七丁目724番1の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 5.00m
延長 34.95m

広島市告示（安佐南区）第32号

令和6年3月21日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように廃止しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1 廃止番号 第20号
- 2 廃止年月日 令和6年3月21日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区緑井三丁目4033番3の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.23m
延長 19.40m

広島市告示（安佐南区）第33号

令和6年3月21日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1 指定番号 第21号
- 2 指定年月日 令和6年3月21日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区中須一丁目の516番3、517番2及び514番1地先水路
- 4 幅員及び延長 幅員 4.04m～4.35m
延長 4.82m

広島市告示（安佐南区）第34号

令和6年3月26日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和6年3月26日から同年4月9日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	安佐南3区851号線	安佐南区山本六丁目871番地19地先から安佐南区山本六丁目897番地2地先まで	令和6年3月26日

広島市告示（安佐南区）第35号

令和6年3月26日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和6年3月26日から同年4月9日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

道路の種類	路線名	変更区間	新旧別	幅員(m)	延長(m)
市道	安佐南3区340号線	安佐南区山本六丁目897番地8地先から安佐南区山本六丁目897番地9地先まで	旧	3.00	43.50
			新	3.00～12.50	43.50

広島市告示（安佐南区）第36号

令和6年3月26日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和6年3月26日から同年4月9日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	安佐南3区340号線	安佐南区山本六丁目897番地8地先から安佐南区山本六丁目897番地9地先まで	令和6年3月26日

広島市告示（安佐南区）第37号

令和6年3月26日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和6年3月26日から同年4月9日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	新旧別	幅員(m)	延長(m)
市道	安佐南3区805号線	安佐南区山本六丁目873番地2地先から	旧	3.00 ～ 4.00	32.50
		安佐南区山本六丁目876番地1地先まで	新	3.00 ～ 7.50	

広島市告示（安佐南区）第38号

令和6年3月26日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和6年3月26日から同年4月9日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	安佐南3区805号線	安佐南区山本六丁目873番地2地先から 安佐南区山本六丁目876番地1地先まで	令和6年3月26日

広島市告示（安佐南区）第39号

令和6年3月29日

長期間駐車されていた別紙自転車等については、令和6年3月28日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示（安佐北区）第21号

令和6年3月19日

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、都市公園を次のように設置します。

その関係図面は、令和6年3月19日から同年4月2日まで広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供

します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	供用開始の期日	区域
三入南第三公園	安佐北区三入南二丁目205番2の一部、209番1、209番2、210番1、210番3、210番8、211番1、211番5	令和6年3月19日	別図のとおり

別図 略

広島市告示（安佐北区）第22号

令和6年3月19日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図面は、令和6年3月19日から同年4月2日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

区分	新旧別	路線名等	所在（起点及び終点）
里道	旧	安佐北3区884号里道	安佐北区亀山南三丁目791番3地先から同所793番1地先まで
	新	安佐北3区884号里道	安佐北区亀山南三丁目791番3地先から同所791番1地先まで

広島市告示（安佐北区）第23号

令和6年3月19日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物を指定します。

その関係図面は、令和6年3月19日から同年4月2日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

区分	路線名等	所在（起点及び終点）
里道	安佐北3区4500号里道	安佐北区亀山南三丁目791番1地先から同所791番1地先まで

広島市告示（安佐北区）第24号

令和6年3月27日

安佐北区の無料駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙の自転車等については、令和6年3月22日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示（安佐北区）第 25 号

令和 6 年 3 月 27 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 11 条第 2 項の規定により、令和 6 年 3 月 22 日に別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

広島市告示（安佐北区）第 26 号

令和 6 年 3 月 29 日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和 6 年 3 月 29 日から同年 4 月 12 日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員 (m)	敷地の延長 (m)
市道	安佐北 4 区 2 18 号線	安佐北区安佐町大字久地字中田上 7 1 7 番地 1 地先から安佐北区安佐町大字久地字中田上 7 1 7 番地 1 地先まで	旧	3.96 ～ 5.72	23.23
			新	4.00 ～ 6.95	

広島市告示（安佐北区）第 27 号

令和 6 年 3 月 29 日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和 6 年 3 月 29 日から同年 4 月 12 日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	安佐北 4 区 2 18 号線	安佐北区安佐町大字久地字中田上 7 1 7 番地 1 地先から安佐北区安佐町大字久地字中田上 7 1 7 番地 1 地先まで	令和 6 年 3 月 29 日

広島市告示（安芸区）第 17 号

令和 6 年 3 月 4 日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更しま

す。

その関係図面は、令和 6 年 3 月 4 日から同月 18 日まで、広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

区分	新旧別	路線名等	所在（起点及び終点）
水路	旧	K3-G-22-3-5 号水路	広島市安芸区畑賀二丁目 3 2 3 番 2 地先から広島市安芸区畑賀二丁目 3 2 2 番 1 地先まで
	新	K3-G-22-3-5 号水路	広島市安芸区畑賀二丁目 3 2 3 番 1 地先から広島市安芸区畑賀二丁目 3 2 2 番 1 地先まで

広島市告示（安芸区）第 18 号

令和 6 年 3 月 4 日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止します。

その関係図面は、令和 6 年 3 月 4 日から同月 18 日まで、広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

区分	路線名等	所在（起点及び終点）
里道	安芸 1 区 2 4 2 6 号里道の一部	広島市安芸区畑賀二丁目 3 2 3 番 2 地先から広島市安芸区畑賀二丁目 3 2 3 番 2 地先まで
里道	安芸 1 区 2 4 2 7 号里道	広島市安芸区畑賀二丁目 3 2 6 番 1 地先から広島市安芸区畑賀二丁目 3 2 4 番 3 地先まで
水路	K3-G-22-3-2 号水路	広島市安芸区畑賀二丁目 3 2 3 番 1 地先から広島市安芸区畑賀二丁目 3 2 3 番 2 地先まで
水路	K3-G-22-3-15 号水路	広島市安芸区畑賀二丁目 3 2 5 番 8 地先から広島市安芸区畑賀二丁目 3 2 4 番 3 地先まで

広島市告示（安芸区）第 19 号

令和 6 年 3 月 11 日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止します。

その関係図面は、令和 6 年 3 月 11 日から同月 25 日まで、広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

区分	路線名等	所在（起点及び終点）
里道	安芸 3 区 1 8 9 号里道	安芸区船越南一丁目 2 1 7 7 番 6 地先から安芸区船越南一丁目 2 1 7 7 番 6 地先まで
	K3-G-13-	安芸区船越南一丁目 2 1 7 7 番 6

下水路	10-6号水路	地先から安芸区船越南一丁目2177番6地先まで
-----	---------	-------------------------

~~~~~  
**広島市告示（安芸区）第20号**

令和6年3月14日

次のとおり、住居表示実施区域内の街区の区域の変更を行います。

広島市長 松井 一 實

- 1 変更する区域  
安芸区中野三丁目の街区の一部
- 2 変更の内容  
別図のとおり。
- 3 変更年月日  
令和6年3月14日

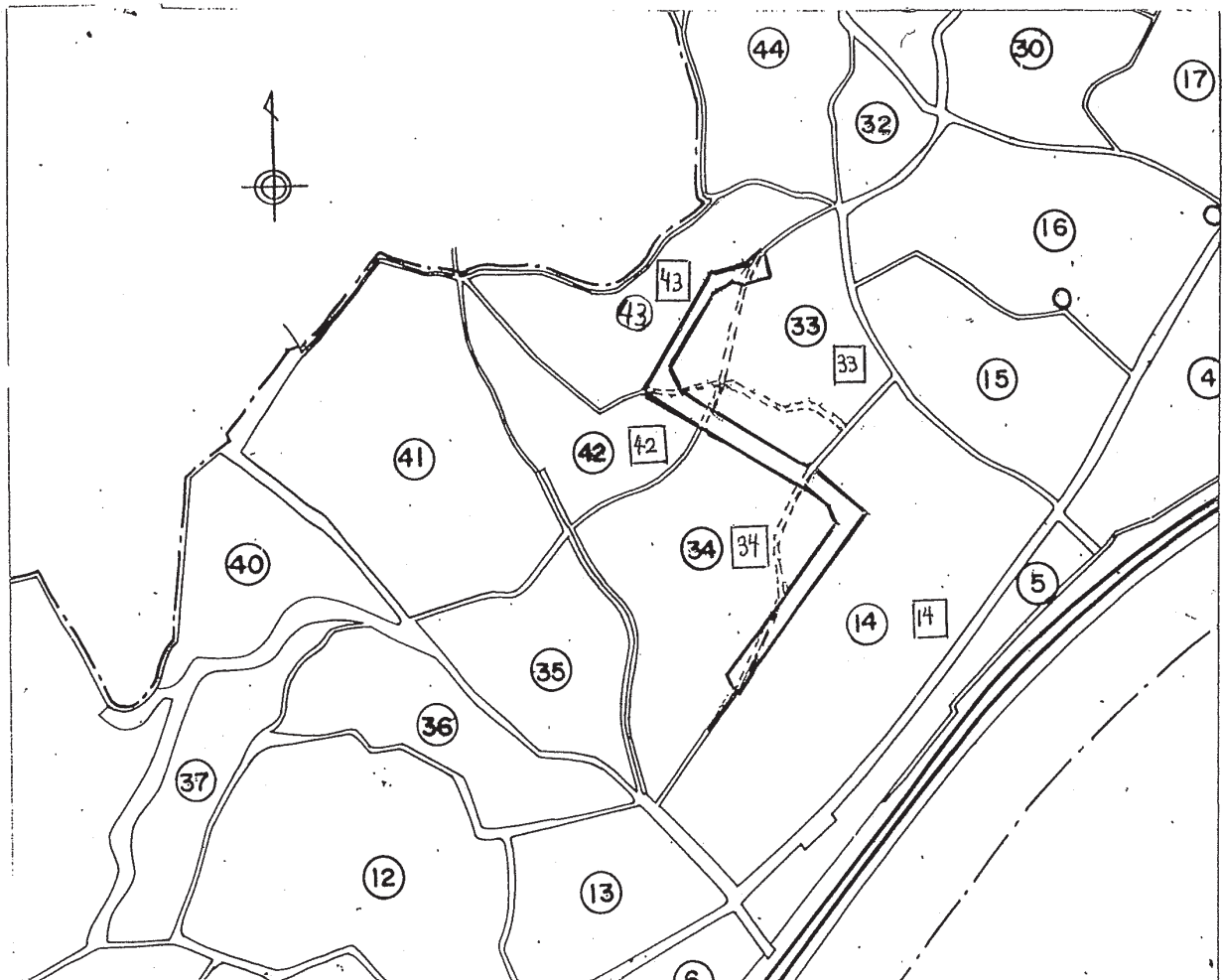
別図

安芸区中野三丁目街区の区域の変更図

令和6年3月14日実施

| 凡例    |         |
|-------|---------|
| 中野三丁目 | 町名      |
| ----- | 廃止する街区界 |
| ————  | 新街区界    |
| ⑥     | 新街区符号   |
| Ⓜ     | 旧街区符号   |

中野三丁目



広島市告示（安芸区）第21号

令和6年3月19日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和6年3月19日から同年4月2日まで広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名       | 変更区間                                 | 旧新別 | 敷地の幅員                     | 敷地の延長         |
|-------|-----------|--------------------------------------|-----|---------------------------|---------------|
| 市道    | 安芸1区272号線 | 安芸区瀬野一丁目662番地7地先から安芸区瀬野一丁目664番地2地先まで | 旧   | メートル<br>3.80<br>～<br>4.50 | メートル<br>44.60 |
|       |           |                                      | 新   | メートル<br>4.10<br>～<br>7.50 | メートル<br>44.60 |

広島市告示（安芸区）第22号

令和6年3月19日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和6年3月19日から同年4月2日まで広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名       | 供用開始区間                               | 供用開始の期日   |
|-------|-----------|--------------------------------------|-----------|
| 市道    | 安芸1区272号線 | 安芸区瀬野一丁目662番地7地先から安芸区瀬野一丁目664番地2地先まで | 令和6年3月19日 |

広島市告示（安芸区）第23号

令和6年3月19日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（安芸区）第24号

令和6年3月19日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（安芸区）第25号

令和6年3月19日

本市が管理する駐輪場内に、長期間放置されていた自転車等は、広島市西部自転車等保管所へ移動したので次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（安芸区）第26号

令和6年3月19日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（安芸区）第27号

令和6年3月19日

本市が管理する駐輪場内に、長期間放置されていた自転車等は、広島市西部自転車等保管所へ移動したので次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第17号

令和6年3月1日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により別紙自転車等を撤去し、令和6年2月28日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、同条例12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示（佐伯区）第18号

令和6年3月1日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自

転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、令和6年2月28日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示（佐伯区）第19号

令和6年3月4日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和6年3月4日から同年3月18日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 路線の種類 | 路線名      | 変更区間                                       | 旧新別 | 敷地の幅員                     | 敷地の延長          |
|-------|----------|--------------------------------------------|-----|---------------------------|----------------|
| 市道    | 佐伯4区85号線 | 佐伯区楽々園六丁目1065番1地先から<br>佐伯区楽々園六丁目1065番2地先まで | 旧   | メートル<br>4.00<br>～<br>6.00 | メートル<br>124.17 |
|       |          |                                            | 新   | メートル<br>5.51<br>～<br>6.00 | メートル<br>124.17 |

広島市告示（佐伯区）第20号

令和6年3月4日

道路の供用を次のようを開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和6年3月4日から同年3月18日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 路線の種類 | 路線名      | 供用開始                                       | 供用開始の期日  |
|-------|----------|--------------------------------------------|----------|
| 市道    | 佐伯4区85号線 | 佐伯区楽々園六丁目1065番1地先から<br>佐伯区楽々園六丁目1065番2地先まで | 令和6年3月4日 |

広島市告示（佐伯区）第21号

令和6年3月4日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により別紙自転車等を撤去し、令和6年2月29日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、同条例12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示（佐伯区）第22号

令和6年3月4日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により別紙自転車等を撤去し、令和6年3月1日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、同条例12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示（佐伯区）第23号

令和6年3月5日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市佐伯区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第9号
- 2 指定年月日 令和6年3月5日
- 3 道路の位置 広島市佐伯区千同一丁目769番3の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.50メートル  
延長 26.45メートル

広島市告示（佐伯区）第24号

令和6年3月6日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により別紙自転車等を撤去し、令和6年3月5日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、同条例12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示（佐伯区）第25号

令和6年3月6日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、令和6年3月5日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示（佐伯区）第26号

令和6年3月11日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和6年3月11日から同年3月25日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 路線の種類 | 路線名      | 変更区間                                                    | 旧新別 | 敷地の幅員                     | 敷地の延長         |
|-------|----------|---------------------------------------------------------|-----|---------------------------|---------------|
| 市道    | 佐伯5区57号線 | 佐伯区湯来町大字和田字修行田道原10106番11地先から佐伯区湯来町大字和田字湯ノ山温田10143番1地先まで | 旧   | メートル<br>5.30<br>～<br>5.80 | メートル<br>23.00 |
|       |          |                                                         | 新   | メートル<br>5.80<br>～<br>8.70 | メートル<br>23.00 |

広島市告示（佐伯区）第27号

令和6年3月11日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和6年3月11日から同年3月25日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 路線の種類 | 路線名      | 供用開始                                                    | 供用開始の期日   |
|-------|----------|---------------------------------------------------------|-----------|
| 市道    | 佐伯5区57号線 | 佐伯区湯来町大字和田字修行田道原10106番11地先から佐伯区湯来町大字和田字湯ノ山温田10143番1地先まで | 令和6年3月11日 |

広島市告示（佐伯区）第28号

令和6年3月11日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により別紙自転車等を撤去し、令和6年3月11日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、同条例12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示（佐伯区）第29号

令和6年3月11日

広電佐伯区役所前駐駐輪場及び広電楽々園駐駐輪場内に長期間駐車されていた別紙自転車等については、令和6年3月8日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示（佐伯区）第30号

令和6年3月14日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により別紙自転車等を撤去し、令和6年3月13日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、同条例12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示（佐伯区）第31号

令和6年3月15日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和6年3月15日から令和6年3月29日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 路線の種類 | 路線名        | 変更区間                                    | 旧新別 | 敷地の幅員                      | 敷地の延長            |
|-------|------------|-----------------------------------------|-----|----------------------------|------------------|
| 県道    | 主要地方道広島湯来線 | 佐伯区湯来町大字稲田字長澤10549番地先から佐伯区湯来町不明山国有林地先まで | 旧   | メートル<br>3.50<br>～<br>8.50  | メートル<br>1,465.00 |
|       |            |                                         | 新   | メートル<br>3.50<br>～<br>8.50  | メートル<br>1,465.00 |
|       |            |                                         | 旧   | メートル<br>9.00<br>～<br>26.38 | メートル<br>1010.40  |
|       |            |                                         | 新   | メートル<br>9.00<br>～<br>23.31 | メートル<br>895.30   |

広島市告示（佐伯区）第32号

令和6年3月15日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり廃止しました。

この関係図書は、広島市佐伯区役所農林建設部建築課において



一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1 指定番号 第10号
- 2 指定年月日 令和6年3月15日
- 3 道路の位置 広島市佐伯区八幡三丁目の1131番6の一部、1131番19の一部、1131番20の一部、1131番21及び1131番11の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.00～6.50メートル  
延長 46.80メートル

広島市告示(佐伯区)第33号

令和6年3月15日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市佐伯区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1 指定番号 第11号
- 2 指定年月日 令和6年3月15日
- 3 道路の位置 広島市佐伯区坪井一丁目の1236番の一部、1237番の一部、1238番の一部、1243番4の一部、1237番地先里道及び1238番地先里道
- 4 幅員及び延長 幅員 4.22～6.01メートル  
延長 47.20メートル

広島市告示(佐伯区)第34号

令和6年3月19日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により別紙自転車等を撤去し、令和6年3月18日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、同条例12条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

広島市告示(佐伯区)第35号

令和6年3月22日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により別紙自転車等を撤去し、令和6年3月21日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、同条例12条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

広島市告示(佐伯区)第36号

令和6年3月29日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市佐伯区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1 指定番号 第12号
- 2 指定年月日 令和6年3月29日
- 3 道路の位置 広島市佐伯区三宅四丁目の597番1の一部、593番の一部及び593番2の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 6.00メートル  
延長 23.85メートル

区告示

広島市中区告示第2号

令和6年3月13日

下記の者について、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条第4項の規定により公示する。

広島市中区長 葉師地 直 樹

記

| 氏名     | 住民票上の住所                    | 職権処理の内容 |
|--------|----------------------------|---------|
| 木下 真由美 | 広島市中区国泰寺町二丁目5番7-503号       | 消 除     |
| 進藤 広子  | 広島市中区舟入本町15番8-1003号        | 消 除     |
| 堤 繁光   | 広島市中区舟入本町7番3-303号第54舟入本町ビル | 消 除     |
| 山本 芙美  | 広島市中区舟入本町10番12-203号        | 消 除     |
| 福見 聖慈  | 広島市中区三川町2番7-805号           | 消 除     |
| 磯田 吉晴  | 広島市中区吉島新町二丁目7番3-401号       | 消 除     |

公 告

公 告

令和6年3月8日

広島農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告します。

なお、変更後の広島農業振興地域整備計画書又はその写しは、広島市経済観光局農林水産部農政課、安佐南区役所農林建設部農林課、安佐北区役所農林建設部農林課、安芸区役所農林建設部農

林課、佐伯区役所農林建設部農林課において、下記のとおり一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

記

縦覧日及び縦覧時間

広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除き毎日午前8時30分から午後5時まで

### 選管告示

#### 広島市選挙管理委員会告示第1号

令和6年3月1日

令和6年3月1日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）及び市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による各種直接請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による教育長又は委員の解職請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりです。

広島市選挙管理委員会  
委員長 二 國 則 昭

1 地方自治法第74条第1項（条例の制定又は改廃の請求）及び第75条第1項（市の事務の執行に関する監査の請求）並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項（合併請求市町村の長に対する合併協議会設置の請求）及び第5条第1項（同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数

19,530人

2 地方自治法第76条第1項（議会の解散の請求）、第81条第1項（市長の解職の請求）及び第86条第1項（副市長、市の選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

222,057人

3 地方自治法第80条第1項（議員の解職の請求）及び地方自治法第86条第1項（区選挙管理委員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数

|      |         |
|------|---------|
| 中 区  | 38,256人 |
| 東 区  | 32,507人 |
| 南 区  | 39,142人 |
| 西 区  | 51,442人 |
| 安佐南区 | 65,463人 |
| 安佐北区 | 39,092人 |
| 安芸区  | 21,140人 |

佐伯区 38,446人

4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項（合併請求市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）及び第5条第15項（合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数

162,743人

### 人事委員会規則

#### 広島市人事委員会規則第2号

令和6年3月18日

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市人事委員会  
委員長 飯田 恭 示

#### 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年広島市人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第6条中「昭和23年法律第178号」の右に「。以下「祝日法」という。」を加える。

別表第3第14項中「又はその」を「若しくはその」に改め、「学校等」の右に「若しくは学校等の行事の実施に伴い休業となった学校等」を、「行う場合」の右に「又はその子等が在籍し、若しくは在籍することとなる学校等が実施する行事に出席する場合」を加え、同表備考第6項中「第15項」の右に「まで」を加える。

別表第4備考に次の1項を加える。

4 この表に定める期間に次の(1)から(3)までに掲げる日が含まれるため職員が相続に関する手続等を行うことが困難である場合には、当該期間に含まれる当該日の日数を上限として、当該手続等に係る日数を加算することができる。

(1) 祝日法第2条に規定する昭和の日、憲法記念日、みどりの日若しくはこどもの日又は祝日法第3条第2項の規定により休日となる日（当該日が昭和の日又はこどもの日に連続する場合に限る。）

(2) 祝日法第2条に規定する敬老の日、祝日法第3条第3項の規定により休日となる日及び祝日法第2条に規定する秋分の日が連続する場合におけるこれらの日のいずれかの日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日のいずれかの日

#### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

#### 広島市人事委員会規則第3号

令和6年3月29日

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市人事委員会  
委員長 飯田 恭示

**初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則**

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和54年広島市人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1のアの表5級の項中第7号を第8号とし、第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

2 主幹保育士の職務

別表第1のアの表6級の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

**附 則**

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

**教育委員会規則**

**広島市教育委員会規則第1号**

令和6年3月12日

広島市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会  
教育長 松井 勝憲

**広島市教育委員会公印規則の一部を改正する規則**

広島市教育委員会公印規則（昭和25年12月1日広島市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

|        |     |     |     |     |                    |     |      |
|--------|-----|-----|-----|-----|--------------------|-----|------|
| 教育委員会印 | (1) | れい書 | 正方形 | 方36 | 賞状・表彰状・感謝状等        | 総務課 | 総務課長 |
|        |     |     |     | 方27 | 一般文書               |     |      |
|        |     |     |     |     | 第8条の規定により印影を印刷する文書 |     |      |

を

|        |     |     |     |     |             |     |      |
|--------|-----|-----|-----|-----|-------------|-----|------|
| 教育委員会印 | (1) | れい書 | 正方形 | 方36 | 賞状・表彰状・感謝状等 | 総務課 | 総務課長 |
|        |     |     |     | 方27 | 一般文書        |     |      |
|        |     |     |     |     |             |     |      |

に

改め、同表広島市立幼稚園長印の項中 (6) (7) を (6) (8) に

改め、同表広島市立幼稚園長職務代行者印の項中 (8) (9) を

「(9)～(11)」に改め、同表広島市立学校長印の項中「(10)～(15)」を

「(12)～(18)」に改め、同表広島市立学校長職務代行者印の項中「(16)～(21)」を「(19)～(25)」に改め、同表市民局専用教育委員会印の項中「(22)」を「(26)」に改める。

別表第2中第22号を第26号とし、第16号から第21号までを4号ずつ繰り下げ、第15号を第18号とし、同号の次に次の1号を加える。

広島市立  
(19) 〇〇学校長  
職務代行者

別表第2中第14号を第17号とし、第10号から第13号までを3号ずつ繰り下げ、第9号を第11号とし、同号の次に次の1号を加える。

広島市  
(12) 立 〇 〇  
学 校 長

別表第2中第8号を第10号とし、第7号を第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

広島市立  
(9) 〇 幼 稚  
園 長 職  
務 代 行 者

別表第2中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

広島市  
(6) 立 〇 幼  
稚 園 長

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**広島市教育委員会規則第2号**

令和6年3月26日

広島市立学校通学区区域審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会  
教育長 松井 勝憲

**広島市立学校通学区区域審議会規則の一部を改正する規則**

広島市立学校通学区区域審議会規則（昭和40年広島市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「任務」を「所掌事務」に改める。

第2条の見出しを「（所掌事務）」に改め、同条中「調査審議する」を「審議するものとする」に改める。

第4条第1項中「委員は」の右に「、必要の都度」を加え、同項第2号中「学識経験者」を「関係行政機関の職員」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) その他各種団体の関係者

第4条第2項を次のように改める。

2 委員は、その任命又は委嘱に係る第2条に規定する事項に関する審議が終了したときは、解任され、又は解嘱されるものとする。

第5条（見出しを含む。）中「委員長」を「会長」に、「副委員長」を「副会長」に改める。

第6条を次のように改める。

（会議）

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第7条を次のように改める。

（資料提出等の要求）

第7条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

第9条及び第10条を削る。

第11条中「審議会が」を「会長が会議に諮つて」に改め、同条を第9条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

広島市教育委員会規則第3号

令和6年3月26日

広島市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会  
教育長 松井勝憲

広島市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

広島市教育委員会公印規則（昭和25年12月1日広島市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「事前」を「文書の施行前」に改める。

第7条第2項中「月日」を「年月日」に改める。

第11条中「き損」を「毀損」に改める。

別表第1に次のように加える。

|                |      |         |             |     |                                   |           |           |
|----------------|------|---------|-------------|-----|-----------------------------------|-----------|-----------|
| 子ども未来局専用教育委員会印 | (27) | れい<br>書 | 正<br>方<br>形 | 方27 | 子ども未来局子ども青少年支援部において補助執行する教育委員会の事務 | こども青少年支援部 | 青少年育成担当課長 |
|----------------|------|---------|-------------|-----|-----------------------------------|-----------|-----------|

別表第2に次の1号を加える。

|      |                    |
|------|--------------------|
| (27) | 広島市教育委員会<br>子ども未来局 |
|------|--------------------|

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

広島市教育委員会規則第4号

令和6年3月26日

広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会  
教育長 松井勝憲

広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

広島市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和50年広島市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

「青少年育成部

第1条中 育成課 を削り、「高等学校指導係」を放課後対策課

「高等学校指導係 全国高校総体推進係」に改める。

第2条第2項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同条第4項第7号中「私立学校」の右に「（幼稚園を除く。）」を加え、同項中第8号から第11号までを削り、第12号を第8号とし、第13号から第16号までを4号ずつ繰り上げ、同条第6項及び第7項を削り、同条第8項第9号中「（教職員の採用及び休職等に係る健康診断に関することを除く。）」を削り、同項を同条第6項とし、同条第9項中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号から第17号までを1号ずつ繰り上げ、同項を同条第7項とし、同条中第10項を第8項とし、第11項を第9項とし、同項に次の1号を加える。

(II) 全国高等学校総合体育大会（広島大会）に関すること。

第2条中第12項を第10項とし、同条第13項第4号中「適応指導教室（ふれあい教室）」を「ふれあい教室」に改め、同項を同条第11項とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

広島市教育委員会規則第5号

令和6年3月26日

広島市青少年センター青年の家管理運営規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会  
教育長 松井勝憲

広島市青少年センター青年の家管理運営規則等の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「教育長」を「教育委員会」に改める。

(1) 広島市青少年センター青年の家管理運営規則（昭和41年広島市教育委員会規則第2号）第7条

(2) 広島市国際青年会館条例施行規則（平成 3 年広島市教育委員会規則第 1 号）第 7 条

(3) 広島市三滝少年自然の家条例施行規則（昭和 5 3 年広島市教育委員会規則第 8 号）第 6 条

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

教育委員会告示

広島市教育委員会告示第 5 号

令和 6 年 3 月 2 1 日

広島市教育委員会議（臨時会）を次のとおり開催する。

広島市教育委員会  
教育長 松井勝憲

1 日 時 令和 6 年 3 月 2 6 日（火） 午後 1 時 3 0 分

2 場 所 中区役所 6 階教育委員会

3 議 題

【公開予定議題】

(1) 令和 6 年度広島市立学校教職員人事異動の概要について（報告）

(2) 令和 5 年度「広島市児童生徒の体力・運動能力調査」の結果について（報告）

(3) 美鈴が丘高等学校の新学科「グローバル探究科」設置について（報告）

(4) 令和 6 年度広島市教員研修計画について（報告）

(5) 学校運営協議会の設置及び廃止について（議案）

(6) 広島市教育委員会規則の一部改正について（議案）

(7) 市長の権限に属する事務の一部の委任について（議案）

(8) 市長の権限に属する事務の一部の補助執行について（議案）

(9) 広島市教育委員会の権限に属する事務の一部の補助執行について（議案）

監査公表

広島市監査公表第 3 号

令和 6 年 3 月 1 8 日

広島市監査委員 古川智之  
同 井戸陽子  
同 山本昌宏  
同 平野太祐

包括外部監査の結果（指摘事項）に対する措置事項及び監査の意見に対する対応結果の公表について

地方自治法第 2 5 2 条の 3 8 第 6 項の規定により、広島市水道事業管理者から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知に係る事項を別紙のとおり公表する。

なお、併せて、広島市長、広島市水道事業管理者及び広島市教育委員会から通知のあった監査の意見に対する対応結果についても、当該通知に係る事項を別紙のとおり公表する。

（別 紙）

平成 3 1 年度包括外部監査の意見に対する対応結果の公表  
（市民局）

1 監査意見公表年月日

令和 2 年 2 月 6 日（広島市監査公表第 3 号）

2 包括外部監査人

大濱 香織

3 監査意見に対する対応結果通知年月日

令和 6 年 2 月 1 4 日（広文振第 2 4 8 6 号）

4 監査のテーマ

広島市が出資している法人の「ヒト・モノ・カネ」に関する財務事務の執行について

5 監査の意見及び対応の内容

(1) 広島市郷土資料館（指定管理）（会計区分間の取引時の価格について）  
（所管課：市民局文化スポーツ部文化振興課）

| 監 査 の 意 見                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 対 応 の 内 容                                                                                                                                                                                 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>平成 3 0 年度において、郷土資料館（公益目的事業会計）は無償配布用に、書籍「明治時代の広島」を郷土資料館（収益事業等会計）から 1 冊当たり 7 5 0 円で 2 0 0 冊、合計 1 5 0 千円で購入し、郷土資料館（公益目的事業会計）の消耗品費等に 1 5 0 千円を計上した。一方で郷土資料館（収益事業等会計）は同額の売上収入を計上した。</p> <p>郷土資料館の会計区分間の内部取引であることを考慮すれば、郷土資料館（公益目的事業会計）が、郷土資料館（収益事業等会計）から、一般向け販売価格と同額で書籍を購入する必然性はなく、原価（5 2 5 . 9 6 円）と販売価格（7 5 0 円）の間の適当な金額により内部振替価格を設定して取引することも認められる。</p> | <p>監査の意見を受け、郷土資料館の会計区分間の内部取引時における内部振替価格の設定について、指定管理者と協議を行った。</p> <p>書籍の販売価格については、一般向けの販売価格と内部取引価格が同額であることに必然性はないことから、令和 5 年度から内部取引価格は、一般向け販売価格から商品引渡しに係る事務手数料相当分 5 % を控除した価格とすることとした。</p> |



郷土資料館においては、会計区分間の内部取引時における内部振替価格の設定を検討されたい。

(2) 広島市江波山気象館（指定管理）（ガソリン代について）  
（所管課：市民局文化スポーツ部文化振興課）

| 監査の意見                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 対応の内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>江波山気象館では、出前講座での使用や、障害者や老人のグループの団体バス駐車場までの送迎用、その他の用途のために車両2台が広島市から無償貸与されている。</p> <p>そのガソリン代は、一番近いガソリンスタンドで掛売りにて購入し、月単位で請求され、支払っている。多い月で2回ほどの使用回数である。支払伝票から7か月分を抽出し確認したところ、レギュラーガソリン使用量267.95ℓ合計44,060円で、平均単価は164.43円となる。</p> <p>平成30年度に監査人が広島市内のガソリンスタンドでレギュラーガソリンを給油した際の領収書を確認したところ、1ℓ当たり135円から高い時でも150円であった。</p> <p>近年、ガソリンスタンドが次々と姿を消している。ハイブリッド車や電気自動車など燃費の良い車両が増え、ガソリンの需要が減少しているためである。ガソリンの需要が減っているにもかかわらず、価格競争が続いており、ガソリンスタンドは生き残りをかけて、薄利多売でしのぎを削っている。したがって、掛売りは大量に購入する運送会社などしか行っていない。月に1万円を切る購入額であれば高くなるのは当然である。</p> <p>最近では、キャッシュレス化が進み、チャージ型の支払方法などもある。担当課においては、広島市文化財団に対し、経済性を考慮した購入方法を検討させるべきである。</p> | <p>監査の意見を受け、経済性を考慮したガソリンの購入方法について、指定管理者と協議を行った。</p> <p>まず、調達量を増やして購入価格を安くするため、指定管理者が管理する多数の施設をまとめて1か所のガソリンスタンドと契約することはその地理的条件などから難しく、数か所の施設ごとに契約をするにとどまることから、結果として、経済性の向上が見込まれなかった。</p> <p>また、掛売りに代えて各々の施設が給油の都度、資金前渡を行った場合には、現金の管理が必要となることで紛失等のリスクが生じることから、現状どおり掛売りでの購入が最も適しているとの判断に至った。</p> <p>ただし、監査の意見を踏まえ、購入数量が少ない場合においても、価格が抑えられるよう、今後は掛売りが可能な近隣のガソリンスタンドに聞き取り調査を行い、より安価となるガソリンスタンドを活用するよう指定管理者を指導した。</p> |

(3) 広島市江波山気象館（指定管理）（気象予報・気象情報を得るための委託料について）  
（所管課：市民局文化スポーツ部文化振興課）

| 監査の意見                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 対応の内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>広島市江波山気象館気象予報支援業務の経費は、年間10,619,604円である。</p> <p>担当課によると、天気予報は、気象業務法において適正な人員の配置と気象観測設備の整備、絶え間なく安定的に気象情報の入手環境が整備できていることで、国が許可した事業者にししか認められていない業務であり、気象に精通し、国家資格である「気象予報士」を有したものでなければ責任を持って予報についての問い合わせに対応することはできない。市民の気象・防災・自然科学に対する興味や関心は高まっており、江波山気象館では、気象予報士や学芸員による気象解説や気象予報の仕組み、インターネットによる気象情報の探し方等をレクチャーしている。入館者に対し、専門資格を有する気象予報士が、実際の気象情報の収集・分析に基づき生きた知識を入館者に双方向で提供することこそが、当館の大きな特色であり、気象について学べる博物館施設の枠組みとして必要と考えているとのことであった。</p> <p>しかし、その経費が上記のとおり年間10,619,604円もかかるとなると費用対効果を問う必要が生じてくる。</p> <p>お天気情報コーナーでは利用者に対して、一般的な気象情報のインターネットでの探し方や見かたを伝え日常に役立ててもらい、命を守る行動をとる一助にしてもらうことを考えるべきではないか。</p> <p>サイエンスショーや展示物の中に、気象予報士の国家資格が必要なものがどれだけの割合を占めているか検証を行うべきである。</p> <p>江波山気象館の位置づけ・役割・気象に関する対応の範囲等を決め、民間の有効なデータ使用により、小さな費用で大きな効果を生む仕組み作りを進め、経費削減を図るべきである。</p> | <p>江波山気象館（以下「気象館」という。）は、気象学を専門に取り扱う自然科学系博物館であるため、博物館法等の規定に基づき、教育的配慮の下に気象に関する資料の収集・保管、調査研究、展示、教育普及活動を行うことに加えて、広島市江波山気象館条例に基づき、気象に関する市民の興味と関心を高めるとともに、気象に対する理解を深めるための場を提供することを役割としている。とりわけ、近年は防災・減災の観点からも、気象予報に関する質問・相談が多く寄せられており、こうしたニーズに責任を持って対応するため、気象予報士の配置等は不可欠である。また、お天気相談のうち専門的な知識を必要とする気象情報や天気予報に関する相談は、約8割を占めている状況である。</p> <p>なお、このような気象予報業務を含めた常設展示に関する団体利用客対象のアンケートにおいて、過去10年間における「満足」との回答は100%となっている。</p> <p>こうしたことから、気象館の役割を果たすため、引き続き気象予報支援業務を実施していく必要がある。</p> <p>また、小さな費用で大きな効果を生む仕組み作りを進めるため、これまでも業務内容の見直しにより経費の削減に努めてきたところであるが、監査の意見を踏まえ、令和4年4月には、気象予報支援業務に活用している気象観測機器等の借上業務において必要な機器・環境をクラウド化することにより、資料の収集・保存機能の強化を行うとともに、経費の削減を図った。</p> |

令和4年度包括外部監査の意見に対する対応結果の公表

（環境局）

1 監査意見公表年月日

令和5年2月2日（広島市監査公表第3号）

- 2 包括外部監査人  
松本 京子
- 3 監査意見に対する対応結果通知年月日  
令和 6 年 3 月 1 1 日（広施第 1 2 号）
- 4 監査のテーマ  
財産に関する事務の執行及び管理について
- 5 監査の意見及び対応の内容

(1) 解体等に向けた対応について（旧佐伯工場）  
（所管課：環境局施設部施設課）

| 監 査 の 意 見                                                                                                                                                                                                                                                                      | 対 応 の 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>本物件は今後の利用計画もなく、当該建物の再利用は困難であるにもかかわらず、用途廃止後 10 年近く未利用のまま経過していることは、広島市財産規則第 16 条第 1 号において求められている「公有財産の使用目的及び使用状況が適当である」とは認められないため、有効利用計画の立案や売却するなど何らかの対応をすることが望まれる。</p> <p>なお、所管課においても建物や煙突の解体が望ましいと考えていること、平成 24 年より地元から建物の解体要望があることから、本物件を解体するために予算措置を含め早期に解体することが望まれる。</p> | <p>旧佐伯工場は、市街化調整区域に立地し、幹線道路からのアクセスも良くないことに加え、建物等の解体については、旧清掃工場であるという特殊性からダイオキシン類の飛散対策や土壌汚染対策等に多額の費用を要する。</p> <p>このため、少なくとも建物等が残存する現状での売却又は有効利用は困難であることから、建物等については、解体・撤去する方針とし、跡地利用を伴わない廃棄物処理施設の解体の場合でも、国の交付金が受けられるよう、他の政令指定都市と連携して、国（環境省）に対する要望を継続して行うとともに、当面は引き続き、劣化の進み具合を確認しつつ、施設の状況に応じて適切な維持管理に努めていくこととする。</p> |

(2) 売却促進に向けた対応について（旧佐伯工場）  
（所管課：環境局施設部施設課）

| 監 査 の 意 見                                                                                                                                          | 対 応 の 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>所管課において、今後の利用計画や売却について具体的に何も検討されていない。このことは、「広島市行政経営改革推進プラン」の「未利用地等の売却や市有財産の有効活用の促進」に沿っているとはいえ、財産処分の検討・活用が図られていないため、早期に売却等や有効利用を促進することが望まれる。</p> | <p>旧佐伯工場は、市街化調整区域に立地し、幹線道路からのアクセスも良くないことに加え、建物等の解体については、旧清掃工場であるという特殊性からダイオキシン類の飛散対策や土壌汚染対策等に多額の費用を要する。</p> <p>このため、少なくとも建物等が残存する現状での売却又は有効利用は困難であることから、建物等については、解体・撤去する方針とし、跡地利用を伴わない廃棄物処理施設の解体の場合でも、国の交付金が受けられるよう、他の政令指定都市と連携して、国（環境省）に対する要望を継続して行うとともに、当面は引き続き、劣化の進み具合を確認しつつ、施設の状況に応じて適切な維持管理に努めていくこととする。</p> |

(3) 維持管理費用が発生していることについて（旧佐伯工場）  
（所管課：環境局施設部施設課）

| 監 査 の 意 見                                                                                                                      | 対 応 の 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>本物件は長期未利用地であるが、除草等の費用など維持管理費用が発生していることから、広島市財産規則第 16 条第 1 号において求められている公有財産の使用目的及び使用状況が適当であるとは認められないため、売却等による早期の対応が望まれる。</p> | <p>旧佐伯工場は、市街化調整区域に立地し、幹線道路からのアクセスも良くないことに加え、建物等の解体については、旧清掃工場であるという特殊性からダイオキシン類の飛散対策や土壌汚染対策等に多額の費用を要する。</p> <p>このため、少なくとも建物等が残存する現状での売却又は有効利用は困難であることから、建物等については、解体・撤去する方針とし、跡地利用を伴わない廃棄物処理施設の解体の場合でも、国の交付金が受けられるよう、他の政令指定都市と連携して、国（環境省）に対する要望を継続して行うとともに、当面は引き続き、劣化の進み具合を確認しつつ、施設の状況に応じて適切な維持管理に努めていくこととする。</p> |

|                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (4) 売却促進に向けた対応について（旧佐伯暫定処理場）<br>（所管課：環境局施設部施設課）                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 監 査 の 意 見                                                                                                                                                     | 対 応 の 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 本物件は今後の利用計画がなく、当該建物の再利用は困難であるにもかかわらず、用途廃止後25年近く未利用のまま経過していることは、広島市財産規則第16条第1号において求められている「公有財産の使用目的及び使用状況が適当である」とは認められないため、有効利用計画の立案や売却するなど何らかの対応をすることが望まれる。   | 旧佐伯暫定処理場の敷地は、市街化調整区域であるとともに、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定されていることに加え、幹線道路からのアクセスも良くない。また、建物の解体については、旧し尿処理場であるという特殊性から土壌汚染対策等に多額の費用を要する。<br>このため、少なくとも建物が残存する現状での売却又は有効利用は困難であることから、建物については、解体・撤去する方針とし、跡地利用を伴わない廃棄物処理施設の解体の場合でも、国の交付金が受けられるよう、他の政令指定都市と連携して、国（環境省）に対する要望を継続して行うとともに、当面は引き続き、劣化の進み具合を確認しつつ、施設の状況に応じて適切な維持管理に努めていくこととする。 |
| (5) 維持管理費用が発生していることについて（旧佐伯暫定処理場）<br>（所管課：環境局施設部施設課）                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 監 査 の 意 見                                                                                                                                                     | 対 応 の 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 本物件は長期未利用地であるが、除草等の費用など維持管理費用が発生していることから、広島市財産規則第16条第1号において求められている公有財産の使用目的及び使用状況が適当であるとは認められないため、売却等による早期の対応が望まれる。                                           | 旧佐伯暫定処理場の敷地は、市街化調整区域であるとともに、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定されていることに加え、幹線道路からのアクセスも良くない。また、建物の解体については、旧し尿処理場であるという特殊性から土壌汚染対策等に多額の費用を要する。<br>このため、少なくとも建物が残存する現状での売却又は有効利用は困難であることから、建物については、解体・撤去する方針とし、跡地利用を伴わない廃棄物処理施設の解体の場合でも、国の交付金が受けられるよう、他の政令指定都市と連携して、国（環境省）に対する要望を継続して行うとともに、当面は引き続き、劣化の進み具合を確認しつつ、施設の状況に応じて適切な維持管理に努めていくこととする。 |
| (6) 長期的に未決定である処分等の方針について（新出島処理場）<br>（所管課：環境局施設部施設課）                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 監 査 の 意 見                                                                                                                                                     | 対 応 の 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 新出島処理場は、し尿処理及び浄化槽汚泥処理を行う施設として地元住民の理解の下、稼働し、平成23年3月にその役目を果たし、平成24年3月に用途廃止されている。その後、土壌調査を実施し、処分方法を検討されているもののいまだに処分方法が決定されていない。方針決定し、地元との協議や予算要求など適宜実施することが望ましい。 | 新出島処理場については、平成27年8月に建物付き土地売却の方針を決定し、令和元年度までに残置されていた産業廃棄物の処分を行っている。今後、売却条件について検討を行った上で、売却手続を行う予定である。                                                                                                                                                                                                                            |
| (7) 長期的に公園として整備されていない公園予定地について（光南地区公園予定地）<br>（所管課：環境局施設部施設課）                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 監 査 の 意 見                                                                                                                                                     | 対 応 の 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 平成14年12月に、広島南道路整備事業のため公園機能を失う道路北側の公園機能回復のために取得された土地である。しかしながら、約20年間、公園として整備されていない状況は好ましいとはいえない。公園として整備する意思があるのであれば早期に予算を確保し整備することが望ましい。                       | 光南地区公園予定地の公園整備については、中工場建設に係る地域環境整備事業の一つとして実施することとしているが、同事業には本件公園整備の他にも多くの事業があるため、各事業の実施時期を調整しながら順次進めているところである。本件公園整備については、令和6年度に完了見込みの中工場駐車場の整備後に実施することとしており、令和7年度以降に着手する予定である。                                                                                                                                                |
| (8) 所属替えについて（光南地区公園予定地）<br>（所管課：環境局施設部施設課）                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |

| 監 査 の 意 見                                                                                                                 | 対 応 の 内 容                                                                                                                                                                           |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>当該市有地は、公園予定地として取得されている。さらに、平成 2 6 年 2 月以降スポーツ広場として開放されており、公園機能を一部果たしている。そのため、公園を整備する都市整備局緑化推進部公園整備課に所属替えすることが望ましい。</p> | <p>光南地区公園予定地の公園整備については、中工場建設に係る地域環境整備事業の一つとして実施することとしているが、同事業には本件公園整備の他にも多くの事業があるため、各事業の実施時期を調整しながら順次進めているところである。光南地区公園予定地は、令和 7 年度以降に公園整備に着手する時点で都市整備局緑化推進部公園整備課へ所属替えを行う予定である。</p> |

(9) 行政財産の用途廃止又は所属替えについて (リサイクル施設用地)  
(所管課：環境局施設部施設課)

| 監 査 の 意 見                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 対 応 の 内 容                                                                                                                                                                                                                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>本物件は、一の資産として公有財産台帳上行政財産として管理しているが、平地と山林・法面等は、使用用途が違うこと、東端平地と西端平地とは道路でつながっているものの平地部分は離れており、一体的な施設等を建設することは難しく、現在、錠付きフェンスで区切られていることから、それぞれを公有財産台帳上区分して管理し、西端平地の更地及び山林・法面等は、公用に供していないため、普通財産とすることが望ましい。</p> <p>なお、東端平地は、北部資源選別センターの敷地として利用しているが、土地の所管課は環境局施設部施設課となっている。しかしながら、稼働中の施設である北部資源選別センターの所管課が環境局業務部業務第一課であることから、その敷地である東端平地の所管課も環境局業務部業務第一課に所属替えすることが望ましい。</p> | <p>リサイクル施設用地は、リサイクル関連施設を一体的に整備するために取得したものである。</p> <p>本物件について、西端平地の更地及び山林・法面等の普通財産への分類替え並びに東端平地の業務第一課への所属替えを行うためには、改めて境界確認及び測量が必要となるが、それらを行うためには相当の費用が必要となる。よって、暫定的な現状での分類替え等は行わず、新たな施設の整備方針や具体的な建設計画が定まった段階で、所要の対応を行うこととする。</p> |

(10) 未利用地の有効活用等の検討について (リサイクル施設用地)  
(所管課：環境局施設部施設課)

| 監 査 の 意 見                                                                                                | 対 応 の 内 容                                                                  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| <p>西端平地は、長期間にわたり未利用であり、広島市財産規則第 1 6 条第 1 号において求められている公有財産の使用目的及び使用状況が適当であるとは認められないため、早期に何らかの対応が望まれる。</p> | <p>長期間にわたり未利用となっている西端平地については、整備方針等が定まるまでの間、目的外使用許可等により有効活用を図っていくこととする。</p> |

令和 4 年度包括外部監査の意見に対する対応結果の公表  
(安佐北区役所)

- 1 監査意見公表年月日  
令和 5 年 2 月 2 日 (広島市監査公表第 3 号)
- 2 包括外部監査人  
松本 京子
- 3 監査意見に対する対応結果通知年月日  
令和 6 年 3 月 1 5 日 (広佐建第 9 0 号)
- 4 監査のテーマ  
財産に関する事務の執行及び管理について
- 5 監査の意見及び対応の内容

固定資産台帳上の普通財産・行政財産の適正な表示について (元安佐鈴張住宅敷地)  
(所管課：安佐北区役所農林建設部建築課)

| 監 査 の 意 見                                                                                                                                                                                                                                              | 対 応 の 内 容                                                                                                                                                                                  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>広島市財産規則第 2 2 条によると、「課長は、その所管に属する公有財産について、その年の 3 月 3 1 日における現在高を毎年 4 月 3 0 日までに管財課長に通知するものとする。」とある。土地台帳によると「元安佐鈴張住宅敷地」は、平成 2 6 年 6 月 3 0 日に用途廃止により普通財産となっているが、令和 2 年度の固定資産台帳 (令和 3 年 3 月 3 1 日現在) では、行政財産と表示される。管財課長に適正な通知を行い、正しい表示を実施することが望ましい。</p> | <p>元安佐鈴張住宅敷地については、用途廃止に伴う管財課長への通知を失念していたことから、令和 4 年 3 月に固定資産台帳の修正を依頼していたが、監査実施時はまだ修正内容が反映されていなかったものであり、現在は正しく表示されている。</p> <p>監査の意見を受け、固定資産台帳上に財産状態を適正に表示するよう、複数人チェック等による事務処理漏れの防止を図った。</p> |



令和4年度包括外部監査の意見に対する対応結果の公表

(佐伯区役所)

- 1 監査意見公表年月日  
令和5年2月2日(広島市監査公表第3号)
- 2 包括外部監査人  
松本 京子
- 3 監査意見に対する対応結果通知年月日  
令和6年3月4日(広伯農第707号)及び同年2月13日(広伯整第821号)
- 4 監査のテーマ  
財産に関する事務の執行及び管理について
- 5 監査の意見及び対応の内容

|                                                                                                           |                                           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| (1) 固定資産台帳の二重計上について(薪加工場(薪加工棟))<br>(所管課:佐伯区役所農林建設部農林課)                                                    |                                           |
| 監 査 の 意 見                                                                                                 | 対 応 の 内 容                                 |
| 以下の土地について、固定資産台帳に二重計上されている。固定資産台帳に適切に記載することが望ましい。<br>ア 佐伯区湯来町大字麦谷1499 2,153㎡<br>イ 佐伯区湯来町大字麦谷1443-1 1,490㎡ | 監査の実施を受け、当該土地について、令和4年10月に固定資産台帳の記載を修正した。 |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                      |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (2) 把握していない収支の報告義務について(薪加工場(薪加工棟))<br>(所管課:佐伯区役所農林建設部農林課)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                      |
| 監 査 の 意 見                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 対 応 の 内 容                                                                                                            |
| 広島市では、佐伯区湯来町において、地域内での新たな雇用、森林資源の有効活用及び公共施設の運営経費の削減等を図ることを目的として、森林内に放置された未利用材等を薪に加工し、温浴施設の薪ボイラーの燃料として活用する取組(小さな循環モデル)を推進している。その核となるのが薪加工場である。当薪加工場は、地元団体と管理協定を締結し、小さな循環の構築に取り組んでいる。これらの目的を達成するためには、核となる薪加工場の事業が継続的かつ安定的に営業される必要がある。そのためには、ヒト・モノ・カネなどの経営資源が重要となるが、広島市は薪加工場の事業の収支を把握していない状況であった。小さな循環モデルとして成功させるには、収支の把握は必須である。<br>また、令和元年10月1日から令和4年3月31日までの約3年間を目安に地元団体と管理協定を締結し、試行的に薪生産に取り組み、その後地元団体の運営状況を踏まえて、薪加工場の取扱いについて判断するものとされていたにもかかわらず、収支を把握していなければその運営状況を踏まえることができず、適切な判断及び意思決定は困難である。<br>そのため、管理協定内で収支報告を義務付けるなどし、薪加工場の収支を把握することが望ましい。 | 監査の実施を受け、未確認となっていた令和2年度から同4年度までの収支について地元団体に報告を求め、収支の確認を行った。<br>また、監査の意見を受け、地元団体と協議の上、収支報告を義務付けた管理協定を令和5年4月1日付けで締結した。 |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (3) 未設定である目標や計画について(薪加工場(薪加工棟))<br>(所管課:佐伯区役所農林建設部農林課)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 監 査 の 意 見                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 対 応 の 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 地元団体との管理協定で、管理物件の保全義務を課し活動内容を定めている。管理物件の日常的な管理(除草、清掃、施設の点検等)を保全義務とし、活動内容は以下の4項目を求めている。<br>ア 未利用材の受入、集積、乾燥及び薪生産<br>イ 林業の振興に関する活動<br>ウ 木材の利活用に関する普及啓発<br>エ 活動内容等に関する地域住民への周知<br>上述したとおり、地域内での新たな雇用、森林資源の有効活用及び公共施設の運営経費の削減等を図ることを目的としており、この小さな循環モデルがうまく回るためには、目標設定及びその管理が重要である。現在、これらの活動内容について目標の設定や計画の作成は設定されていない。特にア 未利用材の受入、集積、乾燥及び薪生産については、当該事業の売上に直結するため、目標管理は重要である。その他も活動回数を目標値としたり、具体的な方法を事前に計画することもできる。次に、地域内での新たな雇用を目標に掲げているならば、活動内容に、若手世代の雇用や育成を盛り込むなどすることが望ましい。 | 監査の意見を受け、地元団体と協議の上、令和5年度における薪生産の目標値を600㎡とし、令和5年4月1日付けの管理協定書に明記した。<br>令和6年度以降においても、薪加工場の収支、生産状況及び地域の実情等を確認しながら適切に目標設定を行い、森林資源の有効活用等の実現に努めていくこととする。<br>また、管理協定に定めるその他の活動内容である林業の振興に関する活動、木材の利活用に関する普及啓発及び活動内容等に関する地域住民への周知については、当初から地元団体が公民館等へのチラシの設置や地域のイベントにおける薪割り体験等の活動を実施しており、引き続きそれらの適切な実施を求めるとともに、活動状況を毎月確認することとした。<br>なお、若手世代の雇用や育成については地域の実情を踏まえ、必要に応じて地元団体へ協力を仰ぐこととしている。 |



| (4) 所属替えのための減少手続（年度またぎ）について（J R 可部線廃線敷）<br>（所管課：佐伯区役所農林建設部地域整備課）                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                   |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監 査 の 意 見                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 対 応 の 内 容                                                                                                                                                                         |
| <p>広島市財産規則第 2 2 条によると、「課長は、その所管に属する公有財産について、その年の 3 月 3 1 日における現在高を毎年 4 月 3 0 日までに管財課長に通知するものとする。」とある。すなわち、公有財産に異動があった場合には、速やかな報告義務を課している。</p> <p>本物件の佐伯 5 区 1 8 2 号線については、道路整備事業を行い、令和元年度に工事が完了し、令和 2 年度当初に区域を決定し供用を開始し道路認定を受けている。しかしながら、土地台帳上から所属替えのための減少の手続の実施日は、令和 4 年 7 月 1 3 日となっている。年度をまたぐことなく速やかに報告し、年度末現在の適正な財産状態の表示や把握を行うことが望ましい。</p> | <p>道路整備を行った際は、区域決定・供用開始等の道路法に基づく手続の完了後に、速やかに土地台帳から整備面積分を減ずる事務処理を行う必要があるが、本件においては、失念により当該事務処理が遅延したものである。</p> <p>監査の実施を受けて、土地台帳上に年度末現在の財産状態を適正に表示するよう、複数人チェック等による事務処理漏れの防止を図った。</p> |

| (5) 固定資産台帳上の適正な表示（年度またぎ）について（事業用代替地（海老園二丁目））<br>（所管課：佐伯区役所農林建設部地域整備課）                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監 査 の 意 見                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 対 応 の 内 容                                                                                                                                                                                      |
| <p>広島市財産規則第 2 2 条によると、「課長は、その所管に属する公有財産について、その年の 3 月 3 1 日における現在高を毎年 4 月 3 0 日までに管財課長に通知するものとする。」とある。令和 2 年 5 月付で設置公示、令和 2 年 1 1 月に佐伯区農林建設部維持管理課に所属替え及び用途変更を実施しているにもかかわらず、令和 2 年度の固定資産台帳（令和 3 年 3 月 3 1 日現在）では、本物件は、事業用代替地（海老園二丁目）、普通財産、佐伯区農林建設部地域整備課の所属となっている。年度をまたぐことなく速やかに報告し、固定資産台帳上も正しい表示を行うことが望ましい。</p> | <p>本件は、事業用代替地（海老園二丁目）を街区公園として整備し、所属替え及び用途変更を実施したが、固定資産台帳の変更に係る事務処理を失念していたものであり、監査の実施を受けて、令和 4 年 1 0 月に財政局管財課に依頼し、固定資産台帳の変更を行った。</p> <p>また、固定資産台帳上に財産状態を適正に表示するよう、複数人チェック等による事務処理漏れの防止を図った。</p> |

令和 3 年度包括外部監査の結果に基づいて講じた措置等の公表  
（水道局）

- 1 監査結果及び監査意見公表年月日  
令和 4 年 1 月 2 7 日（広島市監査公表第 2 号）
- 2 包括外部監査人  
中川 和之
- 3 監査結果に基づいて講じた措置及び監査意見に対する対応結果通知年月日  
令和 6 年 3 月 1 1 日（広水財第 1 1 8 号及び第 1 1 9 号）
- 4 監査のテーマ  
水道事業に関する経営管理について
- 5 監査の結果（指摘事項）及び措置の内容

| (1) 長期間計上されている建設仮勘定の評価について<br>（所管課 水道局財務課、技術部調整課）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監 査 の 結 果                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 措 置 の 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| <p>現状（会計処理、問題点）<br/>開発が中止された工事に関する建設仮勘定について、除却又は減損処理が実施されず、建設仮勘定に計上されたままである。</p> <p>監査人の指摘<br/>固定資産の減損に係る会計基準の適用指針において、建設仮勘定の減損の兆候として、計画の中止又は大幅な延期が決定されたことや当初の計画に比べ著しく滞っていることが例示されている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>（固定資産の減損に係る会計基準の適用指針）<br/>（減損の兆候）<br/>使用範囲又は方法について回収可能価額を著しく低下させる変化がある場合<br/>1 3. 資産又は資産グループが使用されている範囲又は方法について、例えば、以下のような当該資産又は資産グループの回収可能価額を著しく低下させる変化が生じたか、又は、生ずる見込みである場合には、減損の兆候となる（減損会計基準 二 1. ②及び注解（注 2）参照）。</p> <p>(7) 建設仮勘定に係る建設について、計画の中止又は大幅な延期が決定されたことや当初の計画に比べ著しく滞っていること。</p> </div> <p>令和 2 年度末時点における建設仮勘定残高の工事別内訳表を入手し、工事番号が古く、建設仮勘定に長期間計上されている工事について、関連資料の閲覧、担当者への質問といった手続を実施し、これらの資産性の有無を検証した。</p> | <p>建設仮勘定については、毎年度決算整理の中で取得予定時期等の確認を行っている。久地配水施設関連工事の建設仮勘定についても、工業団地の開発計画が中止されていることは確認していたが、周辺地区への将来的な給水要望を考慮して建設仮勘定に計上していたものである。</p> <p>監査の結果を受けて、当該工業団地の開発計画について再開の見込みがないこと、また、周辺地区からの給水要望もないことを改めて確認し、これに係る建設仮勘定について令和 3 年度決算において除却処理を行った。</p> <p>長期にわたり建設仮勘定に計上している資産については、引き続き、毎年度決算整理において、その資産性を十分に検討する。</p> |

上記手続を実施した結果、久地配水施設関連工事は、既に開発自体が中止されているにもかかわらず、除却又は減損処理が行われず、建設仮勘定に計上されているままであった。

固定資産の減損に係る会計基準の適用指針13項(7)に規定されているように「建設仮勘定に係る建設について、計画の中止又は大幅な延期が決定されたことや当初の計画に比べ著しく滞っていること」は、当該資産の回収可能価額を著しく低下させる変化が生じたことに該当し、減損の兆候があると判定することになる。

減損の兆候があると判定された場合には、減損損失の認識の必要があるか検討するが、具体的には、建設仮勘定から生み出される割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較し、帳簿価額が上回っている場合には減損損失を認識する必要があると判定される。この点、当該工事については開発自体がなくなっており事業に供される予定がないこと及び外部への売却が想定されるものでもないことから、建設仮勘定の帳簿価額が建設仮勘定から生み出される割引前将来キャッシュ・フローを上回ることから、減損損失を認識する必要があると判定される。

減損損失を認識する必要があると判定された場合には、減損損失を測定する必要がある。建設仮勘定の帳簿価額を回収可能価額まで減額する必要がある。ここで回収可能価額とは、使用価値（資産の継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値）と正味売却可能価額のいずれか高い金額を採用することになるが、上述のとおり、当該工事については事業に供される予定がないことから使用価値はゼロであり、売却が想定されるものでもないため正味売却価額もゼロとなると考えられる。

したがって、久地配水施設関連工事に係る建設仮勘定については、その全額について減損処理または除却処理を実施する必要がある。

また、毎年度決算において、長期にわたり建設仮勘定に計上されている工事については、依然として将来事業に供されることが見込まれているか、開発自体が中止されていないか等、その資産性を十分に検討する必要がある。

(2) 固定資産の工事間接費の配賦について  
(所管課 水道局財務課、技術部調整課)

| 監査の結果                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 措置の内容                                                                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| <p>現状(会計処理、問題点)</p> <p>部門ごとに発生した間接費について、広島市水道局固定資産規程第39条に従い、間接費の合計額を固定資産の価額に応じてシステム上で一律に按分している。</p> <p>(広島市水道局固定資産規程)</p> <p>第3節 工事勘定<br/>(工事勘定)</p> <p>第35条 固定資産の建設工事を行なう場合において、固定資産として整理するときまでに要した経費(以下「工事経費」という。)は、工事勘定で計算整理しなければならない。</p> <p>(工事経費)</p> <p>第36条 工事経費は、直接費及び間接費とする。</p> <p>2 直接費とは、地質調査工事等の工事関連費及び労務費、材料費、工事請負費等の直接工事費をいう。</p> <p>3 間接費とは、工事の施行に要した給料、手当、法定福利費その他諸費をいう。</p> <p>(工事精算報告)</p> <p>第37条 各課長は、建設工事が完成したときは、速やかに直接費の精算を行い、工事精算報告書を作成し、財務課長に提出しなければならない。</p> <p>(直接費の振替)</p> <p>第38条 財務課長は、前条の工事精算報告書に基づき、当該工事に、工事関連費があるものについては、工事関連費を直接工事費に配賦し、工事関連費がないものについては、直接工事費を、固定資産の当該科目に振り替えるなければならない。</p> <p>(間接費の振替)</p> <p>第39条 財務課長は、建設工事のうち別に定める工事の間接費については、毎事業年度末、前条の規定による振替後の固定資産の価額に応じて配賦し、固定資産の当該科目に振り替えるなければならない。</p> | <p>監査の結果を受けて、より合理的な取得価額とするため、令和4年度決算から土地の購入代価には間接費を配賦しないよう運用を見直した。</p> |
| <p>監査人の指摘</p> <p>間接費の合計額を按分する際に用いる固定資産には、工事費、設計料に加えて土地の購入代価が含まれている。土地の取得価額には、土地の購入代価及び土地の購入のために要した費用を含めるべきであるが、システムで一律に間接費を土地にも配賦する運用となっていることから、土地の購入とは直接的に関係のない費用が土地の取得価額に含まれる結果となっている。</p> <p>この点、広島市水道局の見解として、用地取得交渉等にも相応の事務コストが</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                        |

生じていることから、間接費を固定資産の価額に応じて配賦し、土地の取得価額に含めることに一定の合理性がある、とのことであった。  
 しかしながら、土地は非償却資産であり、除売却や減損処理を除き、原則として減価償却を通じて費用配分されないことから、現在の配賦方法を見直す必要がある。

(3) たな卸資産の評価基準について  
 (所管課 水道局財務課)

| 監 査 の 結 果                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 措 置 の 内 容                                                                                                                                                                  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>現状 (会計処理、問題点)<br/>                     たな卸資産の評価基準として原価法が採用されている。広島市水道局では、地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針の規定を根拠に低価法を採用していないとのことである。<br/>                     千田町の資材管理所を往査し、貯蔵品の管理状況について現場視察及びヒアリングを行った。貯蔵品は整然と保管されており、管理状況は良好であったが、保存が長期間に及んでいる物品が見受けられた。</p> <p>監査人の指摘<br/>                     たな卸資産の評価については、地方公営企業法施行規則に以下のように規定されている。<br/>                     「第 8 条 資産については、この省令に別段の定めがある場合を除き、その取得原価又は出資した金額をもって帳簿価額としなければならない。<br/>                     3 次の各号に掲げる資産については、事業年度の末日において、帳簿価額として当該各号に定める価格を付さなければならない。<br/>                     三 たな卸資産であつて、事業年度の末日における時価がその時の帳簿価額より低いもの (重要性の乏しいものを除く。) 事業年度の末日における時価」<br/>                     また、地方公営企業法施行規則の規定について、地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針には以下のような規定がある。<br/>                     第 4 章 資産に関する事項 第 1 節 資産の評価 第 4 たな卸資産の評価<br/>                     3 「たな卸資産であつて、事業年度の末日における時価がその時の帳簿価額より低いもの (重要性の乏しいものを除く。) は、事業年度の末日における時価を帳簿価額として付さなければならない、低価法が義務付けられている (規則第 8 条第 3 項第 3 号)。」<br/>                     4 「規則第 8 条第 3 項第 3 号の「重要陸の乏しいもの」とは、たな卸資産のうち、事業用の部品や消耗品等の販売活動及び一般管理活動において短期間に消費されるべきものをいい、こうしたたな卸資産の評価は、低価法によらないことができる。」<br/>                     広島市水道局では、上記指針を根拠に低価法を採用していないとのことであるが、指針が低価法の対象外とすることを認容しているのは、短期間に消費されるものに限定されている。<br/>                     保存期間が長期に及んでいる貯蔵品については、一定の回転期間を超える場合、定期的に帳簿価額を切り下げる方法を採用するなどたな卸資産の評価基準の検討が求められる。<br/>                     また、材料の品質や性能に問題があるわけではなく、工事の施工の容易さから新型の材料を使用しているケースもあるとのことであった。会計上の評価の話とは別に局内で調整を図り、滞在在庫を減少させるよう優先的に使用する材料を決定するような仕組みが必要と考える。</p> | <p>監査の結果を受けて、令和 4 年度から、購入後 3 年を経過した貯蔵品を長期未使用材料として整理し、庁内 LAN を活用して局内で情報共有を図り、優先的な使用を促すこととした。<br/>                     また、局内で調整を図った上でなお使用が見込まれない場合には、帳簿価額の全額を切り下げることにした。</p> |

(4) 貯蔵品の移動平均単価について  
 (所管課 水道局財務課)

| 監 査 の 結 果                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 措 置 の 内 容                                                                        |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| <p>現状 (会計処理、問題点)<br/>                     広島市水道局会計規程第 7 4 条「貯蔵品の払出価額は、個別法によるもののほか、移動平均法によるものとする。」と規定しており、主に移動平均法により払出価額を算定している。<br/>                     ここで移動平均法とは、たな卸資産を異なる単価で購入した場合、これらを区別することなく、数量及び価額を前の残高に加え、平均して新単価を算出し、これをその後の払出単価とし、以下同様の方法を継続して整理する方法をいう (地方公営企業法施行規則第 1 条 1 2 号)。<br/>                     移動平均法による払出価額の算出は貯蔵品システムを利用して行っているが、移動平均単価の計算はシステムの夜間処理で実施されており、当日の入庫取引が反映されるのは翌日の朝になっている。そのため、入庫後、同日に出庫が行われた場合に入庫取引が反映されず、前日の移動平均単価を使用している。</p> <p>詳細情報<br/>                     以下の表は、貯蔵品システムから出力した入出庫明細データを包括外部監査人</p> | <p>監査の結果を受けて、貯蔵品の移動平均単価について、リアルタイムの払出単価が適用できるよう、令和 6 年度に財務会計システムの改修を行うこととした。</p> |

が加工して作成した、品目コード1038005590の単価データである。

| 入出庫区分<br>名称 | 伝票日付     | 入出庫<br>単価<br>(円) | 入出<br>庫数 | 入出庫<br>金額<br>(千円) | 在庫<br>単価<br>(円) | 在庫数 | 在庫<br>金額<br>(千円) |
|-------------|----------|------------------|----------|-------------------|-----------------|-----|------------------|
| 入庫          | 20200616 | 213,860          | 3        | 641               | 206,092         | 12  | 2,473            |
| 入庫          | 20200626 | 211,670          | 96       | 20,320            | 211,050         | 108 | 22,793           |
| 支給材出庫       | 20200626 | 206,092          | 96       | 19,784            | 250,717         | 12  | 3,008            |

6月16日に在庫数12個、単価206,091.92円の貯蔵品について、6月26日に96個入庫後に同数を出庫している。本来は、入庫後の移動平均単価である211,050.21円を払出単価とすべきだが、前日までの単価である206,091.92円により払出金額を算定している。結果として、6月26日の取引後の在庫単価は250,716.58円となっており、本来のあるべき単価211,050.21円を大きく上回る単価で評価されている。

監査人の指摘

企業会計基準第9号棚卸資産の評価に関する会計基準6-2において、「棚卸資産については、原則として購入代価又は製造原価に引取費用等の付随費用を加算して取得原価とし、次の評価方法の中から選択した方法を適用して売上原価等の払出原価と期末棚卸資産の価額を算定するものとする。」と規定されている。いずれの評価方法を選択するとしても、取得原価を基に払出単価と期末単価を算定することとなっている。

現状の広島市水道局の計算では、上記の例のように取得原価をベースに算定した在庫単価を大きく上回る在庫単価が付されている。貯蔵品の払出価額が移動平均法により算定される場合は、移動平均単価はリアルタイムの払出単価が適用されるべきである。特に単価変動の影響を強く受ける貯蔵品は払出単価による損益の影響が大きいため、適切な払出単価での会計処理を行う必要がある。

6 監査の意見及び対応の内容

退職手当の負担について  
(所管課：水道局人事課)

| 監 査 の 意 見                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 対 応 の 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>現状（会計処理、問題点）<br/>退職手当に係る一般会計等との負担区分の考え方を文書化したものはないが、退職時に所属する会計が退職手当を全額負担する運用となっている。</p> <p>監査人の意見<br/>広島市水道局では、退職給付引当金について簡便法により年度末における自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当（期末自己都合要支給額）により計上している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(広島市水道局会計規程)<br/>第5章の2 引当金<br/>(引当金の計上)<br/>第90条の2 引当金は、次に掲げるものを計上する。<br/>(1) 退職給付引当金<br/>(2) 賞与引当金<br/>(3) 貸倒引当金<br/>(4) その他引当金の要件を満たすもの<br/>2 前項第1号に掲げる退職給付引当金の計上は、簡便法によるものとする。<br/>3 第1項第2号から第4号までに掲げる引当金の計上方法は、管理者が別に定める。</p> </div> <p>ここで、退職手当に係る一般会計等との負担区分の考え方について、文書化したものはないが、退職時に所属する会計が退職手当を全額負担する運用となっている。例えば、水道局以外の他部局へ異動したことがある者が、水道局で退職した場合、他部局で在籍した期間も含めて水道局が全額の支払いを行い、逆に水道局以外で退職した場合、当該他部局にて退職金を負担することとなる。</p> <p>「地方公営企業会計制度の見直しについて」（平成25年12月総務省）によれば、退職給付引当金の計上に係る基本方針として、一般会計と地方公営企業会計の負担区分を明確にした上で、地方公営企業会計負担職員について引当てを義務付けるとしている。</p> <p>また「地方公営企業法施行規則」においても、以下のとおり規定されている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(地方公営企業法施行規則)<br/>(負債の評価)<br/>第十二条<br/>2 次の各号に掲げる負債については、事業年度の末日において適正な価格を</p> </div> | <p>監査の意見を受けて、会計間を異動した職員の退職手当の負担関係について検討した。</p> <p>まず、各会計の在職期間等に応じて退職手当を分担する場合の負担額と現行の負担額を比較した結果、ほとんど差異が認められない一方で、これにより、毎年度の退職手当の支給や退職給付引当金の算定に係る事務が煩雑となり事務負担が増加することとなる。</p> <p>また、在職期間等に応じた分担を行うことが基本としても、異動の実態によっては例外的に分担を行わないこともあると解されているところ、本市では、市長事務部局と水道局の間で、毎年度、一定数の双方向の人事異動を行っているという実態がある。</p> <p>これらを踏まえ、市長事務部局と協議した結果、職員が退職時に所属する会計が退職手当を全額負担する現行の運用を継続することとし、これを文書により明確化した。</p> |



付さなければならない。  
 一 退職給付引当金（企業職員に支給する退職手当に係る事業年度の末日において繰り入れるべき引当金をいい、当該地方公営企業において負担すべきものに限る。）のほか、第二十二条の規定により計上すべき引当金

地方公営企業は独立採算制が原則とされており、水道料金の算定基礎となる水道事業会計において、他会計で負担すべき退職給付引当金を計上することは適切ではないと考えられることから、職員の退職手当について、在職期間等を基準に関係者間で負担する方法を採用するなど、負担関係を見直す必要がないかを協議・検討することが望ましい。

平成 3 1 年度包括外部監査の意見に対する対応結果の公表  
 （教育委員会）

- 1 監査意見公表年月日  
令和 2 年 2 月 6 日（広島市監査公表第 3 号）
- 2 包括外部監査人  
大濱 香織
- 3 監査意見に対する対応結果通知年月日  
令和 6 年 2 月 2 2 日（広市教青育第 1 6 0 号）
- 4 監査のテーマ  
広島市が出資している法人の「ヒト・モノ・カネ」に関する財務事務の執行について
- 5 監査の意見及び対応の内容

広島市三滝少年自然の家・広島市グリーンスポーツセンター（指定管理）  
 （バンガローテントの廃止の検討について）  
 （所管課：教育委員会事務局青少年育成部育成課）

| 監 査 の 意 見                                                                                                                                                                                                              | 対 応 の 内 容                                                                                                                                                                        |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>バンガローテントは老朽化が進んでいるが、建替えを行うには高額な費用が予想される。利用者数の低迷や夜間の安全面の困難さ、害虫の面なども考慮して廃止を検討すべきである。</p> <p>財政面が厳しい広島市において、老朽化施設に更に予算を投入するのではなく、県や国の同様の施設の利用を考慮すべきである。</p> <p>担当課は、毎年少額とはいえ修繕料がかかっているバンガローテントの今後の在り方を早急に考慮すべきである。</p> | <p>三滝少年自然の家・グリーンスポーツセンターは、施設の一部やその周辺が土砂災害特別警戒区域に含まれることから、令和 5 年度に策定予定の本施設の更新に係る基本計画において、バンガローテントを含めた宿泊機能を廃止し、低年齢層の子どもや高齢者などの市民が手軽にレクリエーションや体力づくり、自然体験などを楽しめる施設として再整備することとした。</p> |